○**寬政十年**戊申四月九日講所內に於て茶道の稽古を開かる。同書

按ずるに茶の湯會席の式を辨へざれば、恥辱を取ることあるを以て稽古を開かれしなり、その師範は遠州流（小堀遠江守政俊を祖となす。）にて坊主頭（バウズカシラ）山本道甫、石州流（片桐石見守貞昌を祖となす。）にて坊主頭江口傳與に命せられ仕付方の會日にうち交り、一同に教授し居りしが後には數寄屋をも設けられき。

因に曰、土津神君の時茶道頭（カシラ）たりし山本良次は小堀政俊の師なる古田重然（織部正と稱す織部流の祖）の弟子なれば我藩にてはこれを遠州流の祖となす、また橋爪宗伴は、片桐貞昌の門人にてその道に鍛錬し神君より百五十石を賜はりしとのことなれば、石州流の祖は宗伴なるべし、扨後世は校內の稽古は廢せられし故本考にも茶道門を設けず、こゝにその來由を記す斯の如し。

また曰古老の言に廣原の西南隅に清水ありその涯隈に數寄屋ありて、茶にはこの水を汲み用ひしと聞きさと鈴木爲輔が語りしはこの時のことなるべし。

○**寬政十年**戊申六月二十三日司業等林家（幕府の祭酒）の學風を修行すべき旨用人を以て命せらる。同書

按ずるに用人を以てせられしは公令にあらず內命なり、林家は代々朱學にして、當時招聘せられし古屋鬲は古註家なり、また藩士の內には徂學を講せしものありしかば、恭定神君は古往より尊信し給ひし程朱學に復せんとの尊意に出てしことならんと推考せらる。

○**寬政十一年**己酉四月七日學校を日新館と稱ふべき旨を司成に命せらる。同書

按ずるに書經湯盤銘日々新而又日新、また易經聖德謂之日新とあるを取てかくは稱ひられしなり。

第四　學史　下

○寛政十一年己未四月十三日日新館改造に著手せらる。家世實記

按ずるに東西講所は元來士邸を補理せしものにて、不便といひ且つ學式に據らぬ構造なるを以て、西講所へ引纏ひ造營すべき旨を命せられ、米代一之丁南側蓑谷吉右衞門、目付筒井清吾組付佐太夫族奉行杉本源五右衞門の賜邸を收めて各地に賜はれり、米代二之丁北側三宅傳右衞門、物頭柴次吉、りてその宅趾の卑き所には土を盛るに人夫一萬八千三百人を費すべき見積りなりしが、大小司成を始め師範役付勤之者および子弟まで皆草鞋を穿ち鋤犁を携ひ呑もて城内二之丸三之丸或は割場より土を運搬し、時には勞を慰るために赤飯を賜はり、或は煮染（にしめ）一種鹽鮭等の下物にて酒を賜はり、十月に至りて地均（ヂナラシ）全く終りぬ。初め誦師猪狩維岳に學舍の圖面雛形の製造を命ぜられしかば、江戸に出て古屋高等に問ひ、また赤坂田町の商福田屋太郎兵衛なるものによりて昌平坂聖堂の模樣を實見して泮宮四塾の圖を製し、また釋奠遷座の儀式をも取調べて復命せしに、泮宮は黑く塗るべき旨を命せられしを家老等白木にて構造せんことを言上し裁可せられ、普請奉行梶原敬藏、田原助左衞門これが司掌を命せられぬ。さて本館に出席し稽古すべき者は獨禮以上の子弟御

通り徒士の嫡子嫡孫迄となし、弓槍刀場は一場二流にて受持ち隔日の稽古と定められき。この時に一旨流師範内田近武、實藏院流師範志賀重興、太子流師範中林直躬、道雪派師範福口光照、豊秀流師範一瀬直政、司業澤田英等に表長屋を貸渡され各引移りぬ。

○**寛政十一年己未五月二十八日嗣君**（貞昭神君）**大書院に於て郷飲酒の禮典を覽給ひ畢つて大司成以下音樂師に至るまで酒肴を賜はりき。**同書

按ずるに裝束深衣の類他の器具まで悉皆神料役所にて誹ひ整ひしを以て覽給ひしなり。

○**寛政十一年己未六月十五日始めて開版方に於て孝經を開版し諸生へ拂下らる。**同書

按ずるに郷飲酒禮典の裝束器具悉皆整ひしに金一兩餘の贏餘あり、誦師猪狩維岳、倉澤彌太郎協議して九經を開版し、國學九經と題しまづその内孝經正文を摺立て賣拂ひ、その純益にて漸次上木せん事を建議せしに許容せられ、開版方にて賣拂ひその代金は成箇米（ナリカマイ）（穀祿のいひ）にて取立つべき旨を令せられぬ。

因に曰予孝經の古本を見しに、表紙の裏の正中に孝經正文と大書し、その右側に日新館九經猪狩維岳謹校と書し、左側に寛政己未新鐫日新館藏版と書したるものを見き、これその當時のものにてまた一證となすべきなり。

また云開版方は、當時一局ありしにあらずして、神料役所内にその掛りを置かれし事ならんと鈴木爲輔が書翰に見ゆ、天保十三年日新館内に一局を設けらるゝの前出版にかゝる諸士系譜に散見誹ひノ字解シ難シ　永
排列ノ字ナルベシ　安
アフラ讀ひナルベケレドモ省ク方可ナラン　綱
一兩餘ノ字疑フベシ當時ノ事ヲ察スルモ其金トハ其ダ違フ樣ナリ只餘金アリ位ニテハ如何　安
爲輔ノ書ハ天保以前位ノコトニテ寛政年ノ證ニハ適當セザルベシ　安

するもの一にして足らず、寛政八年中條俊英（德十郎）が書籍出版掛を命せられ、同十一年猪狩維岳が開版方勤を命せられ、同十二年大河原臣教が論語正文の刻字を書し、享和三年加賀山知常も諸書の刻字を書し、文化三年に角田成好開版方主役となり、藏版物は勿論童子訓摺立、九經彫刻を急ぐべき旨を命せられしと見えしが、その初め開版方の名稱の起りし年月を知るを得ず、聖堂の西房に版木の陳々相累りしは、皆當時出版になりしものなりと傳へ聞きき。

○**寛政十一年己未八月千石以上騎士のために廣原に馬術の別會を開かる。**大場家系譜

按ずるに新に馬を貸下られ、大場和意（儀右衛門）荒井安信（土佐右衛門）の二人師範を命せられしが、日新館成りし後は厩に移さる。

○**寛政十一年己未十月詩經世本古義の彫刻成る。**中山家系譜

按ずるに當時幕府諸藩に令して諸書を印行せしむ、我藩これを受けられしなりと傳へ聞く。

○**寛政十二年庚申九月學校火消役を定められる。**家世實記

按ずるに昨年來の構造は至極盛大にして萬一のことありとも再びすべきことにあらざればとてその筋へ左の通令せられき。

出火之節大小司成始文武之師範役付之者は勿論十五歳以上の諸生學校へ駈付受前之場所へ相詰候樣諸生之儀は稽古場大小相應に司成武學寮主役方にて人數相配り豫め受前を究申付可差置候諸生

一己勤（イツコツトノ）に無之者は平日學校出席迚之著服にて罷出燈灯持參之儀は勝手次第に可致候病氣障り一己屋敷近火之節或は親戚方へ相見舞又山野之狩其外等へ罷越難相詰節は其旨翌日主役迄可相屆候且小荷物備に當候物頭六人學校火消被仰付組召連れ相詰候筈に候間兼て學校内にて受前之場所を分け手配等之儀熟談之上可申出就ては學校奉行は勿論師範役付之内勤之者ともは寄場（ヨセバ）に罷出候に不及候若不參之者有之節は長役（ヲサヤク）の面々より後殿備之御家老共方へ可相屆候尤も御軍事奉行之儀は是迄之通寄場へ相詰學校風下に候はゝ支配之者火防可取懸候

右に付熟談之上人數配（クバリ）左之通り申出で允許せられき。

泮宮　大小司成幷物書（モノカキ）　物頭三組

戟門　物頭三組

大學校　司業四人　錄事一人　大學生

四塾　誦師四人幷組合之塾生武學寮締方四人禮式配膳等之稽古場可兼防

武講　誦師四人幷組合之塾生武講役付之者武學寮締方一人

大内流　誦師一人幷組合之塾生武學寮締方

一旨流　誦師一人幷組合之塾生

寶藏院流精武流太子流安光流一刀流眞天流豐秀流道雪派印西派廣原御流　同斷

大内流一旨流ニ誦師トヘ如何　安

泮宮始司成差配之場所へ相詰候者は凡て司成之指揮に隨ひ武講へ詰候者は武學寮主役之指揮に隨候樣師範幷一藝に傾き修行致候者どもは其持前之稽古場へ相詰候樣可致候申迄も無之候得共詰場は前段之通相心得風下（カザシタ）模樣によりては臨時に取計ひいづれの場所と申も無之危處防候儀專要之事に候將又相詰候節は最寄之門より駈付引取候節は其場へ詰居候御目付より可申通候間物頭を先にいたし一二之順を極置き一組づつ亂雜に不相成段々表門より引拂候樣可取計候尤貴賤老幼入交候儀に候間面々相愼先後立場等爭ひ不敬之振舞無之樣若過て卒忽之儀有之候とも互に用捨可致候但用捨難成儀有之候はゝ其場之長役（ヲサヤク）へ相斷可任判斷候致怪我候もの有之候はゝ介抱致附添其場を爲引取候樣可致事

○享和元年辛酉四月五日常には日新館を聖堂御用屋敷と稱ふべき旨を令せらる。同書

按ずるに日新館號は其向（ムキ）にては通ずべけれど、町鄉村に至つては分るまじ、江戸にても大成殿の通用は聖堂と稱ひ、且長屋住居もこれあることなれば斯く稱ふべき旨を令せられしなり。

○享和元年辛酉九月廿九日武學寮主役を廢して司成に管理とせられ既廩考課および武藝試業等の次第を定めらる。同書

按ずるに大小司成を置かれしと雖も、武學寮に主役、馬術に司役ありて支配する所一樣ならざるを以て二役を廢し中澤高令、丸山胤長、伊與田爲長を免じ總て稽古上の支配は司成に屬せられき。

是迄武學寮にありしは弓術にて樋口光照の道雪派、小川常親（徳之助）の印西派、槍術にては中澤高令の大内流、内田近武（多内）の一旨流、志賀重與の寶藏院流、劔術にては中林直躬の太子流、町野重勝の一刀流、宮原長與の眞天流、小笠原長政の神道精武流、武井景忠の安光流なりしが、二男以下年割以上に出席を許されしかば、槍術にては春日信八郎の一旨流、上遠野秀門（喜右衛門）の大内流、劔術にては浦野直元の太子流、千里祐行の新天流、弓術にては兼子吉太郎の道雪派を入れ、諸生を分て教授すべき旨を各師範に命せらるまた左の數件を合せられき。

一君公の忌祥日は休會なりしかば殺生に行く者なきにあらずこれ等は父兄に於て宜しく教諭すべし。

一休日の三日を五日、十日を十一日、十八日を廿二日、廿七日を廿八日となすべし。

一許席（ユルシ）に至らざるものも番代（バンダイ）勤なれば諸藝勝手次第となり自然怠心を生ずるを以て爾後は許席に至らざるものは番代勤を許すべきも小普請料を出し文武の藝を出精すべし。

一學校へ入門せざる子弟の人別年齢は十月七日まで學校懸目付役に差出すべし諸役人の考課吟味の入用これあるを以て近習外様とも平日勤不勤の次第及び存寄（ゾンジヨリ）等申出で採用ありしこと學校武講武學寮馬術或は宅會にて修行せしこと共に明細に取調べ毎年正月廿一日までに差出すべし。

一諸生のうち人品よろしく其藝に秀で末には器用をなすべきものは一ケ年專（モツパラ）修行を命じ稽古料又は居塾料を賜はるべしいよ〳〵出精なるものは年限を延べ口米は一口半より二口、二口半、三口、三口半、四口、四口半、五口、五口半、六口、六口半、七口と十一等に區別し一等づつ相增しまた格別の廉顯れざるものは年限に拘らず口米を廢すべし此儀は情實にもたれず申出づべし。

一時習は毎月六度づつ朝五ツ時（今の八時）より九ツ時（今の十二時）まで人數の多少に拘らず丁數十五葉づつ輪講會讀をすべし大學生たりとも弓馬槍刀の藝に隨ひ武道の嗜（タシナミ）怠るべからず。

一六科糾則は文武の學寮へ渡し置かるゝを以て四季の仲月諸學寮師範役付拜聽し此主意を以て教導すべし。

一束修は師範の恩儀に對し謝禮を遖るの大禮なれば諸學寮役付とも是までの通り一同に謝辭を遖ぶべし。

一一體へ引張る禮式の時は出闕を改め著座の順を正すべしこれ等のことは學校懸の目付これを任すべし仍て司成始め闕席の次第は目付へ斷り目付は日々の出闕その刻限遲速を調べ月々申出づべし

一什長は嫡子に相應のものなき時は新番組々外之士以上二三男之内方正なるものを撰び命ずべし。

一試學は司業始誦師とも之を承り二八月上丁以前に畢るを目的とすべし。

一配膳の稽古は學校組合を拔けたるものは出席勝手次第となすべし。

一槍術は士の專業とすべき所なるを以て新番組々外之士以上の子弟は十六歲より二十歲まで五年間

專修すべし。

一文武の藝の內一藝へ傾き修行願は一年を限りその業上達の次第により延期の吟味あるべし。

一諸稽古上の賞譽は歲末に行ひ師範役付は重もに勤續年數を吟味せしが爾後は考課を以て賞譽すべきに仍り勤不勤出席の遲速或は存寄等申出で採用の有無諸生取立の良否まで委細に取調べ司成へ申出で司成これを吟味し正月二十一日までに差出すべし。

一諸稽古場外塀に至るまで樂書は堅くこれを戒め所々不奇麗にならざる樣掃除を怠るべからず。

一猪苗代學館塾師及び書學師範へ束修料二分づつ賜はりしが爾來一兩づつ賜はり醫學館南北學館句讀師へは一分づつ賜はるべし。

一醫師の嫡子は重もに醫學館に出席すべし。この日令條を改定せらる載て醫學門にあり

一弓馬槍刀術の內許席（ユルシ）に進まざるものは諸勤（ショツトメ）を許されざる處より技術進まずして昇級するものあるの聞えありすべて技藝は自家一已の嗜（タシナミ）にこれなく國家の用に立つべきため修行することなれば以來は槍刀術老功に至らば他流許席のものに仕掛（シカケ）を賴み其業を試むべしその時には師範互に折合（オリア）ひ目付その席に臨むべし。

一弓術も許を與へんとするものは新弓（アラキ）六分半以上にて的前（マトマヘ）の數射（カズキ）致させ尺二寸的へ百矢八分以上の中りにて射形（キカタ）崩れざるを適度とすべし。

眞天流ハ脫シタルニ似タリ下ニハ一刀流マテアレハ此ニ除ク筈ナキナリ安

一馬は家中の飼馬或は驛馬おひめ或は手合これある馬又は三歲駒等に乘らせ駈道をも試むべし。

一文庫の書籍益々多きを加へたれば文庫役人どもは日々出勤して錄事へ談し出納に任すべし。

一錄事も日々出勤し是迄の如く出闕を改め文庫役人と協議し書籍の出納に意を注ぐべし。

一おり〳〵催ふすべき他流仕合の次第槍術大內流の一番仕合一旨流の中位寶藏院流の仕掛（シカケ）の席に至り其業習熟し陰（カゲ）、老功、假名、目錄（何れの流にこの席ありしやしらず）の席に掛りしものはその人名を司成に屆け追て日をトし譬へば大內流にて進むべきものあれば一旨流寶藏院流の師範締方その流岐の許の內にて出精なるもの一人づつ同導して仕掛くべし一旨流寶藏院流のものは入身（イリミ）二本仕掛二本を賴むべし大內流は入身の業なきを以て他流上席のものゝ突身（ツキミ）二本を貰ひ槍合二本の仕掛を受くべし劍術太子流安光流精武流は席名異なりと雖も老功に準する席に至り習熟して許席に進むべきものあらば豫てその人名を司成に屆けて日をトし他流師範締方一人づつその流岐許席のもの一人を同導し二本づつ仕掛くべし。

一總て試業の日はその稽古場を休會とし大小司成目附の外は臨席するを得ず仕掛るものと雖も一人づつその流岐の締方案內して代り合ひ透見（スキミ）等堅くこれを禁じ勝負の次第は決して他言すべからず若し洩したるものあらばその先を詮議し所當を申付くべし。

一町野重勝の師範たる一刀流は他流と仕合はざる流法なれば格別なれども事により他流仕合をも命

ずることあるべし兼て心得居るべし。

一紐制以上のもの嫡子は二十二處より勝手次第となし徒士以上にて學校へ出づべきもの願の上學館へ出るものは學校の制度に從ふべし。

一砲術大筒百匁玉は抱打（カヽヘウチ）距離二十丁　人により五十匁十八丁　二發また三丁の楕形（ヤゲラカタ）三十匁五十匁玉の内五發中り三發にて合格小筒は百發九分以上の中り十匁玉百發八分以上の中りにて合格とす。この一項は家世實記に載せざれど石井氏覺書に享和の度となし記しおきしを以て補記す

○享和元年辛酉十月朔日卜部神道の侍講大竹政文二事傳を授け奉りしを以て竟宴の式を行る。同書。恭定靈神年譜

○享和元年辛酉十月朔日文武の學寮新築成り稽古始の式を擧行し毎年會業終始の日を定めらる。家政實記

按ずるに大成殿未だ成らずと雖も、諸寮已に成りしを以てこの日稽古始の式を擧行し一般に酒肴を賜はりき、これ迄文武學寮武講とも會始は正月十五日會納（クワイナツ）は十二月二十日なりしを改めて會始を正月二十日、會納を十二月十五日厩、櫻馬場の會始は從前の通り、その日例明なられど正月五日なるべし　會納は十二月二十日とせらる、これ司成の建議を採容せられしなり。

○享和二年壬戌六月十九日醫學館の諸生醫學一等に進みしものは相續の時小普請料を免せられ町在の醫師は御目見（オメミエ）を許さるべき旨を令せらる。同書

按ずるに渾て醫學一等に進み、是迄大書院に於て目見せしものは小書院に於てし、これ迄小書院に於てせしものは君公の平脈診察を許され、また小書院目見醫師の嫡子は相續の時大書院に於て、大書院目見の嫡子は相續の時親父の格式に據置かれ、合力醫師の嫡子は相續の時は小書院に於て許され、御家來醫師の嫡子は小普請を免せらるべきにより、一等試業の時は大學生試業の次第を以て試み、その進みしものは申出づべき旨を司成に達せらる。

○享和二年壬戌某月江戸の二郎に學校を設けられその和田倉邸に設けられしは成章館その芝邸に設けられしは考與館と名けらる。同書

○享和三年癸亥四月十七日江戸の浪士伊東金藏　藍田又龜年と號す當時祖徠の高足弟子なり湖落す金藏はその遺教を維持せり　來り諸生等束修の禮を行ひ講義を聽聞す。同書

按ずるに此時に際し諸生等の學術稍上達しければ、儒士來りなば奬勵の一助ならんと執政等希望し居しに、偶〻侍醫兒島宗說江戸に在り、金藏を携ひ歸らんことを請ひしを以てこれを許し、路資十兩を給せられき、その若松に著するを待つて司成司業等就て會釋し、諸生等特に賜はる所の銀子七枚を以て束修とし、學校に於て入門の式を行ひ、朝には文章軌範、夕には左氏傳註疏を講じ、五月二十一日辭し歸るに際し、謝儀として銀子十枚を贈られ、片桐壽八、目付役　猪狩維岳學科役所雇勤はかねて江戸に於て入門しゐしを以て、離亭に於て別筵を開きしがその酒饌は官より賜はりしとなり。

此按ヘ令旨ト自說トノ際分明ナラザルニ似タリ編者ノ再考ヲ要ス前後共ニ類似ノ文體見ユ

○享和三年癸亥四月二十六日文武の藝術傳書を館庫に納め永く後世に傳ふべき旨を令せらる。同書

按するにすべて藝術は文武を問はず、先師よりの傳書奥秘の口訣等これあるものなるに、流岐衰微して傳ふべきの門生なく、遂に絶傳に及びしものこれなきにあらず、將來もまたこれなきを期すべからず、若し傳書詳明ならざればこれを再興するの志あるも得べからず、先師に對しいひ譯なき次第なり、然れば師範はその流岐の傳統を重んじ鄭重にすべきは勿論のことなれば、神道、書學、雅樂、天文、數學、䟦方（シッカタ）、配膳、茶湯、書道、和學、和歌、醫學家の秘法、弓、馬、槍、刀、柔術、居合、手裏劍、手棒、捕手、薙刀、棒、町見、騎射、打毬術、長沼流、河陽流、山神流、太子流、桂井流、軍用相馬の術、亂舞、立花、職原、居物（スキモノ）等の類すべて傳來の書へ註解を加へ、口訣の分は殘りなく假名文に書し、その形を以てすべきは雛形を製し、後世これを見れば再興し得て流岐斷絶せざる樣との趣意なれば、古今異說等これあるものは參考のため別錄となし、明春までに取調べ封緘して館庫に納むべき旨を令せられ、其期に至りみな納めぬ。桂井流は伊南芳雄より傳はりしなり後何れに傳はりしや前後聞かざる所なるを以て爰にその出處を示さんその源は香坂昌信（彈正）より出て小幡景憲（勘兵衛）壺井義知（安右衛門有職古實に長ず）山崎知家（大郎右衛門）を經て桂井政之（藤之進）に傳はり政之は土常神君に侍講し芳儀もこれに受けしなりと佐野氏雜記に見ゆ

○享和三年癸亥六月九日地誌編集のため地誌方を設けて用懸を置かる。同書

按するに寛永年編纂の風土記に倣ひ、假名文（寛文年の風土記は漢文なり）にて更に編集すべき旨幕府の命なりとして林祭酒（大學頭）より一柳直陽に傳へられしを以て、會所内に地誌方を設け家老田中玄宰これを總裁し直陽および司業安部井鱗、神道師大竹政文、郡方勤田村清次左衛門等用懸を命せられ、用所役武井壁（完平）岸忠恕（源五郎後丈右衛門）佐藤彥四郎、宗川茂京（安右衛門）等諸役所より出す所の書類取纏めのことを命せられ、他に文材あるもの及び地方の事に精きものおひ〳〵加へられ、直陽は江戸に在て林祭酒に接し種々問合せし後歸りてこれを專任したりき。

○享和三年癸亥八月二十一日大成殿聖廟へ配食者及び釋奠衣服の制を定めらる。同書

按するに司業安部井鱗、命を受けて釋奠の儀節を調べしに、皇朝の古禮及び唐土の制も代々沿革ありて一樣ならざれば古屋鬲の意見を問ひしに、從配は孔安國、鄭玄等古註家十二人を配すべしと答ひしが、他の司業及び鱗は孔門の十哲（顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、宰我、子貢、冉有、子路、子游、子夏）を配すべきの意見を述べ、各異なれど數人を配せば室内狹くして樽俎の類禮器を陳列し難く器物の方寸三分の一を減せざるべからず、司成上田伊賢も意見を副へ稟議し、執政尚ほ司業に下問し吟味せしめしに、顏子の み配したる例あり、また四配とて顏曾思孟を配せしこともあり、此のこと何分決し難く、且つ室内紅氈を敷くの法、燭臺を置くの可否等分明ならず、鱗また江戸に赴き吟味せしに、正祀は上客、配祀は相伴にて、相伴の多きを以て上客の馳走を省くべからず、また相伴多きがため禮器の寸方を減じては制に適ふまじ、顏子は大賢亞聖と呼ばれ、魏の齊王芳の時聖位に副祭云々と見

えたれば、顏子のみにて可なるべし、紅氈は敷詰にては却て恭儉の意に適ふまじ、神位の卓のみにて然るべし、燭臺は室內幽暗なれば點ずべく、然らざれば點ずるに及ぶまじき旨の意見を述べしを以て、玄宰また鬲に問ひしに鬲は前議を執て、學士を敎へ功を立てし人の德に報ゆるため配するものにて、註家にて毛公、孔安國、鄭玄の三人を配し、室內尙ほ餘地あらば杜預王弼等をも配すべき旨を答へしが、鱗はこれを以て明末淸初の諸儒も論せしことなるが公論とはいひ難しとて前議を執て聽かず、玄宰また古書を搜索し意見を副へ言上せしかば、顏子の配食に裁定せられ、祭服は祭事に參與するものは熨斗目（ノシメ）長袴、晒布劒は鞘卷にて可なるべしとの論あり、司業はこれに對し室內狹く三十餘人なれば三獻の役のみ長袴にて他は半上下（ハンカミシモ）にて可なるべしと議し、稟議せしかど、幕府釋菜の服は深衣幅巾にて當時は相當の官服を用ふる由にて、長袴は堂の昇降にも難することなるべく、布衣（ホイ）は皇朝古代よりの服にて無官のものも著用して可なるよしなれば、私に閣老松平侯信順（伊豆守）に問はれ布衣著用に決せられしとぞ。

○享和三年癸亥九月二十五日家老武川信周（源助）學校稽古掛を命ぜられ若年寄西鄕近光（式部後頼母）井深重暠（宅右衛門）佐貳を命ぜらる。同書

按ずるにこれ迄稽古掛なりし田中玄宰はこの日大老となりしを以てなり。

○享和三年癸亥十月九日大成殿の造營全く成りて大老田中玄宰總司となり孔像を遷座し釋奠の禮を行ひき。同書

按ずるに先に安部井鱗、聖像の前に於て遷座の日を卜し今日吉辰なるを以て之を擧行しぬ、その總司は田中玄宰にて小司成有賀滿撫（軍兵衛）司業安部井鱗、澤田英その他の役付布衣著用にて供奉し、本一之丁元聖堂より大町通を經て日新館の南門より大成殿へ遷座す、この時司成上田伊賢、司業今泉廷蘭、司業雇勤米澤昌大、及び誦師大什長音樂師等みな布衣を著用し、用掛獨禮以上は熨斗目麻上下（ノシメアサカミシモ）を著用し大成殿の東西兩頰へ出て、玄宰は堂上に在り、神輿南門に至るを以て司成これを總司に告ぐ、司業等東頰に在りしものは東階を下り、用掛等西頰にありしものは西階を下りて庭上に立ち、總司は東階の上に出て、戟門にて音樂を奏し、司成先導して誦師、大什長神輿を受て室內に安置す、總司は堂上を出て大學に移りて休憩し、司成等は皆もとの如く東西兩頰に復座し、唐戶を閉ちて暫く神位を安し、後司業祝となり誦師、大什長、齋郎となり、敦四、鉶二、豆三、籩二、俎三を供し、畢て司成、總司に報ず、總司階下にて盥ひ嗽き、兩公のために代拜し太刀目錄銀二枚づつ獻し、司成香案の前に至り上香し、司業一人神前の觶を洗ひ、酒を酌み司成と共に神前に進む、司成その觶を取り半を苴に灌き、司業に授く、司業また酒を斟添ひて司成に授く、司成獻酒の式を行ひ、司業神前に坐し、左の告文を拜讀す。

維享和三年歲次癸亥十月壬戌朔越九日庚午我公使大老田中玄宰敢昭告大聖孔宣父大哉聖德起布衣

神輿神位ナドノ類原文ナレバ據ナキナレドモ余ハ之ヲ改メテ神輿ヲ聖像神位モ同斷神前ハ聖像ノ前ト云フヤウニ致シタキナリ　安

兩公ニ代リテ拜ス兩公ヨリ太刀目錄銀二枚ゾヽヲ献ゼラルトスルイカン　綱

吾藩先公ヲ吾藩祖正之以來累世好學云々ニ改メタシ　綱

顏公ハ妥ナラズ然レドモ如何トモナスベカラズ又云支那此文例アリシナラン　安

顏公ヲ顏子ニ改ム下同　綱

我公ヲ御實名ニ改ムベシ　綱

踐素王位祖述憲章詩書之道禮樂之教千古有光於是日月所照雨露所潤皆沐其德旁愛敬和睦不悖倫理有立於天地之間以故雖生千載之後在萬里之外豈不知報其恩而可哉乃皇和王朝之盛設大學育人材釋奠效古尊崇之禮所從來者久矣吾藩先公好學修德世濟其美雖春秋俎豆享祀匪懈祠宇狹隘未能備典故則不能無憾干匡直輔翼也乃命工匠新築廟宇於高爽之地負陰向陽戟門巍々頻水洋々不乏裝飾更剏學宮普廩俊秀欲大開教化玆卜良辰張軒縣釁鉶敦俎豆謹以酹酒安神位於此室配以先師顏公亦唯得一善而拳々服膺貫首弟子德行之撰我公之所忻慕也嗚呼建德者不以遠近易則黍稷非馨明德惟馨雖不盡山海之物行潦之水沼沚之毛苟有誠敬神其吐之耶尙饗

維享和三年歲次癸亥十月壬戌朔越九日庚午我公使大老田中玄宰敢昭告先師顏公維公好學之資尙德之厚先聖猶且願爲之宰一簞食一瓢飮恬然不改其樂以仁義爲膏粱髦士所當矜式孰有若公者哉今築頻宮祭聖孔宣父謹迎公之神位配以粢盛庶品尙饗

畢て司成再拜して復坐し、小司成立て階下に行き盥ひ嗽き配祀の觶を洗ひ司業に授く、司業酒を斟て小司成に授く、小司成半を苴に灌き司業に授く、司業また斟添て小司成に授け、獻酒の式了り拜して復座し、皆自ら拜禮し後に供物を徹し別室に於て酒宴を開きたりき。因に云顏子の像は新に鑄造せらるゝにより、容貌衣冠の樣を吟味すべき旨を澤田名垂に命ぜられ、名垂古書を搜索し稟議せし所によられしとぞ、扨また孔像は寶曆十一年七月二日の夜、二之町の商沽伊右衛門と

嘉カ渡來ノ聖像ヲ得テ之ヲ献セシコトハ特書スベキコトナリ　安

いへる惡漢、その印子（インス）なることを聞き利を得んとし、講所の聖廟に忍び入り盜み取りしが印子にあらず、尋常の靑銅なるを以て自家に匿し置きしが、數年の後發覺して明和元年八月五日磔刑に處せられたり、此際聖廟空位なりしかば新に鑄造して安置し、その發覺せしに及てや沒收せられし古像は二之丸文庫に納め置かれき、即ち山崎嘉が齎し來りしものにしてこの像は兵燹を免れ今子爵松平家に存せり、或人いふ今存するものは兵燹の際儒者見習勤橋爪盛道大成殿に入て持ち出でしものなりと、然れば顏子の像も持ち出づべきに顏像は見えず、また孔像のみにても二軀ならざるべからざるに今存するものは一軀のみなり、思ふに盛道は大成殿の傍に居りしは皆人の知る所にして、二之丸文庫に古像のありしは知らざりし者多かりければ、盛道の持ち出てしものと臆斷していひしなるべし、況や今存するものは古色蒼然寶曆年間の新造物にあらざるは一見明了なるに於ておや。

又曰當時用達（ヨウタシ）町人須田義保あり、豪商にして氣慨あり、日新館造築の入費は幾千を要するも一人にて引き受け支辨すべし、願くはその道に召仕はれたしといひ出でしに依り可納して舊來義保に給與せられし合力米百七十俵は百七十石の永世祿となし、學校普請方に召出されしかば、普請奉行に屬し匠工を御するその宜しきを得て、入費は多きを要せず却て堅固に成りしといひ傳ふ。入費の算額を記載せしものを見ざるも、三千兩を費やせりといひ傳ふ、古人事歷門義保か傳と參觀すべし。

○文化元年甲子四月二十一日童子訓の印行成り諸士に頒ち賜はる。家政實記。會津外史。

按ずるにこの書上下二卷、假名文にて曲禮に基き著されたるものにて、原文をも載せ交ゆるにその實行あるものゝ事蹟をも載せられし幼童の教育書にして、當時は大目付、大組物頭以上その他

學校の諸役員または役付出精なるものに一部づつ賜はり、後には貴賤の別なく家臣には一部を賜はり、新に召出されしもの請願せばまた賜はるの例とせられき。

この書は恭定神君の親撰に係ると雖も、安部井麟、今泉廷蘭、澤田名垂、大竹政文等これを參賛し、脫稿の後一柳直陽をして幕府の奥儒者屋代弘賢太郎の校正を得させ給ひ、その刻書の草書は內田近明に、その楷書は野村卯之助に命せられしと聞く、松平侯定信の序、古屋鬲の跋あり、跋を擧て以て證す。

會津之爲封也蓋有鎌倉氏時維昔源大將軍始封平義連於此是爲佐原氏再世之後改爲葦名氏十餘世而絕矣然後蒲生氏因之上杉氏因之加藤氏因之此數君皆雄視當世武力冠一時然未聞文德之化民安衆也先君土津公以朝廷懿親受封斯土於是乎闡文敎張武備都鄙翕然鄉風一洗舊俗如湯之灌雪士民革面延及今侯愛國子弟之尙猶不篤乎學而材器之乏用乃大作泮宮廣延儒師文武之事兼擧莫遺焉都下子弟十歲以上者皆就塾受業司成總之司業掌其業誦師授之什長帥之學監巡之以督其勤惰公乃循先君之遺敎酌時俗之攸宜親製童子訓以爲之程式下令曰嗚呼爾子弟典聽我告繼自今其孝以親父母友以順兄弟睦以和宗族嫺以諸外親任以信朋友恤以賑鄰里謹奉此六者勿有隕墜也命有司曰各率爾屬孜其德行察其道藝以聞於公其或弗率訓典則八則懲之丹書以識之可以彰善癉惡也百爾父兄亦能體此意以敎誨其子弟有可已於事而竢夫然後遜讓之風勃々乎興於庠序行都鄙刑錯而不用君侯之仁豈不深且遠乎其俊秀之足賴者必試之業第則進諸大學課以對策以時講鄉飮鄉射之禮以存先王化民之遺範又月試詩文舞樂及書畫之技必設宴以優之凡習文武之藝者皆有旣廩以養之其設等自第一至第七考校學優則進其等要在使人成德達材以供國家之用耳外臣鬲以久沐膏澤且嘗定功令謹陳敎條以付卷末如此享和癸亥四月

朔東肥古鬲謹識

文化元年甲子六月二十九日副將幷に家老附寄合組に學校宿直を命せらる。（家世實記）

按ずるに副將は當時に在りては大老の謂ひなり、寄合組の內諸藝の役付たるものはこれを除き、一人づつ暮六ツ時（今の六時）より朝六ツ時上同迄學校へ宿直し、門番の內一人を率ゐる諸稽古場を巡り、火を警めすべての取締に心を注ぎ、學校に係ることは司成に申出づべき旨を命し、是迄書物番は足輕三人なりしを夜中は一人とし、宿直の小使をも兼ねしむべき旨を令せらる。（當時は宿直一人とあれど後世二人とせられしなり　役員門に詳なり）

○文化元年甲子八月十三日諸生數學修行の年齡を定め且つ九數卒業のものは家督相續の節小普請を免せらるべき旨を令せらる。（同書）

按ずるにこれは當時關流算術の師範片桐嘉矜の建白に出づ、今その略を記さん曰、數學は周禮保氏職掌六藝の條にあり本朝異國とも古今九數を以て敎授仕候儀にて全く聖人の遺法に御座候禮記に十歲外傅に就き書計を學ぶと有之古學校の制も禮樂射御書數之六藝にして本朝大寶の令にも數

屋代太郎ハ儒者ナリシヤ否吟味屬キシヤ

古屋鬲の跋ありマデニテ下ハケツル凡テ書籍ノ序跋ノ類上梓ノ時ハケツル可ナラン再考綱

學を建てられ賤者にのみ學ばせ貴人學ばせざることは不相見貝原熊澤等も王侯大人の子には隨一に算術を學ばせ勿論士大夫の子は不學候ては奉公勤め難く我國當時算術を小吏賈人の賤技となして王侯大人の子及び士大夫の子に學ばしむることを恥るは戰國の餘習なり且つ曆算律算抔は殊に風雅なるものにて數學は專ら士君子の可學業なるにこれを學ばざるは大なる誤なりと論し徂徠も儒者不知數々者は不讀書故に千載の迷ひ解けざること多しといへり孔門三千の徒六藝に通ずるもの七十四人今の學者曆史度量衡の類ハて制度に係る書を讀みしもの無之雅樂生にも律算を取廻す者不相聞此の如き故御家中儉約の令出候ては內證取直しの勘辨不行屆諸役人月計書き出し被仰付候ても周禮の如く一月勘定仕詰候御法未相整是等はみな家中不算の弊に御座候正保二年島田覺右衛門御知行二百石下され算學士に召抱へられ慶安三年安藤市兵衛二十五人扶持下され御勘定役人に召抱へられ覺右衛門は九數算法を著し市兵衛は宣明曆註を書し皆上木せり如形九數御引立被遊候により御家中殊の外他邦に超過せし由數學方日記に相見え其後連々相衰ひ今般の御用支にも相至り候儀に候間何卒一統年齡を以て諸士は年數少く獨禮は年數多く修行命せられ獨禮以下は九數一ト通卒業諸士はその上天元術迄卒業候はゞ廉（カド）に相成樣云々となりしがこれを可納せられその試業の方法を定め（方法は數學門にのす）會日は每月四九の日八ツ時（今の午後二時）より七ツ時（今の午後四時）まで、年齡は十三歲より十七歲までとし、その他は心次第とせられき。

○文化元年甲子十二月九日文武の藝術考試の上居塾を命じ旣廩を賜はるべき旨を令せらる。同書

按ずるに學文は一等生以上にて、敬敏任恤孝悌睦婣の內實行あり、材德を成すべきものへは月俸を賜はり、その人の材に因ては一藝に傾き修行を命せらるべし、また大學生にて上達せしものには秦漢以上有名なる侯伯廢興の因て起る所、或は遜讓受禪の際にて棄枯の違ひある等のこと、渾て平日取扱ふ所の六經左國史漢の類にて見易き事歷を擧げ對策せしめ、文理ともに優長なるものを以て第となし、畢て韓柳歐蘇文の內五十字以上の原文を假名字にて書したるを出し、原文の如くこれを埋め轉倒錯置なく助字に誤謬なきを以て第とすべし、和學は得業生の內秀でしものを撰び六國史の內二百字以上の原文を出し、和文に釋し文體は專ら國朝假名文に倣ひ俗言を交えず、上は源勢語より下は十寸鏡等の體に倣ひ、語意融艶を以て第とすべし、卜部神道は一事位以上にて廣くその道を教授し拔群なるものを以て第とすべし、垂加派神道もこれに準ず、射藝は引（ヒク）七分以上の弓（弓術門に詳なり）にて晝夜一萬餘の箭數を射て射形崩れず、猶ほ修行し諸流の拔群なるものに較べ優等にして長箭の士となすに足る者を第となすべし、劒術は他流の試業後數年出精し、愈拔群なるものを第とすべし、馬術も試業の後數年出精し他流の秀でしものに較べ優等にして廣く倘馬を乘廻るものを第とすべし、その居塾料は一口半より七口俸に止まり、その藝の秀達に依りて次第し、若し怠る者あれば召上ぐべき旨を令せられしなり。

○**文化元年甲子十二月九日神道和學に熟達せしものは家督相續の時に小普請料を免せらるべき旨を令せらる。**同書

按ずるに卜部神道は中臣秡、神代卷、神武紀等再應講習し、その旨趣を會得し、古事記、舊事記紀傳門と相分け、明法門は律令類聚、三代格、延喜式、政事要略、法曹至要抄、同類林等に渉り紀傳門は六國史、日本紀略、類聚國史等に渉り、階級を經て得業生に進みしものは相續の節小普請料を免せらるゝ旨を令せらる、斯は士津神君以來尊信せられしものの漸々衰微するの勢なるを以て、師範の意見を尋ねし上斯くは決定せられしものなり。

○**文化二年乙丑正月二十九日司成の稟議により幼年者心得の廉書を發せらる。**同書。廉書は敎令門に載す。

○**文化二年乙丑二月二十二日小笠原流の禮式二男以下修行の年齡を定め且つ騎射の考試法を定めて合格のものは家督相續の時小普請料を免せらるべき旨を令せらる。**同書

按ずるに是迄小笠原流禮書の內全からざることあるを以て、師範河原政心江戸に赴き、弓馬の軍禮まで悉皆訂正し了りて、十分なる敎授を與ふるを得るに至りしかば、考試の法新弓五寸引以上の弓にて騎射の箭數五十本の內尺二寸 弓術門に註す の的へ中箭三十本以上の者を合格と定め小普請料を免せらるべく、渾て古實諸禮を辨へざれば進退應接の間野鄙にして他に對し恥辱を得ることあるを以て、二男以下のものも二十二歲まで會日に出席し修行すべき旨を令せられしなり。

○**文化二年乙丑二月二十八日學校料として金を寄納せしものへは口米蠟燭等を賜はるの程度を定められる。**同書

按ずるに町役所、山役所、金山役所、駒役所にてその支配に設諭し、金員千四十九兩を四十九人にて寄納せしが、金百兩につき五口俸、小金は三兩につき二十匁掛蠟燭二十挺づゝ年々給與せられ、その金員を本人へ還付せらるれば給與をも廢せらるべき旨を議定しその筋へ令せられき。

○**文化二年乙丑二月某日禮式の令條を定て發せらる。**令條。證式門に載す

○**文化二年乙丑四月十三日文武の師範役付闕員の時撰擧の次第および諸生優等のものを目付より書出すべき旨を其筋へ達せらる。**家世實記

按ずるに文武の師範役付缺員あれば師範役付より撰書を出させ、司成これに意見を添ひ出すべし、且つ被撰人は勤之者と子弟とを問はず廣く吟味し、又その撰擧は勿論諸生にかゝりしことにして、司成に下問するが如きことあれば司成より目付の意見をも承るべし、且つ代官、見習、族司 族司は當時の稱呼なれども後世廢せられたり、即ち屬體以下にして代官見習役の勤をなすものなりしといふ 雇勤等を撰擧するため、子弟は勿論勤之者とも人品の次第、每年十人位づゝ目付より申出づべき旨をも達せらる。

○**文化二年乙丑四月二十五日大什長を廢し誦師添勤を置き居塾料二口俸を賜はる。** 同書

按ずるに童子訓頒布以來、什長とも深く立入り深切に教諭を加ふることとなりしかば大什長はた〻句讀を授る一方の任となり氣向も宜しからず、什長もまた大什長の氣を兼ぬるが如きの情狀なきにあらざるを以て、大什長を廢しその內八人を誦師添勤となし、是迄の費金二分の外に居塾料二口俸を賜はりたらんには、名實相適し實際教授の道宜しかるべしと、司成の建議を納れ裁可せられしなり。

○**文化二年乙丑五月六日大學及第の考試法を改定せらる。** 同書

按ずるに執政より司業に下問し、司業の答議に因り定められしものなるを以て全文を擧げん、曰大學及第考試の節擧問等刻燭燼候後其對策出來候者も有之由相聞候に付家老等より司業に尋候へば刻燭限より早く出來候とて必ず手際宜しきにも無之一體の假名づかひ或は解き方の樣子にて善惡を分候事故刻燭は其材の遲速を試候大法に致置候強ち刻燭にて極候はゞ宜しかるまじ古人の試法と場屋中の締りは嚴にいたし刻限等のことは寬にいたし候由申出候に付尙ほ評議の上皇朝の試學率用二白晝一不レ許レ繼レ燭と相見候へば無際限夜中に至候ても出來次第と申にては如何に候間幕限（クレカギリ）にいたし尤も場屋中締りの儀は嚴重にいたし然るべし以來擧人その場に就候後は他人との面會堅く無用にいたし不得止儀有之候はゞ其旨司業へ相屆大學校內にて致面會二便に立候節は每度司業へ斷りの上大學校の用事場へ參候樣尤訓點相濟み司成へ差出候節は一同致誦讀候上致擧問目付出席致候儀に候間誤讀てにをは迄も其日の內目前にて相究候樣可致云々。

因に云井深光重（藏人）は塾締方勤たること五年、學文も上達せしを以て文化六年考試を閱す大學へ進められし旨系譜に載す、これ本文考試法創立の後なれども特詮に出でしことなるべし、また以て活法ありしを見るべきなり。

○**文化二年乙丑六月二十二日銃術考試の法を改定せらる。** 同書

按ずるに近來砲術の稽古衰微せしは、畢竟大筒（オホヅヽ）は稽古上入費も多き故ならん、仍て大筒考試に出づべきものには鉛一貫匁づゝ賜はるべし、然してその試法大筒は抱筒（カヽヒヅツ）百匁彈にて距離二十丁、その人により五十匁彈十八丁を限り二發、打手の善惡を試みまた百匁彈十八丁或は五十匁彈十五丁の距離にして玉附（タヅツキ）を試み、三發の內二發星を射、三丁距離の櫓形（トンラガタ）は是迄の通三十匁五十匁彈にて五發の內中り三發、小筒は百發中り九分以上、十匁五十匁彈は中り八分以上を以て格とすべき旨を司成に達せられき。

○**文化二年乙丑六月某日學政改革の次第を和文にて取調ぶべき旨を澤田名垂に命せられ名垂後に進呈しぬ。** 澤田家系譜

○**文化二年乙丑十一月十九日江戶芝邸の考與館を廢して和田倉邸の成章館に併せらる。** 家世實記

此等も享和二年ノ條ニテ併テ完結シ遂タキナリ此類通吟味スベシ　安

開版方ヲ廢セラルル條ハ分明ナラザル事故創ル可ナラン　安綱

按するに後また芝邸に移されしが、その年月を詳にし難しこゝに一言す。

○**文化三年丙寅二月禮式と配膳とを併て一とし禮式方と稱ひらる。** 河原家系譜

○**文化三年丙寅六月開版方を廢せらる。**

按するに諸書を閲するに廢するの明文なしと雖も、文化六年編修成りし新編風土記に開版方のことを載せず且つ猪狩維岳が本年開版方轉せられしを以て開版方勤を免せられし旨系譜に載せ置きしを以て斯くは斷じて書せしなり尚ほ寛政十一年六月十五日の條と併觀すべし。

○**文化三年丙寅七月二十二日學校の諸生十五歳より以上の者に晝一飯の賄を給せらる。**

按するに天明改正後新政を布かせらるゝの際、費途甚だ多く華美に過ぎしことなきにしもあらねば、國帑空乏を告げし故一般に減祿して復舊の策をなすの外あるまじと大老の意見なりしが、神君には仁愛深くまし〳〵許し給はぬに、遂に昨年はてさせ給ひ、其後大喪荐に累り、理財上大に困難に至り、遂に一般の意見を尋ねられ、是迄給與せられし給祿は一時廢止し、老幼男女を問はず一人一日白米五合、味噌二十匁、薪は花色紐以上は一年金一分、その以下は金二朱（一分の半額）を給與せられ、馬扶持及び諸役人の費金の如き皆廢止せられしかど、子弟にして學校の役付（ヤクツキ）たる者の費金と諸師範への束修料をば常の如く給與せられ、是迄の休日を廢して隔日の出席となし、學校奉行より諸師範役付及び十五歳以上の諸生には特に晝飯を給せられ、猶ほ童子訓の主旨を守り父兄の勞に代り家事を勤め餘暇には文武の藝を勵むべき旨を令せらる。（初めは三年間の見込にて施行せられしが同五年に至り復舊せられぬ。）

さて賄方の詳細に至ては煩しけれど空前なき所なれば左に記載して當時を見るの一助となさん。

米は水車にて舂きたるを學校の夫丸（ブマル）之を運び臺所（夫丸部屋）に建續きこゝにて炊き、飯は行器へ出したるを諸生自ら之を盛り、汁は湯桶の類に出し、本途の賄方役人、小間仕（コマツカヒ）、學校付（ツキヒト）人、一同繰廻し喰へさせ、飯炊、味噌擂、木割等のため夫丸五人を新に增されき。

賄は一汁一菜にて平日は香の物のみ、一ヶ月兩三度乾肴鹽鮭の類、汁はこま〳〵豆腐、青菜の類を用ひ、日々の諸生六百人と見積り一日の入用左の如し。

白米一石五斗	一人二合五勺	味噌五貫匁	一人十五匁	鹽鮭三十尺	一尺二十人
乾肴千二百枚	一人二枚	豆腐百二十挺	一挺五人	漬茄子六百	一人一個
青物類	豆腐に準ず	薪一棚	三日積		

諸生もし缺席する時は前日に屆出、差掛りし者は其朝五ツ半時（今の九時）迄に屆出ることゝなし、有合の器具にて不足なる分學料にて左の通り新に調へき。

鍋八個（二斗五升入四個 一斗炊四個）　味噌擂臼二個（竈井桶共）　無紋三組椀（六百人分）　飯臺（七八人寄合の分）

因に曰この事は口碑に傳ひ聞きしのみなりしが、爰餘の殘紙中より截裂（タチサキ）てふ物あり、その中より見出しこゝに加へぬ、偖その截裂てふ物は、用所局にて編集のため全文を卷紙に書し、部門を分けて之を截ちきり、其部門に糊貼して調査の後淨書したりしなり。

長沼流云々他ニ譲リ削除スベキニ似タリ 安

○**文化三年**丙寅十一月文武の藝修行及び教諭のことは大司成之を掌り學料役人を支配すべき旨を命ぜらる。 有賀家系譜

按するに先に主役を廢し、學事は專ら司成の管理となり、司成頗る多端なるを以てかく分擔法を設けられ、尚ほ小司成の內一人は大司成に副貳すべく、且つ普請方主役を廢して學料役所に屬しまた小司成の支配とせられしなり。

○**文化四年**丁卯七月會日を定め武講に於て山神流軍學の稽古を開かる。 小笠原家系譜

按するに山神流は山神政光の遺法にして、我が藩の初は承應年間向井吉重より傳へ寶曆年間には原田種陽これを師範し、後は何人に傳はりしや、本年は小笠原眞祺五郎左衛門師範せしなり。長沼流には築城法なきを以てこれを取られしものならん、文政九年の條と併觀すべし。

○**文化四年**丁卯某月河原政心が藏せし小笠原流の禮書六百卷を禮式方に寄納す。 河原家系譜

○**文化五年**戊辰十二月二十二日家老北原光裕采女學校稽古掛を命ぜらる。 彭齋隨筆

○**文化五年**戊辰某月砲術試業の程度を改定せらる。 石井氏覺書

按するに小筒（コヅヽ）十匁彈より三十匁彈迄、目込（メゴミ）十匁彈を射るに藥十匁を込むにて距離四丁より五丁迄の目當打（メアテウチ）、その距離四丁の角は高九尺五寸、幅七尺五寸、その五丁のは高一丈、幅九尺、また大筒五十匁以上目込にて、六丁より十丁迄の仕掛目當打、外に短筒（タンヅヽ）、中筒と目當の桁打（ケタウチ）と記しおきしが、その中りの分合は記しおかざるは遺憾なり。

○**文化五年**戊辰某月會津郡開發新田百三十石を學田と定めらる。 佐野氏手錄

按するに小山村に隣る宮田村是なり、こは外樣士飯河某の弟瀧之丞の開發せし所にして後世子孫居住せり、この後のことにや同郡麻生村開發の分も寄附せられ合て五百石餘に及びし由、又田中玄純の學校奉行勤務中に六七十石增ししかば、經濟の都合大によかりし旨を載せたれば後世漸々增したるものと知るべし。

○**文化六年**己巳三月新編會津風土記の編集成る。 會津外史

按するに全編百二十卷、古器は之を圖し古書は之を模し、封內のこと一も遺漏なし、館圖を證せんため引用せし所を以てその一班を證すべし、總宰田中玄宰次に一柳直陽等其功最にして、用掛にて功ありしは安部井褧、大河原臣敎、澤田名垂、武井壁等なり成りて後直陽して幕府に獻せられしかば、老中松平侯信明（伊豆守）稱贊して故肥州及び玄宰の功實に大なりといはれしかば、院內及び玄宰が塚塋へ特に侍臣を遣はされ告げ給ひき、（老中以下支宰行狀）其書兵燹中煙火を免れしもの二部あり、其の一部は容大君之を大政官に寄納せられき、序文（私に聞く安褧が代撰なりと）に於て其緣因を證すべし。

周官有土訓道地圖以詔地事有誦訓道方志以詔觀事蓋所以使在上之人周知山川形勢民俗好惡也而後修其敎施其政時雍之化可致矣故自禹貢職方氏而下歷代有其書皇朝之隆五幾七道盡有風土記自郡縣

年代ヲ加ヘタシ 安

戸口山川土産備擧而詳載之一開卷而上古之遺俗可得而求地理之形勢可得而考不出戸庭而可知天下矣雖然歷年之久其書散逸現存者不過出雲常陸一二國也豈可不惜乎自烈祖戡定禍亂投戈而問典籍祖宗相承誕敷文教潤色鴻業不爲不多矣雖然至郡國風土記末暇脩纂嗟夫時運之未至耶抑將有所待耶享和三年有命于先大父就先祖正之所上風土記爲重加蒐輯國語記之蓋將徧編郡國風土記也初正之深慨嘆風土記殘缺將建議其事自撰會津風土記未及酬其志而沒先大父受命以爲躬遭逢昇平之盛事而伸先祖之志於百年之後豈可不喜乎編摩三年孜々不倦士無山河事無古今旁搜博覽不遺餘力國相田中玄宰左右之書已就緒未及成爲捐館舍先人又繼其志拾其遺者補其缺者未及進呈而易簀玄宰亦就木矣容衆幼冲校勘之任唯恐不勝雖然上有廱監之事下有繼述之責豈可不勤乎謹繕寫裝潢上之凡百餘卷名曰新編會津風土記若夫一卷之石增高於泰山一勺之水添深於河海郡國之志以次脩舉永藏于蘭臺之室則先祖先大父與先人雖死之日猶生之年豈啻容衆之幸文化六年己巳三月穀旦源容衆謹序

○**文化六年己巳六月佐藤種信**（順吾）**累代相傳の吉良流弓術の書卷雛形を獻ず。**（佐藤家系譜）

○**文化六年己巳某月舞樂師範を舞樂方頭取と改稱せらる。**（樋口家系譜）

○**文化六年己巳某月道雪派弓術の二流を併せて一流とせらる。**（樋口家系譜）

○**文化六年己巳六月學校内神道精武流の柔術場を廢し他の柔術を一般會日を定め出場すべき旨を命せらる。**（唐木家系譜）

○**文化七年庚午五月七日家老西郷近光**（賴母）**學校稽古掛若年寄三宅忠良**（孫兵衛）**佐貳を命せらる。**（彭齋隨筆）

○**文化七年庚午十一月九日大小學、書學、居寮、學館の令條を改定せらる。**（諸令條）

按ずるに後文政三年に至りまた改定せられたれば、本年改定の令文はこゝに錄せんとすれど小學書學の二令條を得ず、又文政三年の大學令條を得ざるを以て、下の講釋所門には本年の令文を載せし故こゝには省きてたゞ居寮學館の二令條のみ錄しぬ。

按ずるに師範は兼子吉右衛門、樋口光照（仲右衛門）の二人なりしが、吉右衛門は猪苗代に移り同所の師範となりしを以て、その門人は光照之を引受けて指南し、光照の猪苗代派遣を免ぜられき。

居寮令條

一靜默して書を讀み心目相謀るべし高聲に讀過すべからず若し疑難あらば反覆思惟し其義を得ずんば他人に問ふべし

一各日課簿一通所業簿一通を作り置き日課簿は毎日讀む所の起止の處を記し所業簿は作る所の詩文を錄すべし

一寮中客を迎て對話することを許さず若同志の朋友經義を講習するは此限にあらず其姓名を記して司業に告ぐべし

一令條に載する所の休日の外は外出を許さず若し親戚朋友の慶吊その外已を得ざることある時は其

每度司業に告ぐべし

但願の上居寮するものも右に準すべし

學館素讀所令條

一學館の敎は凡て學校の矩に隨ひ孝悌を本とし人々受る所の德を成し材を達し實用の器をなすべき爲なり諸事師長の敎に隨ひ恭敬を主とし年月を逐て時機を失はず德業に進むべし

一長幼の序を專らにし席順尊卑に拘らず年齡の次第に隨ひ御通(オトホリ)のもの二男以下より月割以上幷獨禮以上右以下高掛(カカリ)のもの迄三等の內にて齡し愛敬の道を失ふべからず

一十一歲より入學し定に隨ひ句讀を受け望により筆道及び算術をも兼ね學ぶべし且つ書算は日用の要務なり習熟することを心掛くべし

一二十二歲の嫡子幷二男以下十九歲より稽古場の出席勝手次第たるべし父母薪水の勞に代り孝養を盡し餘力有之者は文武の業怠るべからず

一童子訓の趣を會得し六科六行に進み各材德をなし糾則八過の責を恐れ誡むべし若し師表の敎に背き不愼の所行あるに於てはそれ〳〵の咎あるべし

一素讀刻限は物色わかる頃より出席し五ツ半時(今九時)頃に退座すべし十月節(立冬)より三月節(滿明)迄は朝五ツ時(今八時)に出席し四ツ時(今十時)より九ツ時(今二時)迄夕會は八ツ時(今二時)より七ツ時(今四時)まで

俗行すべし

一會業の席に於て尋常の說話を以て講習の妨を爲すべからず假令不敬不禮の者ありとも誹謗する輩は同科に充つべし

一會業の席に於て多葉粉(タバコ)は時を定て暫くの間容赦たるべし

一往還の節は必ず什長に隨ひ會業の席に於て諸用あらば什長に告てその坐を起つべし途中に於て互に其道を讓り他の路人と雖も禮讓を以て相接すべし平日什長の敎に隨ひ不愼の所行あるべからず若し違亂の輩は父兄の敎行屆かざるに充るべし

一先祖の祭事父母の看病及び親戚の吉凶其外病氣痛所等已むを得ず缺席の輩はその趣斷るべし

一師範出席退席の節役付諸生に先ち送迎すべし役付には諸生の內にて送迎すべし

一六科糾則讀渡の節は三十五歲以下の子弟殘らず罷出拜聽すべし學問の次第によりて六等の階級を設く考試を經て進むべし

一一等生は常に正業の書を講究し其餘廣く獨看の書を勤むべし此席に至らば文武の藝勝手次第たるべし

一正月十九日稽古始あるべし十二月十五日會納(クワイオサメ)とす其日夫々の師へ謝辭を述べ束脩の禮を行べし

右條々堅く可相守もの也

高津泰等是マア祖徠ノ學ニ從事セシカ江戸ニ出テ、林述齋古賀精里ノ門ニ入リ始メテ程朱ノ學ヲ學ビ（又修メ）ト改メタシ　綱安　左祖

○**文化七年庚午十一月九日古學風を變じて純粹程朱の學風に復せらる。**法度書。會津外史

按ずるに此時は已に古屋高を謝せられしものと見ゆ、然らざれば本文の發令なき筈なり全文は敎令門に載せし故此に省きぬ。さて安部井褧、高津泰等徂學に染み、江戸に出て林述齋、（大學頭名は衡）古賀精里（彌助と稱す名は樸）の門に入て初て朱學を改め、歸りし後この發令ありしかば二人は復古の首唱者といふも可なるべし、且つ褧は本年學問の規則を改定せらるゝに勤めたりとて晒一反、大河原臣敎は銀子三枚を賜はりし旨兩家の系譜に載せり、又敎科の書目規定等後世予等が準據せしものは此時に基ひしやゝ改正せられしものにて、令條にも見えし如くなれど後世廢止せられ讀聞六科糾則はこの當時大に重んぜられしものならん。

かせの式もやみしはいつの頃のことにや今考ふべからず、後世會始（クワイハジメ）に朱熹の白鹿洞書院の揭示文を講ずるの例とせられし時、六科糾則の朗讀もやみしならんか、今判じ難きを以て爰に一言する爾り。

○**文化七年庚午某月長沼宗敬の碑石を山城國伏見の棠春寺に建てらる。**會津舊事雜記

按ずるに宗敬は軍學の始祖なるを以てなり、當時の軍事奉行丹羽能敎の建議を可納し、山内治部小原伊右衛門を伏見に遣はされ、棠春寺に就て墓塋を修築し、石碑を建て金三十兩を寄附し讀經料とせらる、其文は大學頭林衡の撰述にして、長沼處士碑と篆額し、其書は加賀山知常に命せられき。

因に曰この後は毎年々賀狀を武講に寄せ來るを例とし怠らざりしと聞く。

○**文化八年辛未三月太子流劍術の二流を併て一とせらる。**丸山家系譜

按ずるに浦野村武（喜左衛門）中林直友（藏膳）の二流を學校内に置かれしを一流となし、丸山胤征（左平治）に指南を命せられしなり。

○**文化八年辛未七月十一日五之丁米廩の西隣に醫學館を設けて十全館と名けらる。**會津外史。石井氏覺書

按ずるに當時の醫師安田忠、學館預役（アヅカリヤク）吉村寛泰（新兵衛）一同命を承て造營を掌りし旨兩家の系譜に載す、（時に寛泰建築費若干を獻ぜしを以て符俸米を併て祿百石を賜はりき。）然るに文化六年編集成りし新編會津風土記に西塾の北端を醫學寮とすと載せられたり、本年新設して移されしものにや、然るに後世は米廩の隣は中野家の賜邸にして西塾の北端は則ち醫學寮たりと載すこれに因て考ふれば文政三年十全館を廢して再び學校に移されしものならん。

創立の當時にありては如何ありしや醫學寮主役（シュヤク）を置かれしことありと見ゆ即ち講所の武學寮に主役を置かれしが如きことならん井深家系譜に重方（清太夫）文化十一年諏訪原（城南里許にあり）人參取計に付諸事醫學館主役同樣差圖すべき旨を命せられまた文政元年七月班席奏者番の上にて醫學館を支配すべき旨を命せられしと載す以て一證とすべし。

○文化九年壬申正月九日武講教場の規則を定めらる。會津外史。今全文を得ず

○文化九年壬申十一月皇朝二十四孝書帖の編撰成る。澤田家系譜

按ずるに澤田名垂命を奉じて編撰せしなりその詞は和文にて弘化年出版せられき。

○文化九年壬申十二月學校内茶道の稽古を廢せらる。山本家系譜

○文化九年壬申某月武井璧が賜邸を收て南學館に添ひ補理せらる。武井家系譜

○文化九年壬申某月御厩令條を定めらる。法度書。全文を得ず

○文化十年癸酉六月素讀所令條を改定せらる。令條

按ずるに本書は文化七年十一月居寮その他のものと共に發せられしものゝ如く考へらるれど、本書に十年六月とせしかばこゝに登錄しぬ。

一學校は孝悌を本とし人々受る所の德を成し材を達し實用の器を成すべきためなり諸事師表の教に隨ひ恭敬を主とし年月を逐て時を失はず德業に進むべし

一長幼の序を專にし順序は尊卑に拘らず年齡の順序に隨ひ新番組々外之士以上幷獨禮以上の子弟御徒格以上の嫡子嫡孫まで三等の中にて齡し愛敬の道を失ふべからず

一十歲より入學し定に隨て句讀を受け筆道及び諸禮を兼習ひ望に隨て雅樂を學ぶべし遠路或は虛弱にして往來難儀の輩は其趣を屆け十一歲より入學すべし

一十三歲より算術を學ぶべし

一十五歲より弓馬槍刀の藝を學び其餘の諸藝は望に隨て修行すべし且つ槍刀は專ら士の嗜むべき業なり新番組々外之士以上の子弟は專ら學ぶべし

一十八歲より兵書を學ぶべし此年頃に至らば己が學ぶ所の藝術それ〳〵の持量に應じ練熟すること を心懸くべし

一二十二歲より二男以下諸藝の出席勝手次第たるべし若し四書五經の素讀未だ終らず文武の藝究無之者は一統之通相心得出精すべし

一童子訓の趣を會得し六科糾則に進て各〻材德を成し糾則八過の責を恐れ誡むべし若し師長の教に背き不愼の所行あるに於てはそれ〳〵咎あるは勿論品により素讀の場所を移し又は南北學館の中へ退くべし

一三百石以上の嫡子は幼少より別して學問に力を用ひ人を治るの道に志すべし且つ獨禮以上二十歲以上の子弟學問一等に進み武藝の究有之もの又は書算の中試業相濟み學問武藝の內右席に至らば諸藝の出席勝手次第たるべし父母薪水の勞に代り孝養を勤め餘力有之者は文武の藝怠るべからず

一學問の次第によりて六等の階級を設く考試を經て進むべし

一素讀刻限は物の色わかる頃より出席し五ッ半時ころ退くべし十月節より三月節までは朝五ッ時ま

でに出席し四ツ時迄會讀講釋は四ツ時より九ツ時まで其他文武の寮舍定の如くそれ〳〵の業を修め聊も怠るべからず

一會業の席に於て尋常の說話を以て講習の妨をなすべからず假令不敬無禮の者ありとも誹謗する輩は同科に充つべし

一會業の席に於てたばこは時を定て暫くの間容赦たるべし

一往還の節は必ず什長に隨ひ會業の席において所用あらば什長に告げて其座を起つべし途中においても互に路を讓り他の路人といへども禮讓を以て相接し平日什長の敎に隨ひ不愼の所行あるべからず若し違亂の輩は父兄の敎行屆かざるに當るべし

一先祖の祭事父母の看病及び親戚の吉凶其外病氣痛所等止ことを得ず缺席の輩は其趣斷るべし

一司業出席退座の節は誦師諸生に先だちて送迎し誦師へは諸生の中にて送迎すべし

一六科糾則讀聞かせの節は三十五歲以下の子弟殘らず罷出拜聽すべし

一正月十五日聖堂へ參拜し稽古始あるべし十二月二十日を會納（クワイオサメ）とす其日それ〳〵の師に謝辭を述べ束修の禮を整ふべし

右條々堅可相守者也

○文化十一年甲戌某月仕置類寄（オキルヰヨセ）の一書編輯成る。恭定靈神年譜

按ずるに仕置は刑誥聽斷の俗稱なり、恭定神君明和の初家老北原光裕 勘解由 にものし給ひ、藩祖以來刑事、民事のこと共輯錄して聽斷の法程となすべき旨を命せられ、光裕總裁して稿を起し、大學頭林衡の意見をも尋問し、この歲初めて稿を脫し獻呈せしとなり。

○文化十二年乙亥七月十七日家世實記の編修成る。欽文靈神年譜略

按ずるにこの書土津神君より貞昭神君の逝去し給ひしまで、百六十餘年間の政事正邪を綱目體に直書したるものにて、我藩政を證明すべきはこの書に如くはなく、本考を草するにも學史門は多くは此書を引用したるなり、欽文神君家督し給ひしより、おひ〳〵補輯し續編となしおかれしは會所にありて兵燹に罹りしはいと惜しきことなり。

さてその創稿は田中玄宰に起因し、始終主管し編摩に勞せしは一柳直陽なりしと聞きぬ、當時の大老北原光裕 采女 家老簗瀨眞良 三左衛門 西鄕近光 賴母 田中玄古 志摩 より奏進せし一編あれど長ければ略しぬ。

○文化十三年丙子九月猪苗代士稽古のため夢想流砲術師範飯田稚朝 重吉 を隔月に遣はさる。飯田家系譜

○文化十四年丁丑七月七日法令を改定し十九條となし法度書を著し各頭役（カシラ）に分與せらる。會津外史

按ずるに法令には種々沿革ありしかば、當今遵守すべき分を編輯せられしものにて、頭役よりより〳〵借受け謄寫し家々に所藏し子弟をして遵守せしめしものなり、私に聞く此書は大河原臣敎

が擔任して編輯せしと。

○文化十四年丁丑八月大原野操練場の經營成る。同書

按ずるにこれ當時の軍事奉行田中玄俊（鐵次郎）の建議に出て開かれしものにて、河沼郡八田野村に屬せし廣原なり、その面積は審かならねど開鑿前の丈量に東西二十丁、南北十六丁秣場なりしを開き均らしたるものにて、予等遠矢を射し時御立場（タテバ）より見物山と稱ふ處に尺繩を引きしに東西二百三十間不等と覺ゆ南、北は凡そこれに二倍せしかと思はる、初め經營の大體を聞くに、隊間に隊を容れ陣間に陣を容るゝに可とせしものなりと。

○文化十四年丁丑九月武術藝者の名稱を改めて指南役とせらる。簗瀬家系譜

按ずるに藝者の名稱は、元祿二年七月小平諸俊（伊右衞門）稻留流火術藝者に、中林尙堅が太子流劒術藝者に召出さるといふに於て初て見え、その以前には見えざりしが仔細に探りなば貞享天和にも藝者に召出されしものあらんか、德翁神君の時よりの名稱ならんと思はる。

○文政二年己卯某月天文數學の稽古を師範の宅に移さる。一瀨家系譜

○文政二年己卯某月安田忠醫書五百餘卷を醫學館に寄納す。安田家系譜

いつの頃よりの稱呼なりしや御次（ツギ）藝者あり、即ち獨禮より以下にて世襲の師範家（千里富次郎中田幡平の類）の稱呼なりと聞きしが、本年の改稱には如何せられしや知り難し。

○文政二年己卯某月安田忠醫書五百餘卷を醫學館に寄納す。安田家系譜

○文政二年己卯某月學料役所を神料役所に屬せらる。古老の口碑

按ずるに諸書に學料役所創置のこと見えざれども、已に學校の創立ありし上は學料役所なるもの創置せられしに相違あるまじ文化元年に猪狩維岳學料役所吟味役雇（ヤトヒ）勤（ツトメ）二之寄合席（ヨリアヒセキ）に班し、片桐嘉矜は學料役人を命せられ、二人とも開版方勤は故の如しと家政實記に見え、又前に引く所新編會津風土記にも東門の北を學料と名け、用度營繕を司らしむとありしかば、已に創立ありし一證なり、然るに本年に至り何事も節減簡易に改革せられしかば、本途の神料役所に屬せられしなりとぞ。

○文政三年庚辰二月九日武藝試業の法を廢し司成の一見に止めらる。法度書

按ずるにたゞ砲術一般と弓術の道雪派のみ、後世まで考試の上許（ユルシ）を與ふるを恒とせしが、考試を廢止せられし當時に在て更に申立てしによりて執行し來りしなりとぞ。

○文政三年庚辰七月四日文武の學制を變革し簡易に釐め虛文の弊を去て實行を旨とせらる。會津外史

按ずるに去年凶儉といひ、殊に國喪打續き費途多端なりしより、萬事非常に省略せられし中に、孔廟の釋奠に樂を奏し布衣を著するを止められしも今年のことにて、その變革の仔細は今悉すべからず、前後を照觀せばその大略を知るに足る。

○文政三年庚辰七月七日獨禮より以下は南北學館に出でしめ襟制（エリセイ）以下は學館に入學を差留めらる。同書

按ずるに日新館は花色紐以上の者の出席とせられしなり、法度書に獨禮以下の武講出席を止め、軍事奉行の宅に於て修行すべき旨の條欵ありて、その年月を缺きしか此年の發令なるべし。

○文政三年庚辰七月七日大司成を學校奉行、小司成を學校奉行添役、司業を儒者、司業雇勤を儒者見習、誦師を素讀所勤、誦師添勤を素讀所手傳勤と改稱せらる。 友人の說話

按ずるに文化三年頃は小司成二人なりしを後一人とせられしものと見ゆ、法度書に學校奉行添勤を增されし旨を載すれどその年月を載せず、文化の末年學校御用役を置かれ竹村半左衛門、成田源之丞これに當りしが、文政三年御用役を廢せられ、半左衛門は目付に、源之丞は學校奉行添役に轉じたりし旨鈴木爲輔の手翰に見ゆ、彼是を併考ふれば二人を減せられしことならん。

○文政三年庚辰七月七日大學を講釋所、小學を素讀所、躾方を禮式方と改稱し諸令條を改定せらる。 同上

按ずるに大學は至善堂、小學のその一は毛詩塾、一は三禮塾、一は尙書塾、一は二經塾と稱し、別に齋名を附して毛詩塾は守約齋、三禮塾は存心齋、尙書塾は服膺齋、二經塾は持志齋といひしは創立以來の名稱なりしが、その毛詩は東裏通、三禮は東表通、尙書は西表通、二經は西裏通と改めすべて何通素讀所と稱ひ、南北學館の名稱を廢し南北素讀所とせられき。

○文政三年庚辰七月七日劒術新天流は師範の自宅にて稽古すべき旨を令せらる。 同上

備考 天保四巳年頃ハ石澤多治右衛門、野村宇之助ノ兩添役ナリ余コノ年日新館ニ入ル故ニ確知ス永余ノ知ル所亦同ジ

按ずるに當時の師範千里某は獨禮席なるを以て改正に因り斯くは處せられしなり。

○文政三年庚辰八月舞樂音樂の稽古は各師範の自宅に移さる。 松本家系譜

按ずるに年月は詳ならねど、後また舊に復し學校に於て稽古せしめられき。

○文政六年癸未某月吉村寬泰自撰の日新館誌を獻呈す。 吉村家系譜

按ずるにこの書は諸流師範の系譜まで調べしものにして三十餘卷なり。

○文政六年癸未某月三百石以上の子弟家督の時學問の再試を始めらる。 續日記類寄綴編

按ずるに三百石以上の長男にして二等の定格に進みゐしものと雖も家督の節は儒者再び之を試みて執達すべしその定格より進みゐしものは再試を要せずとなり。 教令門に詳なり

○文政七年甲申某月筑前の浪士村澤喜兵衛來り砲術を教ふ。 同書

按ずるに何流なるをしらず智徹流の師範一瀨忠吉 熊十郎 及び子の忠移 大藏 これに學びその逗留中五口俸を賜はり同九年二月辭し去りぬ。

○文政九年丙戌三月十六日山神流筑城法を修めざれば武講出師戰格に進むべからざるの制度を設けらる。 法度書

○文政某年執政職每月兩度づゝ講釋所へ臨席せしを春秋兩度の臨席となしぬ。 同書

○文政某年三百石以上の諸士の文武藝術小普請免並に以下の諸士學校出席の制を改定せらる。 同書○教令に詳な

リ

○天保元年庚寅五月六日城内三之丸に於て始めて堂射を試む。彭齋隨筆

按ずるに御持弓足輕田中與五郎之を射、四十五間にして朝六ツ半時 今七時 より夕七ツ時に 今四時 終り六千矢を射しといふ、これ京、江戸の六十六間堂射に倣ひしものなれば、原上に於て、試みしにはあらで、東南隅にありし倉庫の椽頰に於てせしことなるべし。

○天保二年辛卯二月近思錄を活字版にて印行せらる。序文

按ずるに土津神君既に活字印を要せられ輔養編玉山講義附錄を印行せられしがその字印の貯藏ありしを以て本書を印行せられしなり左の序文に於て證すべし。

子朱子曰四子六經之階梯近思錄四子之階梯可見欲學聖人之道者不可不讀四子而讀四子者尤不可以不讀近思錄矣藩祖土津公既讀小學焚棄異說專崇正學既使山崎嘉講四子而後及於是書以寬文十二年十一月終帙實薨前一月也其尊奉之隆之亦可見風靡使然當時士大夫有志于學者莫不講焉中間伊物之徒出於是書尤極詆呵昧者惑焉往々用供覆瓿唯不過一二故家束閣之藏而已不勝惜哉方今作成之方申明祖制專以四子及此書課試學而雕本不多講者病焉書庫中本有活版字印一函蓋藩祖時物云二三子與書庫官議請印刷將以便講習也嗚呼藩祖著字印殆有若豫爲今日而設者二三子之舉其所以將順美意者可謂至矣抑又有說自今以往講是書者仰體藩祖崇奉之意遵方今作成之方自濂洛而洙泗敬誦而謹行之

其處也孝子其出也忠臣毋使平日講學徒爲空言則此亦將順之大者而不可不勉也天保二年二月壬子安

敷序

○天保四年癸巳十二月二十八日諸士系譜の編集成る。彭齋隨筆

按ずるに文政年より著手する所、一柳直陽總裁たりしが一時中止し本年全く成り、獨禮以上の分のみにて一千八十五家いろはを以て類別し、文政六年までを以て分界とせしなり。

○天保七年丙申十一月醫師の子弟遊學のため學資金を徵集せらる。加賀山日記

按ずるに藩醫子弟の官遊するもの、學資は本途より給與せらるれど、市在醫の子弟の遊學する者のためには給與なきゆゑ、學資の乏きがため二三年若くは四五年にして歸國し、その奥を究めずその用をなす能はざるもの多ければ、加賀山翼、佐藤雄庵等これを患ひ、封内の醫師一人一個年金一歩を積むこと十五年、この利子を以て學資となすの方案を建議せしに可納せられ、徵集して五年目より利子を給與せられ大に裨益ありしとなり。

○天保八年丁酉某月素讀所に童子訓の會日を設け且つ大復試學を始めらる。續日記類寄續編〇素讀所門に詳なり

○天保九年戊戌某月穢多賀町藥園を學校に移さる。同書

按ずるに穢多下町藥園の創立年は考ふべからず、續日記類寄續編天保十三年四月九日の條に曰穢多下町藥園之儀安田亨意持前に被成下度旨去る戌 即ち本年なり 三月中に大岩嘉藏願出候處右地所は植

傭參予天保四年入學ソノ年ニ大復試ヲ了ルノ又月々童子訓ノ讀ミアリ聽日講日アリ故ニ八年ヨリ前ノコトナリ永綱余モ亦同シ

立被相止嘉藏掛り御免被成地所は地元へ御返被成藥艸類は學校內へ移候樣被仰付候處地所之儀は是迄數十年來醫學寮持前に被成置候場所云々となり、仍て本年の移栽と斷じしなり。

○天保十一年庚子十二月二十五日學料役所を設て任役（ニンヤク）を置き學資の出納を學校奉行に任ぜらる。石井氏覺書

按ずるに文政年神料役所に屬せられし以來弊害少なからず、且つ學校と相隔り（神料役所は會所內にあり）便ならざれば、山內俊溫學校奉行となるや、建議する所ありてかくは分割して委任せられしが、分割の際には訊問を受けし者もありしとぞ。

○天保十三年壬寅正月學料役所の定規を發せらる。同書○本書は役員門に載す

○天保十三年壬寅某月四書訓蒙輯疏の編纂成る。本書

按ずるに忠恭神君安部井裝に命じ給ひ編撰せしめられしものにて二十九卷嘉永二年幕府に献せられき、その詳なることは裝の事歷に載す、古賀煜（通稱小太郡洞庵と號す精里の子なり）の序を併觀すべし。

四書章句集註之於經生譬則工匠之有矩彠繩墨也雖工倕匠石之巧且妙捨矩彠繩墨不能製一器造一宮室而世乃有講明四書理義而竟與章句集註背馳者其設心之謬燭理之不明乃至乎斯可慨也已蓋其所以致此者弊孔多端有蹐心粗氣不度德量力欲於洛閩外自開門逕者王伯安郝京山之屬是也有恃學力之雄矜記誦之淹諏掊彈朱註疵類以自炫其長者陳天祥張自烈毛奇齡之倫是也乃有原本濂洛墨朱說欲敷暢集註奧旨而膠擾蕘苴猶然致舛盭者輔饒許史輩之數々錯解及明淸諸儒之楛說是也夫能知宗朱子而欲闡明集註宜無少乖錯乃不免乎斯其謬者何也四子之旨極其高深而朱子之解精到靡滲漏非可易々體會群儒乃任其浮心膚具輕立之說於是乎牛毛繭絲好附麗性命欲以通微研精則流而入於虛高重脈絡喜分配務使前後照應如年表世繫則已失之煩碎而牽强末弊之濫有不可言者焉顧夫王伯安陳天祥輩之邪說固足以爲朱註之蟊賊而指歸夐別譌誤灼然萬目所具瞻不必勞辨駁至輔饒許史而下之解則衆所恪遵爲朱註羽翼者絲髮之失不可不一々是正焉王伯安陳天祥等之舛外夷之亂也問可也不問可也輔饒許史而下之謬中國之禍釁也安可不竭蹷喘汗以拯之明成祖命諸臣纂修四書大全頒諸天下爲令申自謂可以百世一定無遺議而去取多失當翦裁不協於宜綦不慊識者意故自蔡虛齋林希元之徒各申辨論迄于淸改作大全者又不尠亦復瑕瑜迭見失得參半會津安部井章卿病諸迺著四書訓蒙輯疏一編博採諸家之說折其疑而抉其隱刪其誤而從其長拋棄萬務一意編纂閱十八載而告成猶之司馬君實之十九年磆々於通鑑勤亦至矣今春郵寄屬序緒乎予々正襟莊讀的確詳悉殆無遺憾四子在本邦有是明備之撰亦曠世盛擧也予亦夙草四子問答將以訂定諸儒之是非奈年邁病縈精力消惑屬稿裁半而輟自以爲缺陷今觀斯編溟涬嗟服可以讓能者而慶然閣筆矣抑朱子之解經意義淵浩如海然衆儒畢生服膺猶苦難悉繙斯編者潛心靜翫克晰作者苦心之所存又且尋究思索更有新得斯爲善讀書者也天保十五年夏五月中浣紫溟古賀煜撰

○天保十三年壬寅某月日新館內に開版方を設て書籍の印行を剏めらる。

按ずるに逐年增刻せられしことは開版方門に詳なればこゝに贅せず當時第一に輔養編及び三部の

此條下
按スルニ開版方ヲ廢セラレシコト諸書ニ載セサルヲ以テ年月詳ナラス猪狩維岳カ系譜ニ文化三年丙寅六月開方勤ヲ免セラレシ旨ヲ記セリ是ヲ以テ考フレハ其時ニ廢セラレシモノニヤ　ヲ加フルイカン　綱

書を再刻せられしなり忠恭神君乃再刻の序あり以てこれを證せん。

家祖土津公幼好讀書長留意於老佛齡過四十讀小學書始知朱子之學爲洙泗之正統也迺焚曩者所讀異端讀書一以洛閩爲宗於是延土岐重元山崎嘉横田俊益等講讀弗懈至易簀前數日尙使儒臣讀朱子語類聽之其篤信如此嘗自纂二程治教錄伊洛三子傳心錄玉山講義附錄及鳳翔公時獻于之幕府納內庫云夫二程子接斯道于千載既絕之後以是傳之龜山揚子揚子傳之豫章羅子羅子傳之延平李子而朱子受之以爲集大成其蘊於內者爲仁義施於外者爲仁政道則一矣雖然此數君子皆不得用于當世而徒垂法於後世而已不亦遺憾乎士津公至于數百歲之後居於數千里之外乃能得斯道於遺書內之躬行外之政事莫非其道也而又繼之以三書其意蓋在使子孫遵行不失也已苟爲之子孫者豈可不謹保守而謀永其傳乎哉三書嘗鋟板京師而今皆亡矣曩年述齋林子亦爲之慫慂因重雕庶幾俾子孫無墜遺訓也矣天保十三年壬寅仲冬七世孫左中將容敬拜撰

○天保十四年癸卯六月二日江戶浪士島帶刀來り火藥調製法及び柔術を敎ふ。續日記類寄續編

按ずるに柔術は何流なるをしらず、野矢常方、黑河內兼規等は柔術を習ひ、一瀨忠移、柴由忠等は火藥調製法を學ぶ、滯留中三口俸を賜はりしと云ふ。

○弘化元年甲辰七月安部井裘が訓點の四書小學の印刻成る。同書

○弘化二年乙巳某月素讀所に三書講義會を開かる。同書。素讀所門に詳なり

○弘化二年乙巳三月十五日大復試學を廢せらる。同書

按ずるに後また執行せられしがその年月を審にせず、委くは素讀所門にのせぬ。

○弘化二年乙巳十二月二十一日三百石以上の子弟家督の時學問の再試を廢せらる。同書

○弘化二年乙巳十二月素讀所一等の書目經書に三部書、歷史に後漢書國語を加へらる。同書

○弘化三年丙午三月出火消防條例を補正せらる。石井氏覺書

按ずるに寬政十二年以降漸次制定せられし由なり、全文は雜事門に載す。

○弘化四年丁未某月高島流を開て西洋砲の稽古を始めらる。佐野氏手翰

○嘉永二年己酉七月十九日素讀所一等の書目に詩經集註、書經集註、禮記集註、周易本義、春秋胡氏傳を二等の書目に禮記集註を加へらる。續日記類寄續編

○安政三年丙辰七月皇朝二十四孝の印刻成る。本書

按ずるに本書は文化の末年、澤田名垂が欽文神君の命を奉て撰述し上りしものをそのまゝなしおかれしを、忠恭神君潤色し給ひしものにて、童兒の會得し易からんことを旨とし、畵をも加へられしかど世に公にせられず世を捨て給ひしに、忠誠神君左の序文をかき給ひて印刻し子弟に示し給ひき。

二十四孝は元の郭氏が撰ぶところとかや今遠く我國に傳はりて牛かふわらべ貝拾ふ海士の兒も其

行を知に至る其功おほいなりといふべしわが皇國の手ふりもとよりすなほにして道を守るいかで孝子なからんあれども譽かぞへざれば知人まれなりこゝに我父容敬君遠つ御おやの御志をつがせ給ひ萬の業をすゝめ導かせ給ふあまり撰ばせたまへる皇朝二十四孝上はかしこきみかどをはじめ奉り下はいやしき山かつに至るまで孝道のことに厚きを擧させ給へりさるは嬰兒もこゝろえ安からんことをむねとしかつは見て倦ざらむ爲に繪をしも書くはへてそのかたちをしめさせたまへばをさなきものをおふしたてむには、ふたつなきをしへぐさなるべし彼はかの土の故事をあげてすらをしへを萬里の海外にしけりこれは我國の事實をえらびて我國人を導かせたまはむにいかで御教に化せざらんとこたひすり卷となして童蒙の教に備ふるもの也安政三年初秋源容保謹識

○**安政三年**丙辰某月角場（カクバ）を天文臺の南に移し更に三區を增し四區とせらる。

因に曰玉留（トノ）にせんがため各流の師範諸生みな野裝にて、慶山より八尺に餘れる大石三つを三挺の修羅（雪舟の大なるもの）につけ、石匠と共に師範自ら石上に立ち、邪許（エイヤ）と號頭（キヤリ）をかけひき來りき。

○**安政四年**丁巳某月蘭學所を開て和蘭學の稽古を始めらる。

按ずるに初めは御用屋敷官房の北端を教場とせられ、後日新館内廣原に建築して移され、山本覺馬、南摩綱紀、三鄕敎授の任にあたりき、委くは砲術門にのせり。

因に曰蘭學所の開けしは本文の如くなれど、文政元年野村俊哲（俊策の弟清之丞と稱す）が相州浦賀陣營の學問

師範雇勤たりし時、蘭語聞合せのため江戸に出でしよし系譜に見え、また山内玄齡は天保年の頃すでに蘭學を書くことを覺え居りしと古老に聞けり、然ればこの前既に蘭書を講せしものありしや疑ふべからず、又山本覺馬が說話に京都在陣の時蘭書に乏き旨をいひ立てしかば、忠恭神君の見給ひしものなりとて和蘭陀辭書と三兵答古知幾の二書を會津の納戸（ナンド）倉庫より取られしことありきとなり、神君は古事故實等は委く調べ給ひし君なりと聞きしが、蘭書までものし給ひしかば臣下にも講せしものありしや疑ふべからず、自ら淺聞を恨むのみ。

○**安政五年**戊午三月學校目付雇勤を置かる。（和田家系譜）

按ずるに學校の目付役は本途目付役の內より二人づつ一年の受持にて輪番に來り勤めしその上にかねて文武に達し勤恪なる長男四名を擧げて雇勤とせられ、文武の學寮はさらなり學館宅稽古場までも繁く巡視することゝせられたり。

○**安政六年**己未六月二十八日蘭學館を江戸芝邸に設けて蘭書舍密術の稽古を開かる。（加賀山氏日記）

按ずるにこの前己に諸生のために蘭學者神田孝平を江戸邸に聘せられ稽古せしめられ、漢方醫加賀山翼は命を受けて幕府の奥醫伊東玄朴その子玄春織田研齋等に就き修行し、又萩藩長門の奥醫山根敬造によりて舍密術を研究し、翼が建議に基き設置せられ、本日會始の式を擧行し規則書を定め、四人ともに招聘せられて孝平と共に教授を囑せられき。

○安政六年己未九月八日醫學寮に蘭書および舍密の會を開かる。同書

按するに加賀山翼は主立（シュタチ）世話すべき旨を命せられ、吉村二洲は翼と協議し教授すべき旨を命せられしが、この時には山根敬造も會津に來りて教授し、河原町の商家をかりて舍密所とせられぬ。

○萬延元年庚申七月蘭學所および火術方に主役並に屬僚をおき學校奉行の管理を解かる。友人の說話。砲術門に委し

○文久元年辛酉某月南北素讀所に書學華様の師範をおき尊圓と兩様の內隨意に學ぶことを許さる。同上

○文久二年壬戌七月諸役員を減せられ學校目付雇勤を廢して本途目付役のみとせらる。和田家系譜

○慶應元年乙丑某月火術方を大砲方と改稱し主役を廢し軍事奉行の管理に屬せらる。友人の說話

○慶應二年丙寅某月天文臺の東即ち舊角場趾に角場一區を增し併せて五區とせらる。

第五　素讀所

素讀所は幼童を教育する所にして四區あり、戟門の東は東表通、その北に折れたる處は東裏通といひ戟門の西は西表通、その北に折れたる所は西裏通と名け、通じて塾と稱ひたり。

一塾の諸生を大別して二組となし、一番組二番組と稱ひ、一組に素讀所勤、素讀所手傳勤、各一名づゝ（一塾に各二名づゝ）あり、その一組の內小組を分つ十或は十三四に至る、その小組の諸生はおよそ十名より十六七名不等なり。

すべてその小組は鄕里によりて編制し、小組の長を什長といふ、素讀所勤はいはゆる授業師にして、手傳勤はこれを助けて教授し、什長は諸生を引率はしたるなり。

令條

一學問所被相設候儀は專ら風俗正しく御家人の子弟父兄に事へ子弟を導く上より御奉公可致筋道不取失往々御用にも相立候樣教育可致爲に候條幼年より此段相心得士津樣以來御代々御尊信の朱子學一向致講習童子訓の趣相守忠孝を本とし內外の言行相愼惰弱に不流樣師長の敎に隨ひ文武之藝不怠可致修行事

一花色紐以上の子弟十二歲より入門致し定之通修行可致事

一素讀刻限は三月節より十月節までは朝六ツ半時より出席五ツ半時退席十月節より三月節までは朝

五ッ時より出席四ッ時より九ッ時までに候事
但晝後も故障無之節は無油斷罷出讀書可致事
一於會業之席無用之雜話を以て講習を妨候儀不可致萬一不敬無禮之者有之候はゞ役付之者へ可相屆
若誹謗爭論致候輩は可爲同科事
一十五歳より弓馬槍刀鐵砲之術專ら相嗜（タシナミ）其餘の藝術は望次第修行可致事
一役付之者出席退席之節は諸生の內にて可致送迎事
一著座は可爲年齡次第事
一組合の者は平日什長の敎に隨ひ違犯不可致素讀所往來之節は必ず什長に隨ひ不行儀無之樣可致於
會業之席用事有之罷出候節は什長へ可相屆事
一三百石以上の嫡子三十五歳迄花色紐以上の二三男は二十一歳迄日々可致出席事
但勝手次第の年齡に至候ても學問武藝定の格に不入者は勝手次第不相成若し定の格に入候もの
は右年齡以前にても勝手次第に被成置候尤勝手次第の年齡に至候もの迚も孝養の餘暇可致出精
儀勿論に候事
一先祖之祭事父母之看病並親戚之吉凶其外病氣不得止儀は其趣斷りの上可致缺席事
一師長の敎に違背いたし不愼之所行有之者は其程（ホド）に寄夫々咎可申付事

但年長は少年の儀表に候條格別に人柄相嗜み若如何之筋有之候はゞ其咎別して可重（オモカル）事
一正月十五日會（クワイハシノ）始十二月十五日可爲會納（オサメ）事
但會納には師範々々へ束修之式可行事
文政三庚辰年七月

子弟十歳入學の初に、父兄の內（父兄不在なれば親戚の內）　儒者及び素讀所勤、手傳勤鄉里の什長の宅に赴き、子弟
の入學を依賴するに左の文案の如く半紙四ッ切に記したるを持ち回勤するを例とせり。
私倅（或は何男又は弟）誰儀當年十歳に罷成申候間來月朔日學校入門爲仕度奉存候右爲御賴伺候仕候以上
月　日　役名　姓名　居所町名
入學の日はすべて朔日にて、その日には麻上下（アサカミシモ）禮服にて什長に誘はれて講釋所に出で、儒者に謁す、
その時附人熨斗（ノシ）三寶を出せば素讀所勤は儒者に向ひ某の入學を乞ひ、敬禮を行ひ儒者受て答禮せば式
畢るなり、當日什長これを率ゐ學校奉行並に學校奉行添役、儒者、素讀所勤、素讀所手傳勤および組
合諸生の宅を回勤せば、諸生は新參者の宅に赴き答禮するを例とせり。
按ずるに入學の年齡は數回變更あり、文化の頃は十歳とせられ文政改制の時十二歳とせられ、後
又十歳とせられしは弘化二年頃よりのことなりとか。
入學せば孝經より素讀を敎ふるの定規なり「しが、子弟八九歳に至れば鄉先生に習はしむるの風なり

五十年前事宛然在目如畫一喜一悲永評得妙實使人感々焉　綱

しかば、その習ひし所に就き一二所を讀ましめ、誤讀多からざればその未習の所より敎へしなり」。日々出校するに誘引番（サフヒバン）ありて、六ッ半時（今の七時）以前に交る〴〵組合の者を呼び廻り、その揃ふを待て什長これを導き出校するの慣例にて、その順番に當りしもの時刻を誤り、或は忘るゝ抔のことあれば、過料として三日間計り引續き呼び歩く等の約束ありたり。

その塾に入るや什長先に入り、組合の者は長幼の順を以てし、直に刀架（カタナカケ）の處に赴き什長先づ己が刀を掛け、組合の者は順次踞して後なる者は前なる者に刀を送り、前なる者は什長に渡し、什長これを掛け了りて中央に坐し脇差を脱して衆に向ひ御早（オハヤ）うといひながら辭儀し然る後定席に就くなり、什長缺席の時は首座の者刀を掛け退席の時刀を取るもこの例にして、組合坐席の順次は其日出でたる順序によりて前後し、退席の時は坐席の順次に依りしなり。

大鼓五ッ時（今の八時）を報ずれば、素讀所勤、素讀所手傳勤、詰所より敎席に出づ、首座の什長これを迎ひ手傳勤より出闕帳を受け組合諸生の出闕を記す、その五ッ時前に出でたるものはソ字、五ッ時後に出でたるものはチ字を記す、ソは速字、チは遲字の略なり、然して諸生は兩師几坐に就くを待ち、習つて參りますと異口同音に什長に告げて直にその傍に出て脱刀、敬禮して口授を受け或は復習す、四ッ時（今の十時）を報ずれば十二歳より以上の諸生は書學寮に赴く、是迄の時間を會業とて喫烟を禁ぜり、四ッ時より九ッ時（今の十二時）までは十歳十一歳の諸生、又は年長にして書學寮に出でざる者のみにして、

隆字崇ニ改作如何　永綱　左祖

午後九ッ半時（今の一時）より十二歳以上武學寮に出でざる諸生も出席して敎授を受け、八ッ半時（今の三時）を報ずれば退席せしなり。（退席には素讀所勤殘りて、諸生退席し了て後退席せしかば送禮なかりき）

一番組より二番組、二番組より一番組を呼て隣手元といふ、會業時間には互に隣手元に行き習ふことを得ず會業後は隨意なりき。

午餐の時には茶を喫す、小組中三四組言ひ合せ出銅（シユツドウ）して湯鑵（ヤクワン）を調ひ常に小使に預け置き、茶は素讀所勤の詰所に托しおき、かねて輪次の茶番を設けてその日番に當りしものは四ッ半時（今の十一時）を報ずれば詰所より茶を搏（ニギ）り來て小使が沸しおく湯鑵に入れ、九ッ時を報ずればその湯鑵を提げ來り團欒相對して喫しその喫し了るや又小使に預けて洗はしめしなり。

戸の開閉には必ず跪き、人と物いふ必ず坐し、師の前を過ぐる必ず中坐して指端を疊につけ、多輩共に戸を出入する必ず讓る等一として例規あらざるなく、謂ゆる灑掃應對進退の節より、親を愛し長を敬ひ、師を隆び友に親み、講じて習はしめしなり、これ等のことにつき朋友互に切磋せし、その狀況は雜事門に述べぬ。

午餐後九ッ半時までは休憩時間なるを以て、春夏秋の間晴日には鄕里の朋友相携ひ廣原に赴き、大小刀を捨て索迷藏（メクラチトリ）あるひは角力競爭などして遊ぶを恒とせり。

毎月二日の會業には童子訓の口授を受け十二日は童子訓の講義を聽き二十二日には儒者臨席して三書

二程治教錄、伊洛三子傳心錄、玉山講義附錄　を講ずるを聽聞するの定例なり、すべて童子訓と三書とは殊に鄭重にし、必ず風呂敷或は帙上に載せて、決して直に坐に置かざるものとせり、こは君公の親撰にかゝるを以てなり。

毎月二回（定日を忘る）づつ一等生のために儒者臨席して、四書若くは近思錄を講じ、諸生も亦質疑するの便を得、また毎月一回（各塾日を異にせり）午前禮式方に別席を設けて輪講會を開かれ、學校奉行儒者臨席して一等生の輪講を聞き、その誤りは儒者直にこれを正し、又學校奉行自ら問を擧ぐること抔ありたり。

毎月六の日の午後は復讀せしめて口授せず、これを復會（フクシクワイ）といひき。

出席年齡は長男は三十五歳まで、次男以下は二十一歳まで勝手次第たるを得ず、在勤の者は文武の藝、

定格（文政九年以下の教令にあり）に至らざれば出席年齡を過ぐるも勝手次第たるを得ず、又定格に至れば年齡に拘らず勝手次第たりしなり、長次男とも若し學問書學みな定格に至らず弓馬槍刀火術の內一藝の許を得ざるものは、素讀所も勝手次第たるを得ず、その定年齡を過て勝手次第たるを得ざる者は、組合外に別に年長席を設けて出席講習せしめ、また年齡前にても學問書學とも定席に進み弓馬槍刀火術の內許を得し者は勝手次第たりしなり。

階級を設くる四等にして、其書目及び考試の次第左の如し。

第四等　入門の初等

孝經（正文以下同じ）　大學　論語　孟子　中庸　小學　詩經　書經　禮記　易經　春秋　童子訓

右一卷の素讀口授を畢る毎に、手傳勤一二葉を讀ましめ、大概に讀み得れば素讀所勤また之を讀ましめて可と認めば次卷に進め、其遺忘多き者は又復習せしむ、童子訓を除き十一經の素讀を了れば、考試を經すして第三等に進む、十二歳にして之を畢へ優なる者は學校奉行、目付之に臨み、儒者之を試み、十一經の內三所おの〳〵一葉を讀ましめ、合格（讀讀二字を恕す）なれば學校奉行その由を執達し、家老之を御用の間（ヲ政廳）に召し四書一部を賜ふその時月番家老左文を讀み渡す即ち君公の言を傳ふるなり。

御意被成學問出精致し年齡より手際宜敷相聞候に付御褒美として四書集註一ト通被下之

年少にして御用の間に出るを無上の榮譽となしたることにて、この日父兄同導にて直に家老、

學校奉行、儒者、素讀所勤の宅を回勤してその辱を謝せり、然してその書籍は學校奉行自ら

これを渡すを例とせり、（賞譽の次第以下皆同じ）この考試に出るの前父兄は子弟のために更に師長を賴み、數月間復讀せしむ、その法師長各教

科書を分擔し（例へば茶は小學某は詩經の類）日割（日課時間表）を製し、各師自ら教授すべき時刻をその表に記し與へ

子弟は其時刻に師宅に行き、或は自宅に聘し習ふなり、師長はその分科書を復習せしむるに、

その讀み得ざる字には緋唐紙二片を字の左右に貼す、即ち紙簽（フセンガヽ）なり、その字讀み得ても概して

此教法ハ唯一法ヲ擧シノミニテ教師ノ見込次第ニソレ〳〵方法ヲ設ケテ教ヘシコトナリナド云フヤウナルコトヲ分注ニ加ヘタシ　左袒　綱安

難しとする字には一片を字頭に貼す、通讀し了れば半枚或は一枚毎に一貼字と二貼字とを指教し、一冊を指教し終れば又初より指教し、稍々覺ゆるに至りその覺え得ざる字には拾箸（ヒロヒバシ）（四き松箸）を割り長さ五分位に切りしもの　てふものを載せ、その載せたる字を復習せしめ、一枚覺え得るに至り次葉に遷り、一冊を了ればまた此の如くし、一冊中覺え得ざるもの數十字なるに至りては、その讀み得ざる字ある所に紙縷（カミコリ）を挿み、一冊につき復習せしめ、これを覺え得るに至りまた初めの如く貼紙字殘らず復習せしめ、その内輙く讀み得るものは貼紙を剝くこれを大淺（オホサヽ）といふ。かくの如くして二十四卷一字を誤らざるに至らざれば考試に出づる能はず、年少者の刻苦勉強も曾ならず、これを終れば學量大に進み後級に至り甚だ易すかりき、年々此考試を受けしもの四塾を合せ平均大凡二十人不等なりしといふ。

すべて昇級には書面を渡したるにあらず、素讀所勤口頭にていひ渡し後儒者に届けしなり。

第三等　三百石未滿の長男三百石以上二男以下の定級

四書　朱註を併讀す　小學　本註を併讀す　春秋左氏傳

これより獨看にて春秋二期に考試し、合格　同上　なれば第二等に進む。

第二等　三百石以上五百石未滿長男の定級

四書　同上　小學　同上　禮記集註　蒙求　十八史略

これより解釋をも合せ教へしが、その難き所は省き易き所のみ教へしなり、（書へば論語一冊の内解釋を教へしは大凡十分の七八その師の所見によりしなり）春秋二期に考試し、合格（誤讀二擧問（解釋）一を怠す）なる者は第一等に進む、その書は四書小學禮記の内二所、蒙求、十八史略の内一所なり。

第一等　五百石以上長男の定級

四書　同上　近思錄　二程治教錄　伊洛三子傳心錄　玉山講義附錄　詩經集註　書經集註　禮記集註　周易本義　春秋胡氏傳　春秋左氏傳　國語　史記　前漢書　後漢書

春秋二期に考試す、經書の内二所、歷史の内一所みな擧問をかね、無點本（素本）を以て素讀所勤これを試む、これを内試といふ、時間に定限あり春は（大凡二三月）一時（トキ）今の二時間なれども日の長短により時刻にも長短ありしなり　秋は（大凡九月）一時半（トキハン）にして、合格（一解五點）なれば儒者更にこれを試む、これを本試といふ、（書目および時間すべて内試に同じ十六歳以下の諸生の本試には學校奉行目付共試場に臨みき）合格（内試に同じ）なれば講釋所に進む。

内試、本試とも春は一日に四人、秋は三人、其日出す所の書同きを以て其日は四ツ時を報ずれ

無點本（素本）此分注ヲ除クベシ　綱

ば考試に出る諸生を殘し他は皆退席せしめり、これ受試者その書を知て復讀せんことを防ぎしなり、これを監督するため手傳勤一人殘りゐき。

もし內試に於て合格し本試に落第せば、その次回は內試を經ず直ちに本試に出でき。

十六歲にして及第せば、更に考試せず學校奉行これを執達し詩經集註、周易本義各一部を下賜せり、その手續すべて大復に異ならず、年々此賞を受けしもの二三人なりき。

教科の書籍は各塾に所藏ありて、その內史記、前漢書、後漢書の類は五六冊づつ諸生に貸付したり。

素讀所勤は每月一二回（定日ありこれを忘る）午後輪番にその詰所に相會し、諸生の取扱及び教授方を談じたり、各塾ともその一轍に出んが爲めなるべし。

大組中の什長も每月一回輪番を以て各自の邸宅に會し、諸生取扱方を談じ、時には諸生の行狀につき父兄等に謀ることありたり。

さて素讀口授の方法は一人毎に教へしを以て、大組中凡そ諸生七十人不等、その內三等以上のもの三十人、口授を受くるもの四十人とし、これを教ふるものは素讀所勤、手傳勤の二人なれば、諸生は談じ遊ぶの隙あれど教ふるものは寸も隙なく、甚しき時には什長をして教へしめしこともありたり。

按するに當時の教科書は今の假名文の易きが如くならねど、十二三歲にして四書、五經、小學を讀み了らざる者は甚だ稀なりき、これを今世假名文より成りし諸生に比せば、日用普通のことに於ては固より迂濶にして日を同うじて語るべきにあらねど、學力に於ては殊に懸隔せり、或る教育家これを比例して、當世の師範學校卒業生と昔時の一等生と相伍たるべしといひき、當時解釋を口授せしは二等よりのことにて、その解釋は日用平常の俗語を用ふるを貴びしなり、或學友考試に出て以不貸之身といふを解して、貸りしられぬ大切なる肢體（カラダ）なりと解きしかば儒者も嘆稱せしとぞ、以てその一端を見るべし、一等に進みし後は經書こそ講じ教へしが歷史の講義は禁制となし自發を貴びしなり、積日記類寄績編を爰に引てその一證を擧げん。

嘉永元年九月八日家老より儒者に訊問せし文に曰近來諸生取立方中には捷徑を專らとし經史の內試學擧問に出候樣の個所を撰拔し句讀を授候如く數人一同へ口授し辨立（ベンタテ）一樣に記臆致候樣仕込候體の儀も有之哉に相聞え平日講釋も右之習はし故歟幼年一等生抔一己も文義不通にて只に眞似を覺候儘講じ候樣相見え候も有之試學の節は擧問之個所口授を得居り候場所へ當り候へば暗記の儘思慮もなく相辨し覺違も無之候得ば全解に相成候段甚だ不都合には有之間敷哉無申迄取立方其者之爲に由り掛酌掛引は專ら師範の心得に預候儀にて文義を爲解候も手際に應じ一已々々にて工風を凝し是非とも面々の胸中より解釋し曲成（原書のまゝ）にも申立候樣師範にて手を添ひ追々仕立候樣に無之候ては本體を失候儀には有之間敷哉前文之通捷徑之取立方致候儀儒者見習始不相辨儀には有之間敷候處右樣にても不苦儀と存候儀にも候哉若し如何との評議に候はゞ右樣之儀無之樣學校役付は勿論一統學問指

或學友ノ年齡ニテモ聚レバ可然歟安

南致候者共迄も屹度取締無之候ては不相成儀尤も試學に右等之弊無之様仕法吟味も可有之哉得失見込之次第厚く吟味之上可申出云々

同月晦日儒者前文に答へし文に曰近來學問捷徑之取立方致候哉之儀に付委曲被仰聞候趣承知仕候依ては此後屹度習弊相改候様可仕奉存候右習はしと申も試學及第を急ぎ或は御賞を目當に致候處より父兄々々に於ても内會之師を相頼み莫大の失墜をかけ爲相學候より頼を得候ものは大勢一同に口授致し果敢取候様の仕方に有之父兄も夫を頼母敷存じ其教に任候儀に有之且試學學問に出候様の個所を撰拔句讀を授候如く數人一同へ口授し辨立一様に記臆致候様仕込候體之儀は學校役付之内抔には絶て無之皆内會師授之法に有之試學之節口授を得候個所に當候得ば暗記之儘思慮もなく相辨候儀不都合は勿論致及第候とも益に不相成儀は顯然之儀に候得ば此弊相改其者の力により一已胸中より解釋相成候様取立候儀專要奉存候依て學校内役付は勿論總て一統學問指南致候者共へ厚く申談惡習相除候様可仕候左候へば内會之師夫々手元へ呼出申談候而も可然哉云々

學校奉行も竟見を付し答へたるに見込之通可取計旨差圖ありたり○頃者或小學の教員二十一二歳なるもの來り談話潘學のことに及び予以上の二篇を示したるに教員その文候哉候様または問數哉等文字を誤み得ざるを以て一二の讀法を教へたれば文字は讀み得しもその要旨を得難しといへり嗚呼この文體のすたれたる僅に十七年なれど既に古文字となれり變遷驚く可く將來のこと推知すべしこゝに一言を添ふ。

候哉候様ハ今モ通俗セルニ非スヤ古文字變遷トスルモ不當ニ似タリ安

第六講釋所

儒者　儒者たりしものは司業以來安部井樂、伊東祐順（佐太夫）の二人のみにて他は皆儒者見習勤なり、外に手傳勤をおかれしことありたり、故に儒者と單稱すと雖も見習勤のいひなり以下皆同じ　三人あり學事を統轄す、その内に特命の侍講者ありて常に君公に侍講す、又講釋所に於て講義し諸生の輪講を聞き質し他の二人は四塾、南北素讀所に臨て經義を講じ或は輪講を聞き質疑に答へ、又定日あり毎月三回閑宅米代四之丁兩町口にありし謹愼所なり、父兄の訓誡に服せずして放埒なるものを入れて禁足し、他人と接見を絶ち學文を勤めしめし所にして別錄に載せし田中玄宰が建議中にある明屋敷を見立て三四疊云々とあるもの是れなり　に臨み教授せり　此時素讀所勤一人輪番にて隨へ行けり

儒者は前記の如く分擔あれど、用務なき時は交る〳〵會席に出て諸生の質疑に答ふるを恒とせり、その出退席には必ず首座の諸生送迎の禮を行へり。

塾生新に及第せば即日儒者及び諸生の宅を回勤す。諸生は他日答禮するの慣例ありたり。

嫡子にして弓馬槍刀術の内一藝をも許席に至らざるもの及第せば、その子弟の望により二藝は勝手次第たるを得たり。

すべて著席は及第の前後を問はず長幼の序に從ふと雖も、長者は幼者に對し再三讓て然して上坐するを禮とせり。

儒者一人儒者見習二人（儒者トナリシ者ハ司業以來云々一人ノミ斃死セシ後ハ儒者見習二人ニテ學事ヲ任シタリ又外ニ手傳勤ヲ置カレシコトアリ）　綱

儒者ト儒者見習トヲ混シテ單ニ儒者トニツヅヘ宜シカラズ分記スベシ　綱

會業時間は朝五ツ時　今の午前八時　より九ツ時　今の正午　迄、その日出席せば必ず儒者に面し、自ら出闕簿姓名の下にソチ　素讀所門に詳なり　の字を記して後業に就けり、儒者は常に八ツ半時　今の午後三時　を報ずれば退下せしも、諸

生は日沒まで出席して修行するも妨げざりき。

令條（舊令なり今新令を得ざるを以て假に之を載す）

一身を修め德をなすは學問の要務なり常に章句の間に拘らず道の大體を會得し經濟に心を委ね互に信義を以て切磋し忠義を以て本とし修身治國の道に志し大器をなさんことを務むべし

一長幼の序を專らにし順序は尊卑に拘らず年齡の順序に從ひ新番組々外之士以上幷獨禮以上の子弟御徒格の嫡子嫡孫まで三等の中にて齡し愛敬の道を失ふべからず

一學德の優劣により上中下三等を設く比年考校して優等なるものは等級を進め上等の中より考試して材德の尤も秀でたるものを撰び既廩を賜ふ修行の順序を失はず德業にすゝむべし

一揭示する所の定に從ひ常に正業の書を輪講し廣く獨看を勸め其基を養ひ詩文の業を修むべし獨看の初に司業に告げ可否の論を乞ふべし

一中等生以上は每年春秋兩度經義を對策すべし

一大學者は諸藝の出席勝手次第たるべし往々器用をなさんことを勤め二男以下勝手次第の年齡に至ると雖も志を立て修行すべし

一大學は小學の師表たり別して人物を嗜み志行を勵むべし若し怠惰にして身修らざるものは小學へ退け志行改るを待て復すべし改勵の志著しからざる時は假令藝能ありとも家督相續の節吟味あるべし

一會業の刻限は朝五ツ半時（今の九時）より九ツ時迄を限とすべし晝過といへども止ことを得ざる故障の外は常に大學に出席し獨看を勤むべし

一本藝の外弓馬槍刀の藝に隨ひ武士の業怠るべからず中にも槍馬の兩術は諸士第一の業なり未塾の輩は別して出精すべし

一先祖の祭事父母の看病及親戚の吉凶其外病氣痛所等止ことを得ず缺席の輩は其趣斷るべし

一司業出席幷退座の節は申合送迎すべし

一六科糾則讀渡之節は三十五歲以下の子弟は殘らず罷出拜聽すべし

一正月十五日聖堂へ參拜し稽古始あるべし十二月二十日を會納とす其日夫々の師へ謝辭を述べ束修の禮を行ふべし

右條々堅可相守之者也

文化七年庚午十一月

按ずるに新令條も大體異ならざるが如く覺えしが、第二項および結末の一項は改正あり六科糾則云々の一條は削除となりしなり、新令條には殊に本朝の書に通達無之候ては不相成、神道和學も心を用ひ相學び、中等以上の者は別して心掛くべしとの意も載せおかれたりと覺ゆ、故に

令律格式等その外六國史以下の書もまた研究するを努めしなり。

獨看の書も常に掲示おかれしが、經史子類雜書數十百部にして記臆せざれば記す能はず。

堂名を至善堂といひ、會席には朱熹の白鹿洞書院掲示文を扁額（古賀精里の眞蹟なりしが、安政の末年と覺ゆ佐瀬得所これを模し、開版方にて白字に印行したりき）となしおき、諸生をして常に服膺せしめられしなり、毎年會始の時儒者の講ぜしもの是なり、その文左の如し。

白鹿洞書院掲示

父子有親　君臣有義　夫婦有別　長幼有序　朋友有信

右五教之目堯舜使契爲司徒敬敷五教即此是也學者學之而已而其所以學之々序亦有五焉其別如左

博學之　審問之　愼思之　明辨之　篤行之

右爲學之序學問思辨四者所以窮理也若夫篤行之事則自修身以至于處事接物亦有要焉其別如左

言忠信行篤敬　懲忿窒欲遷善改過

右修身之要

正其義不謀其利　明其道不計其功

右處事之要

已所不欲勿施於人　行有不得反求諸已

右接物之要

熹竊觀古昔聖賢所以教人爲學之意莫非使之講明義理以修其身然後推以及人非徒欲其務記覽爲詞章以釣聲名取利祿而已也今人之爲學則既反之矣然聖賢所以教人之法具存於經有志之士固當熟讀深思而問辨之苟知其理之當然而責其身以必然則夫規矩禁防之具豈待他人設之而後有所持循哉近世於學有規其待學者爲已淺矣而其法又未必古人之意也故今不復以施於此而特取凡聖賢所以教人爲學之大端條列如右而揭之楣間諸君其相與講明遵守而責之於身焉則思慮云爲之間其所以戒謹而恐懼者必有嚴於彼者矣其有不然而或出於此言之所棄則彼所謂規者必將取之固不得而略也諸君其亦念之哉

每月講釋會と輪講會とおの〳〵三回づつあり（日々忘る）講釋會には儒者經義を講じて諸生疑を質し、輪講會には儒者の面前にて諸生おの〳〵籤を抽て、その一二に當りしもの二人輪講し、その畢るを待て互に討論し盡すに至て儒者その可否を斷ずるを恒とせり、二會ともに午前の會業席に於て開けり。

また毎月詩會、文會おの〳〵三回あり、下等生の出席も心次第なれど、中等生より出席せざるを得ざるの定規にて、この時にはすべて默讀なり、宿題あり席上題あり、詩には探題、分韻、合作、點合等あり、文會には復文を發して下等生に習はしむ、この二會は午後なりき。

右の四會には學校奉行、目付も用務なければ臨席し、講釋輪講には共に意見を演て論究し、詩文會には題を發し自ら作ることありき。

春秋二期には執政職（家老、若年寄、奉行三職の總稱以下皆同じ）屬僚を率ゐ來て、儒者の講義諸生の輪講（平日の例會に同じ）を聞き、又席上章を指して講せしむるあり、詩文に宿題あり、席上題あり、又かねて策問を發して對策せしむることありき。出席年齡は長男は三十歲、二男以下は二十一歲まで、之を超ゆれば勝手次第なるなり。書籍は文庫役人にいひ込めば、一人にて五部づつ借るを得るの便ありたり。

等級は三階あり、毎年一回考試を執行す、その次第左の如し。

下等　及第の初級

經書、歷史、

右の內無點本（以下皆同じ）にて一葉づつ讀ましめ、一所づつ講義せしめ、合格（二點全解）なれば別に日をトし、その日題を發して詩文を試む。

詩、七言絕句一首

文、二百字內外の復文一則

韻字書含英の類一種を見るの外他書を見るを得ず、その詩平仄正しく意通じ、文は顚倒なく助字に大差なければ合格とし中等に進む。（すべて詩文の考試には時間に制限ありしが記臆せず、會業は休會とせしき。）

中等

經書、歷史、雜書

經書の內一葉、歷史雜書の內一葉を讀ましめ、一所づつ講義せしめ、合格（下等に同じ）なれば更に日をトし、その日題を發して詩文を試む。

詩、七言律五言排律の內一首。本人の隨意

文、題跋紀事序文の內一篇、

詩は平仄、聯句、韻字の法を謬らず、意また通じ、文は助字、虛字の用法正しく、意通ずるものを合格とし上等に進む。

上等

平日の會業席は衆多雜沓にて、講究も綴密に涉り難きを以て、同志者相約し午後或は夜間（夜間は各自の邸宅に於てせり）互に經義を講究して實行を勉め、歷史を討論して古今の治亂を論じ、或は人物を評する等努めて記誦を事とせず、專ら實益を得んとの目的にして、その實會席より內會は盛にして益を得ることも亦多かりき。

中等に進みし者にして往〳〵國家の用をなすべきの材氣あり、且つ品行惡しからざるものは撰拔して江戶に遊學を命ぜられ、初命學期を三年としおひ〳〵延て十年に至るものありて一樣ならざりき。遊學生は必ず昌平黌に入學せしむるの命なれども、滿寮の時或は本人の望により他の家塾に入り、若くは通學せんと請ひば允許ありたり、その昌平黌に入らんとせば先づ林祭酒（大學頭）の門に入らざるを得ず、その入門の束修料（金百疋に扇子一箱と覺ゆ）は下附ありたり。

遊學を命ぜらるれば月俸を給せらるれど（學費門に詳なり）自ら請願して遊學するものには給せられず、然しこ

祭酒ノ門カ或ハ古賀氏ノ門ニ入ラザルヲ得ズトスル如何
古賀ノ門ニ入リテ昌平黌ニ入寮セシ者少カラズ我モ古賀門ナリ

れ等は志篤く恃むに足るものなれば遂には給せらるゝの例なり、またその人の材識觀光察俗に可なれば、豫め諸藩に通牒して四方に遊歷を命せらる、遊歷生は乃ち見聞せし所を筆記して歸國の後出すを例とせり。

因に曰安政年間と覺ゆ秋月胤永、（當時悌次郎）南摩綱紀、（當時三郎）野出伴介、（當時土屋鐵之助）命を承て遊歷し肥薩を極め歸りしが、その到る處各藩の制度、風俗、學制、軍政、民政等見聞せしまゝを筆記して復命せり、その胤永が筆記せしもの觀光集と題し今尙ほ存せしが當時の風各藩とも政事に係ることは書生に語らざるの風なりし故、物に觸れ事に接し心なげに聽訊し、筆記したるはいと勞せしことなるべしと推讀せらる、當時の風到る處駐れば必ず饗應あり、酒宴の間と雖も醉ふこと能はざりしと胤永自ら語りき。

遊學生は平生作る所の詩文を撰拔し、年一回或は二回會津に送りて檢閱を求むるの例あり、また年一回は歸省することを許され、二親なきものは墓參を許されき。

按ずるに古の風經義の說は自らその信ずる所を取て解釋し、試業にも古人の說にある所を述ぶれば強ちに咎められず、學風自ら活潑なりし由なれど、四書輯疏の出版以來は講釋所に及第する迄の間は必ず輯疏に據らざるを得ざるの風となり、及第の後は廣く諸說を求めて講究せしが、その內古註家陸王等の說は講釋所に於て公然唱ふことを得ざりしと。

江戸遊學ノ諸生ニ作ルベシ（永綱）
左祖此文願ル誤レリ削ルベシ（永）
左祖此等件ハ作者文綱化七年十一月ノ條ノ事實ト參考熟思シテ言フ立ツベシ然ラザレバ事實チ失スルコトナシトセズ（永）

松本來藏、橋爪助次郎モ遊歷セシガ藩命ナリシヤ否予ハ詳ニセズ吟味スベシ（安）

嘉モ惟足ニ受クトハ定言スベカラズ（安）

第七神道方并皇學方和學所

按ずるに神道は天兒屋根命より傳はり、宗源唯一にして二流なかりしに、後世垂加の一派出でしより、これを分つがため宗源を卜部或は吉田と稱ひしなり（卜部吉田もと一家なり　雖方より卜部といふ。）我藩卜部の神道は土津神君、吉川惟足に學び給ひ、唯一の奥秘を受け給ひしに起因すと雖も、諸士の師たりしは惟足と惟足の門人なりし服部尙由を祖となすなり。

垂加派は山崎嘉（垂加はその號なり）を開祖となすと雖も嘉も亦惟足に受けその源一なりしが、これよゝ二派となれり。我藩垂加派を嵩かれしは何年なりしや、會津干城傳坂本義郎が傳に、延寶元年垂加派の神學者山岡鹽山來り、諏方の神官有賀滿俊、（孫太夫）杉本則直（源吾右衛門幽軒と號す）これを信じ進講せしめしが、義郎これを諫止せりと見え、家政實記に享保四年二月垂加派の神學者木本成理、神書を德翁神君の御前に進講し、又紹旃院君に侍講し、同七年跡部良顯（人名辭書に良顯は光海と號し、又重舒齋と號す　幕府の士なり、神學を淺川都翁に學ぶとなす）より取次ぎ侍講せしと見え、又成理は藤原公通（從一位正親町大納言）にも學びしと見え、沒せし時神學許可の證明狀を得しものには貴賤に拘らず靈社號を贈るの例なりとて、公通より春山靈社と贈りしと同家の系譜に見え、又積慶錄に享保八年四月十日德翁神君公通傳來の國學を光海に受け、神代卷中臣秡五十鈴川の奥秘を受け給ひしが公通の神道は山崎嘉より附屬する所なり云々とありしかば、公通より良顯、良顯より神君、成理に傳はり、その成理は師範たりしかば神君成理を以て我藩の開祖となすも不可な

かるべし。一說に成理は京都の玉木正英より許可な得しなりと。

卜部、垂加ともに師範一人締方（シマリカタノト）勤一人づつにして、卜部は三事位以上のものにあらざれば師範たることを得ざりき。垂加はこれな知らず

卜部神道方の館號を宗源館といひき、神殿は假に會席の東端に設て神格殿といひ、天神地祇を勸請しおかれき。

因に曰四大字を書きし直幅なりしが、こは忠恭神君四重奥秘傳を受け給ひし時、竟宴（オハリノウタゲ）の式典を行ひ書き給ひしものなりと言ひ傳ひき。

蒲廳より頒布せられし令條なく、吉川家にて定めし憲令を遵守せざるべからざるものとし、常に講席に掲示おかれき。

憲令

一可守學問之次第事

凡講談之法者初反再反再々反是也於其初反與再反之間在雜講都而爲四段聞畢之漸以可得神道之大意而後本中臣秡神代卷之意而日夜能潛心反覆之不可懈功夫體認事

一不可輙授面授口訣事

凡師於人者常察學者之言行事狀試其識得之淺深而隨其器其人可授秘傳者也秘傳者所謂面授口訣是也面授口訣雖多必竟止宗源唯一之敬故雖有其材非正行之人者不可授與之

一不得免許者不可講談事

凡撰其行蹟在益於人而學材足導乎人者許奉侍讀中臣秡日本書紀於　天上之法受之而後可得施於人者也

一不撰其人而不可授重位事

凡重位者一事傳二事傳三事傳四重奥秘是也其授之次第者一事至二事二事至三事三事至四重夫學業良成而後精撰有材正行尊德居遜者而授之重位一事修德行實自感于鬼神者授之重位二事德合天地道涉古今全其敬者授四重奥秘之君子也德亞之者授重位三事雖然四重者唯受一人之位而道統家之外傳之者古來稀也故以三事爲極位者也受之後神道之學成矣神道者神明相傳之直傳也有未會得之事益礙功夫可待師傳妄加臆見勿枉神明之道矣

一以臆見不可立一派事

凡神道者一流而無二流卜部一家之可爲進退者也是則延長五年之聖斷也然近來有未得當家之相傳而以臆見立一派者對此等徒假不許論神道況於儒釋道徒哉

一雖同門之人妄越階級而不可說之事

凡同門之學者互無隔心而爲討論者爲學問之一助雖然對初反之者而勿談再反之事再反與再々反亦同

之譬道體之意味者猶百菓之味非成熟之時不得其全味也

但敎授之者應諸生之器而說之者爲別義乎

一不可談道於僧侶事

凡道以秘立以信傳不秘則廢不信則不行可能信而能秘矣不傳於僧侶者萬壽元年之制戒也近世益禁而不許入門後來可堅守之者也

但棄浮屠之法還本朝之俗而來化者不制之限者乎

一不可輒傳於諸祠々官事

凡以神秘者輒不傳諸社之祠官者古法也然同其志傳之之例亦有之故不制之限者乎

但以可受之傳書不可附傳於其社若在犯之者神道之罪人也

一致恭敬而可受敎事

凡於講談之席者貴賤可同座同志之故也又雖高位高官之人北面而拜聽雖武官之人可解帶劍夫道神道也口授者神敎也神者天地之至尊也最存恭敬虛心臆而可受敎者也

一不可是非政務及世人事

道者有治國家調五倫宜先忠孝愼言行理其職務其業又非其位其職而不可妄是非公政之事及專毀譽世間之人者餘讓舊令而不載于玆　已上十條

右之條々堅可相守者也

天兒屋根命五十八世嫡傳神祇道唯受一人

源　從　門

寛政元年酉三月

按ずるに本文謬誤あるが如しと雖も校正に由なければ原本のまゝにし敢て一二せず、從門は惟足の孫にして惟足以來代々幕府に仕へ、京都の吉田を宗本となし、これに次ぐものは吉川なれば、憲令も我藩の一二し得べきにあらざりしなり、その末條にいふ所舊令は曾て見ざる所今考ふべからず。

因に曰本書は奉書紙に書して揭示しおかれたりしが、五項の臆見の二字は常に指端にて摩擦せしが故、更に紙を貼してこれを補ひばまた摩擦し見るべからざらしめしは、垂加のものゝ目に障ることあるを以てなるべしと言ひあひりき。

會席は朝五ツ半時 今の九時 より九ツ時までになり。

書籍は中臣祓と日本書紀の神代卷と三冊のみにて他に講ずべきの書なくこれを反覆玩味講究せしのみ彼の古事記舊事記の如きは參考に供へし迄なれど二記は師範の許可なければ看ること能はざりき。

階級は左の通り設置ありしが考試せしにはあらで諸生が識得の深淺を見て師範これを進めしなり。

講習　講談免許　一事位　二事位　三事位　四重奥秘

毎歳仲春には日をトし、神格殿に神饌を供し、師範自ら日本書紀神代卷の結尾を講じて神事を行ひ、學ぶものゝ漸くに進で我が道の榮ふるを祝ひき、この日參會する者は前日より潔齋（他人に接せず淸衣を服し淸室に居り、火を異にし炊きしものを食し居るの謂ひにして、即ち物忌なり。）し、學校奉行、目付共に臨席し兼題にて各祝歌を詠じ、講師これを披講せり、君公の祝歌を披講するに當りては皆稽首拜聽するを例とせり、式了れば講習所に於て宴會を開く、これを竟宴（オハリノウタゲ）といひき。

因に曰忠誠神君曾て寄玉祝を、九重のうちにつたはる曲玉の八洲の外もてらすかしこさ　と詠じ、奉納せられしことありき。

十二月十八日は土津神君の忌祥日なるを以て、殊に神坐を設け神酒を供し和歌を披講し、威德のいと高きを末遠く仰ぐの意を以て、これを仰德會（ギャウトクエ）といへり。

按ずるに土津神君以來代々の君公みな神道を尊信し給ひ、その逝去し給ふや葬儀も神式に據り給ひしが、その葬儀には垂加派のもの參與するを得ず、齋主は卜部の師範若くは見稱山の社司にして、その重位に居るものに命せらるゝの例なりき。

さて吉川家は代々幕府の神事を管理せしが、偶〻夭死等あり傳統絶えたる時は、必ず我藩重位三事以上のもの後見人となり、外は神事を代理し、內は幼主を教授すべき宿約ありて、大竹政文、櫻井重政、豐服部尙成（安之進尙由の後裔）等これに當りたりき。

垂加派の會日は毎月四九の日即ち六回（其二十九日は常例の休日にして、）假の講習所なれば神殿の設もなく、床の間を封じて神殿となししが、猿田彦命を勸請し置けりと聞く、蓋し山崎嘉は常に猿田彦命を欽慕し、庚申の日に祭りしよしなれば、竟宴も庚申日を用ひしかと推考せらる、その竟宴は春秋の仲月二期なりき。

階級は左の如くなりしと。（石井氏覺書）

平等	講習	講談免許	
三重位玉籤集許可		四重奥秘許可	
初重位傳	二重位傳	三重位傳	
奥秘皆傳			

皇學方（また和學方と稱す）は人皇以降の正典を講窮する所、師範一人、締方一人あり、その師範締方勤ともト部神道の師範締方勤にて兼ねたりしが、時には特に設けられしこともありたり。

ト部神道の門に入りし者は皇學も兼學ぶの習ひにて、皇學のみ單窮する者は至て稀なりき。

會業はト部神道會業の午時（今の午後三時）より八ツ半時までなり。

令條

一皇學は專ら我が聖朝の令格式律等の書を學び國憲法度の旨趣を明かにし國家治安の道に通達する

ことを努むべし

一神典明法紀傳等の書を修め有職樂府和歌および歴代の雜書等に至るまで博く渉獵し治亂興廢の跡を精ふし列臣の傳を讀て人物を知り進止黜渉古今損益の意を會得し能く國體を辨へ德を成し材を達することを旨とすべし

一講席著座の次第を始め出入進退に至るまで遜讓恭敬を本とし學校の掟（オキテ）に倣ひ決して禮節を亂るべからざるもの也

寛政五年癸丑正月

常に講義あり、輪講あり、その書は令式格律の四書にして、文章和歌は餘暇を以て學びしなり。

階級およびその書目は左の如しと雖も、和書は見るべからざるものなく甚だ廣かりければこゝに載せず。

初等　令義解、延喜式、三代格、律疏義

乙等　同前、六國史、（日本書紀、續日本書紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、）

甲等　同前、文章、和歌

得業生

毎年考試ありしにあらず、諸生の手際の進歩に應じ昇級せしめんとする時は、師範その書に就き學力を試みて及落を判せし迄にて、定格ありしにあらずと覺ゆ。

子弟學ばざるべからざるの定規ありしにあらねば、入門するものもまた多からず、講釋所に比せば寂寥たりき。

○

和學所は二條家流即ち正三位家隆を始祖となす、我藩の祖は池上氏陽なり、（古老の口碑）令式格律等の書も研窮せざるにあらねど、咏歌を主とし皇學方とは自ら異なりき。

按ずるに氏陽は土津神君に仕へ、京都に出で二條家の奥秘を得しを始とし再傳して關場安行（木野右衛門）三傳して小泉安貞、（仁右衛門）四傳して小泉安周、（安貞の子）五傳して谷岡梅山、（常右衛門商賈なり）六傳して安田亨意、（樂山庵醫師）七傳して安部井武氏、（常盤）八傳して野矢常行、（惣藏）九傳して澤田名垂、十傳して野矢常方、十一傳して原清鄕（與助）に至りしなり、（小川淸流の說話）その常行の時に際し土屋直連は師範補勤たりしと聞く。

師範一人、締方勤一人あり、稽古所は假にて居寮の北隅にありき。

按ずるに學史門に載せし如く、寛政七年學校内に於て和歌會を開かれ教場を設けられしが、名は教場なれども會集を催されしことならん、日新館創立の後は何れを教場とせられしや、新編會津風土記にも見えず、東塾の二階東尊圓流の北端に置かれしは文政年のことならん、後に居寮に移されしは予が記臆に存するが如く嘉永の初年ならん、當時は居寮の既廩も廢せられ、入寮生少く空室あり

しを以て假に充てられしことならん。

稽古所は狹隘なれば休日講釋所に於て歌合などあり、また殊に寺院に於てすることあり、師宅には常に內會ありて皇學方よりは却て盛なりき。

第八　書學寮

書學寮は東西塾の樓上に四寮あり、戟門の東は華樣にしてその北に折れたる處は尊圓流なり、戟門の西は瀧本流にしてその北に折れたる處は尊圓流なり、尊圓に二寮ありしを以て一を東尊圓、一を西尊圓と分稱せり。

尊圓流の開祖は尊圓親王（伏見天皇の皇子諱は守彥）にして、瀧本流の開祖は瀧本坊昭乘（中沼氏松花堂と號す）なり、我藩尊圓流の祖は誰なるや詳かならざれども大室甚左衞門、賀古甚之丞その人か、瀧本流は大庭務右衞門ならん。

按ずるに渡部成從は德翁神君に拔擢せられし書家にして、尊華二樣の筆法に達し、諸生修行の秩序はみな成從の定むる所にして後世之に據りしと聞きぬ、果して然らば成從を以て中興となすべし、後寬政、享和に至ては華樣は加賀山知常、瀧本は內田近明を中興となす。

各寮とも師範一人、締方勤二人或は三人あり、締方勤は上等生これに當りたれど、免許を得ざるものは手本を書き與ふことを得ず、只取締奬勵を掌りしのみ。

令條（新令を得ず舊令を改す）

一書學は六藝の一平常要用の急務たり諸事欽愼を本とし行儀散亂せず心を精一にして習學すべし

一會業刻限は五ツ半時より四ツ時まで

東西塾ヲ四塾ニ改メ四寮ノ字創ル如永何左祖　綱

但中休（ナカヤスミ）の節は多葉粉（タバコ）は用捨之

一長幼の序を專らにし常の順序は尊卑にかゝはらず年齢の順序を以て著座し愛敬の道を失ふべからず

一諸生の內大凡十人組を定め其中年長のものを什長とし會業の席へ往還の節什長を誘引し可罷出候途中に於ても他の什伍へ道を讓り他の路人と雖も禮讓を以て接すべし若し違亂の輩は父兄の敎行屆かざるに當るべし

一先祖の祭事父母の看病親戚痛苦止事を得ず闕席の輩は什長を以て其師に斷るべし

一會業の席に於て雜話を以て習學の妨をなすべからず不敬無禮のもの有之といへども是を誹謗喇弄するものは同科たるべし

一每月休日は朔日十五日二十三日二十七日二十九日五節句其外臨時の休日その時々しらしむべし

天明八年十月

入寮の定年齡は十二歲にして四寮の內何れへ入門するも必次第にして素讀所の如く定處あるにあらず然れども少年多きを以て素讀所の如く組合を編制し什長を置かれしが一鄕里のみにては編制し難きを以てその最寄の近き所のものを集め編制しおかれしなり。

組合の定席を起て師範および締方勤の傍に出て習ふ時又は硯水を酌むが如き必ず什長に告げて後に起つ等の禮儀すべて素讀所に異ならず。

會業時間は朝四ツ時（今の十時）より九ツ時（今の十二時）までその出精なるものは午後も出席せしが師範は八ツ半時（今の三時）を限り退席せり、夕會と稱ひ每月六回（日を定る）午後會業ありき。

按するに師範役付は夕會の外は正午より退寮して可なることなりしが、一時出精者のために退寮せず八ツ半時まで居りしが、永き間に因襲習慣となりしなりと古老はいへり。

師範、締方勤の出場退場の送迎および諸生の進退刀架等すべて素讀所の例に異ならず。

休憩時間は出場の際磨墨の時と、四ツ半時（今の十一時）より暫時間にして、締方勤之れを量り小使をして柝を擊たしめ、就業を報すれば各その席に著き勉強せり、この擊柝を習ひの柝といひき。

淸書は每月六回となす、その日締方勤は輪番に一人づつ師範の傍に出て、師範を輔けて惡しきは直にこれを正して復習せしめ、その善きはこれを進めて他の手本を與ひぬ。

出席年齡は十八歲までなれど、定級（後に注す）に至らざれば勝手次第たることを得ず、唯その講釋所に進みしものゝみ年齡等級に拘らず勝手次第たりき。

階級は各寮とも八等にして、その次第および試業の次第左の如し。

第四等　入門の初級

和樣（專ら御家流の本二流の併稱以下皆同じ）は平假名、數字等を半紙一葉に四字づつ習はしめ、その後古狀（今川壁書の類）或は

短簡なる尺牘文六字づつ習はしめき。

華様は平假名、片假名、數字、十干、十二支等を半紙一葉に四字づつ習はしむ、平假名の外は皆楷書なり、後また六字づつ古人の成語（楷書）および短簡なる尺牘文（草書）を交へ習はしめき。（兩様とも四等生は筆を用ひしむ、その筆は週り一寸四五分なる管に、長さ六分ばかりの毛もて結びしものなり）

第三等

和様は古狀或は尺牘文を、半紙二行に一行七八字づつ習はしめ、華様はこれに準じたるものにて、楷書を交へたり。

第三等優等

これより三ッ折りと稱し、半紙を三折にして三行に習はしむ、その文尺牘、古詩等なり、和華様みな同じ。

第二等

和華様とも習字は三等優等の如くにして、二等優等に進む試業あり、その法師範詰所の四隅に一人づつとし、容易なる消息文の案を出して書しめ、書體よろしく誤字なければ昇級す。

初め試業の前の清書日に、諸生の清書を一時收容して、試むべきを撰びて試むべきものゝ清書は取りおき、試むべからざる者のは返却し、然してその試むべきものに日を刻して通知したるなり。

第二等優等　諸子弟の定級

四ッ折の細字を習はしむ、試業法は容易なる消息文の題を發して作らしめ、又古歌の案を出して散し書かしむ、また楷略とて古詩五七言絶句の內一首を楷書にて出し、草書にて書しむ、その格誤字二點消息文に不可なければ昇級す、和華様大約同じことなれど、華様には古歌なく別に楷書を書かしめき。

第一等

習字は前級の如くにして、和様にては諸願文を交へ習はしむ、華様は楷書、行書、草書の三體を習はしむ、その次第順序こゝに至て大に異なることありしならん。

十四歳にして一等に進み、優なるものは數月の間復習せしめ、修熟の後學校奉行更にこれを試み、各師範互に檢查し合格（目隱り、落字、誤字、合て三點を怒す）なれば、學校奉行その書を合せて家老に執達し、家老これを可とすれば言上して硯（甲州雨畑の產）一面を賜ふその順序は素讀所大復の如く試業法は左の如し。

華様は楷書、行書、草書の三體みな古詩、古語の類、唐紙半截紙に書しむ。

和様は消息文、楷略、古歌、竪書（タテガキ）諸願の文案なり當時の風一と通の願書は半切紙に書きしものなれどその事の重大なるは君公の裁可を經へきを以て半紙の全紙に認め奉紙に包み出すの定規に

して其種類は定りありて竪書とはその全紙に書しもの丶稱ひなり　にて消息文と竪書とは題を發して作らしめ皆大奉書紙に書かしめたり。

十四歳にては作爲の意匠に乏しければ、平夷なるもの數十種を暗記せしめしなり、其一例をこゝに示さん。

緣組願

私倅誰へ何誰長女緣組內證申合候間被　仰付被下置度奉願候右之趣宜樣被仰達被下度奉存候

以上

月　日

年　始　狀

改年之吉慶千里同風目出度申納候御渾家御揃御超歳被成候半珍重之御儀奉存候次に拙家無異加齡致候間乍憚御休神被下度奉存候右は年甫之御祝申述度如此御座候尙期永陽之時候恐惶謹言

月　日

その試業は午後講釋所に於てし毎日六人づつ座を隔て語を接し書を見ることを得ざらしめこれを草したるを師範一見し然る後淸書せしめたりこの時間は春は二時（トキ）今の四時間　秋は二時半（トキ）今の五時間　を限りその間に書き畢らざれば格に合はずとなしたるなり、この賞を受るもの年々十七八人に降らざりしと聞けり。

筆役ノ事ハ余ヘ初メテ聞キシガ簡易ニシテ意味通セザルニ似タリ安

華樣は一等に至て初て大小篆隸體と消息文を習はしめ、和樣は楷書を習はしめその優なるものを撰み試業し、合格（點數はこれを忘るゝなれば上等に進む、その試業法左の如し。

華樣は大小篆、隸、眞、行、草、楷略、略楷（草體を眞體に書す）消息文、和樣は大小篆隸なくして、走書（ハシリガキ）長き尺牘文を作り卷紙を手に持ち書くがいふ　あり（時間は一等に同じ）この時には學校奉行目付も臨監せり。

上等

本級に進み猶筆道に熱中し、品行方正師表たるに足るものは、試業を經ず免許を與ふ。

免許

免許を與へらるゝと倶に筆役（ヒッヤク）にあてたる添書を與へらる、受者之を持ち筆役の許に行き傳書を受く、是に至て初めて手本を書し師たることを得たるなり。

按ずるに筆役は世襲にて、後世南素讀所書學の師範たり、古人事歷門に載する渡部成從の裔なり、その掌る所を詳かにせざれど、社寺その他に掲示せらるゝ制札は、必ず筆役の書きしもの也。

毎月一回席書（セキガキ）あり、學校奉行、目付、各師範とも禮式方に臨み、各寮の諸生左右に並列して、おもひ〳〵に書し一覽に供ひき。

また年一回位（寒もに冬至の日）一晝夜習（ナラヒ）と稱ひ、朝六ツ時（今の六時）より明朝六ツ時まで習ふことありたり、こは二等優等以上の諸生にて、平日殊に出精なるものゝみなりき。

上等に進み秀逸なるものは特に江戸修業を命せられしものあり、また自費にて行き修業せしものありしが、近世に至ては甚だ尠かりき。

會津藩教育考卷三　終

會津藩教育考卷四

第九　禮式方

按ずるに禮式は小笠原流にして小笠原貞宗（信濃守と稱す後醍醐天皇に事へ弓馬の師範にして武家の禮式を定む）の遺法を毫も安排せざるものなりといふも其實は今川、吉良、北條、伊勢の諸流も混淆せし折衷流なりと考へらるれども其の證を得ざれば再考に附しぬ。

我が藩の祖は誰なるや遠く溯れば小笠原長時（別條に委し）にしてその後の傳統は考ふべからず元祿年間坂本義邵古禮古實を授けしことありしかば是等當時の師範ならんか、天明年に至りて大沼俊直專ら敎授の任に當りしかばこれを中興となすべきか。

按ずるに小笠原流禮書の內に九部書あり、その末に永祿年中奉傳將軍義輝公弓馬禮法天正元年引立於古例正編當家之書と書きたる後に、小笠原大膳太夫長時、同右京太夫貞慶とあり、又その末に並列して文祿三年山家新太夫祐友、元和六申年折野內匠助祐閑、寬永十六卯年渡部彌五左衛門重利、寬文七未年寺西覺左衛門元利、延寶五巳年渡部半兵衛重成、享保十四酉年根井新兵衛高知、明和八卯年赤岡半藏忠英、寬政元酉年佐藤長太輔春方、同八辰年中森悅藏貞快と書し、また少く隔てゝ長時十一代之後學中森悅藏と書せり、これ傳統連綿たるを證するに足るが如しと雖も、山家以下師範

（禮式ノ師祖ニ作ル如何此等ノ類總テ祖ノ上師ノ字ヲ加ヘタシ永）

たりしこと諸書に見えす、中森は寛政年間講所束修式（雜事門にのす）に名ありて、當時禮式を掌りしものゝ如し、然るに河原政心が師範たりしは寛政九年なり、政心が江戸に出て修むるの前は誰人に學びしや詳ならす、後考のために書しおく爾。

師範一人、締方勤一人あり教授を掌りき。

會業は定日あり、午後八ツ時（今の二時）出場し、出場の先後を以て稽古せしが、その會日は塾を以て區別しおかれしは、諸生多くは少年なれば他鄕のものと混せざるやう注意ありしものと思はる。

令條

一禮は人事の儀則にして須臾も離るべからず敬愼を本とし威儀を正し進退周旋規矩に當ることを專務とすべし

一十一歳より入門し愼敬禮（缺字か）を始とし其餘は九等の規則に隨て學ぶべし

一九等の稽古その業（ワザ）をのみ學ぶことを心得ず會業の席は勿論凡て平日敬心を主とし貌に顯るゝを以て修業の專要となすべし

一三等の業終らば口授を得折方結方を學ぶべし

但書札禮免許の後九部の書寫相濟み出席勝手次第たるべし

一步射禮騎射禮は小笠原へ誓詞の上學ぶべし

但等級に至らずとも二十二歳以上のものは業（ワザ）のみ稽古の儀は望次第たるべし

一第九等の席に至らば軍旅の式器械の製造等に委く古實を糺すべし

一會業の席に於て凡て師範役付の差配に從ひ不敬不遜無之樣いたすべし

一會業刻限は四ツ時より九ツ時まで夕會は八ツ時より七ツ時迄休會は凡て學校の例に準ずべし

文化二年丑二月

定

一禮儀の稽古に候へば平に敬禮を盡し諸事相愼み修業可致事

一弓馬軍禮は武門の要なり此流不審有之に於ては包まず承り聊疎略あるまじき事

一禮は己を愼むを先とし他人の非を揚げず他流の批排停止の事

一女禮は婦人に近くの遠慮あり年齡四十歳に充たざれば假にも不可傳之事

一禮式は時の宜に隨て損益あり一片の法に泥み過不及有之時は先哲の建る所時處（ジショ）位の節を空くせず因て博考習熟して野鄙奢花に不至ことを可嗜事

右五條小笠原流譜代之定可相守者也

文化二年乙丑二月

按するに小笠原流傳書不明の廉あるを以て、師範河原政心江戸に赴き廣く吟味すべき旨を命せ

此下ニ河原政心ノ條ヲ加ヘテ大綱ヲ結ビテハ如何實ニ河原ニテ全備セシヤニ承レリ尤下ニアル令條モ定モ其人ノ手ニ成リシナラン安

禮式ハノ條脫誤アル綱ニ似タリ

られ、歸國の後騎射の禮を卒へ試業を經たるものは家督の節小普請を免せらるゝの制度を定められし旨、家世實記文化二年二月の條に見えしが、令條を定められしも同年にして定五條も同年なれば、政心歸國の後專ら奬勵せられし時創定せられしものなるべし。

階級は分て九等となす、友人の說話によりこれを記載する左の如し。

初等　入門の初級

配膳　食膳その他茶碗等の据方を敎ふ

二等

鳥目　金錢の進呈また請渡方等を敎ふ

三等

太刀折紙熨斗　太刀の請渡し折紙目錄熨斗等の請渡し等の諸式を敎ふ

四等

折方結方　目錄式紙の折方太刀の緒水引糸等の結方を敎ふ

五等

これより九等まで重もに軍禮にして歩射は三的小笠掛等箙靱の負ひ樣騎射は流鏑犬追物その他首級實見等の諸禮數多を敎ふ。

初等ハ邊退周旋ニテ即チ君主ニ謁見スル等ノ式ト覺エタリ安余亦然リ配膳ハ余程等級進ミテ後ニ學ヒタリト覺ユ　綱

列記する所大略此の如しと雖も、その內に尊長に對する應答、會釋のことより賓となり主となり饗應の事、または君公に對する直答、拜領、酒巵拜戴の式および使者、奏者、取次、屠腹等の作法みなこの內にありき。

嫡子は三等を卒へざれば出席勝手次第たるを得ざるの定規なれば、おの〳〵その格に至る迄は勵みたれど、四等以上に至り著實に學ぶもの多からず、嫡子すら斯の如くなれば二三男に至りては極めて少なかりき。

稽古の器具、即ち雛形及び禮器、衣服、烏帽子、弓箭、馬具、甲冑、指物の類に至る迄一も備はらざるものなく、時々甲冑の早著抔稽古し時には首級實見をも習ひき。

第十　數學方並天文方

按するに數學は關新助（寛文頃の人圓理演段を發明せり）の末流關流なりしか我藩の祖は誰なるや推考し難しと雖も承應二年島田覺右衛門は算學士に召出されその明年同人が著述せし九數算法といふ書を出版せられまた慶安三年には安藤有益を召抱へられ有益は宣明暦註及び本朝暦統を著しまた元祿年には渥味重勝數年間大勢の門弟に教授せしを以て褒賞せられしことを系譜に載せり此等の人を祖となすべきか、後寛保年に至りて片桐嘉保江戸に出て易學天文韻學暦術の傳授を受けたることあり、これを中興とすべきか。

數學は關流なり、教場は禮式方にて、會日あり（定日を忘る）出席せり。師範一人、締方勤一人あり、教授を掌れり。

他藝の如く修行せざるべからざるの定規なく、誰人も心次第にして多くは吏員商估の業とし、修業すべきものとは思はざる風となりしかば、砲術等を學び數理の必要を感すれば竊に師範の宅に行きて學び或は他の巧達者に就くもありて、教場は眞に寂寥なりき。

階級は十級あり、即ち算法九章を以て分けしなり、寛政年間師範たりし片桐嘉矜が下問に答ひし九章の釋義を錄して章旨を示す左の如し。

一等

方田章　邦國城郭田疇その界域の形狀を以て畝歩の積冪を求めて土地の廣狹を量るの術なり方田直田圭田梭田柿田斜田圓田等の類數種數十條ありて以て教授す方田その首章にあるを以て名くく

二等

粟米章　周髀漢斛粟米法の類なり凡金銀米錢貿易加息の變を推し諸物の長短萬品の輕重を量り以て群貨通易の道及び食貨昂低の道を御す度量權衡名法あり科目數十條ありて以て教授す粟米法は貢稅の急務にして其目首章始教なるを以て名を資る

三等

差分章　差分は物に差等ありて其總數を以て其各差を知るものなり譬へば上士は中士に倍し中士は下士に倍するの類是を倍差といふ凡萬物の長短大小輕重多寡あるが如き上中下或は大中小三段或は九段或は幾段ありとも其差を推し極むるの法なり律簡の如き三分損益して上生下生と差して其律呂長短幾分の差數なりといふことを明すの類なり分率差四六差二八差三七差折半差遞減損次差帶分母子差互和減半差匿價差貴賤差の類名儀若干あり以て教授す其數に差あり差に分あるを以て名く

四等

慶安承應ト云フ順ナリ改メ書スベシ安

少廣章　多少廣狹の儀を以て名く立積には多少あり平積には廣狹あり其積實の數を以て長濶を知るなり乃ち方田園原の類此術を推して三乘四乘五乘より數十乘の大乘に至るまで皆是を擴なり平方は天方一を廉級に列し立方は天元一を偶級に列し凡數の自乘するもの再三幾乘と雖も乘數と差數とを以て原數を推すの術なり平方帶縱平方相應平方減縱朶積の類なり立方にも又これあり凡て目次數十條ありて以て教授す

五等

商功章　國を建て城を築き家を作り渠を掘るの類其費用人工幾何といふことを會計するの法なり方臺圓臺方錐方堡壔圓堡穿地穿渠開地開濠築臺築壩堤大小堆此外數十條目ありて教授す商は度なり功は業なり人工功業を計るの術なり以て名く

六等

均輸章　物を運漕するに用力用費多寡を測り戶數の多少と道里の遠近とを以て車數粟數の運輸を考へ粟米昂低を以て倣直儲錢等を量る漢の桑弘羊の均輸法を行ふといふも此事にて天下の米穀を運送して多き處にて買ひ少き所にて賣り以て民食を足すの術なり然れども其本錢を償はざれば行はず均は平なり輸は送なりと註して本錢と均しき時は損益なし是よりして名を取る故に定れる科目なし雜題變々究りなし

七等

贏不足章　譬へば毎人若干を出せば餘りあり若干を出せば足らずといふ唯その若干を知て人數及び物價を知るの術なり之を以て其法隱雜互見にして初學者喩り難しといへども其用亦狹し故に贏不足贏適足不適足兩贏兩不足あるのみにして條目數十條に至らず名儀亦字の如し

八等

方程章　術路錯縱なるが故に赤籌黑籌を用ふ是を正負術といふ加減異同正負遞互編乘等皆厥術なり曆算に是を用ふ術意□一字分明ならず錯にして初學者通曉し難しと雖も唯其一術の名目なるが故に其用亦寡し故に其術二色三色等ありと雖も術路亦通ず是を以て科目も亦寡し方は正なり程は數なりとし註其數を正し其名稱に依る布列して算する時は乃ち等數を得是を名となす

九等

鉤股章　木工の用ふる所曲尺の本なり算經に矩を用ふる術あり居ながらにして敵地城郭の廣狹山岳の高低川澤の淺深道路の遠近等を知るの術なり町見術を數字家にて海島術といふ是亦鉤股術なり此術千變萬化無窮にして彌窮れば彌窮らず故に極め盡すこと能はざるものなり方術圓術弧術等皆是に依て生ず故に是を九數の末に出す鉤はつり也股はたはり也弦はつるなりすくなるものを隅より隅へきれば二枚の鉤股弦の形となる因て名く　家世實記

これを卒へ許に進むに試業ありその次第左の如し

金錢　米　田畝　目拔錢
右何れも溜置一

引算一

金錢　米金錢
右何れも溜置一

割掛物

二桁物　割業五　掛業五
四桁物　同三　同三
六桁物　同一　同一
合四十九章　皆中

右讀方に誤謬ある時は再返す

又九章の内六題づゝ設けて毎章一題を抽籤にして殘らず出來たる者を合格となし許に進む（石井氏覺書）

三桁物　割業四　掛業四
五桁物　同二　同二
七桁物　同一　同一

許

天元　元の朱世傑が發明する所　古法圓理演段等の算を教ふ

按ずるに書類はいか樣なるものを用ひしやを知らずと雖も、多くは問題を集めしものならん、これを算家にて好と稱ひき、後世高津榮道（祐次郎）あり、この道に達し公暇には多くの門人に教授し、集好（コノミ）といふ一書三冊を著して便を與へしとぞ。

○

天文の教場も禮式方にて、會日を定めて出場せり。

師範一人、締方勤一人あり多くは數學の師範、締方勤これを兼ねたり。

天球儀、地球儀等の備ひありしが、學ぶ者至て尠く寥々數人に過ぎざりき。

毎年冬至の日には曆家（諏方神社の神官諏方、佐久、笠原の三家）をはじめ師範、天文臺に於て推候し、明年の雲氣候および晴雨考を編し、官に出すの例あり、この日學校奉行も監臨せり。

因に曰諏方、佐久、笠原互に曆本を發行せしがその因て來れる所を推窮するに甚だ遠し、今新編會津風土記（若松之二諏方神社の部）を擧げてこれを證せん。

諏方大祝部佐久祝部笠原祝部三家共に曆學ヲ善シ京都大鏡寺伊豆國三島ノ神職ト同ク曆本ヲ梓行ス今時伊勢ノ禰宜等カ梓行スル所ノ曆ハ今ノ大祝部方親カ六世ノ祖宮内方義ガ外舅三橋豪也ト云者ノ傳ル所ト云初兼也當社ニアリテ曆術ヲ學ヒ後伊勢ニ行テ彼所ノ神職等ニ教ヘシヨリ世ニ行レ伊勢曆ト云モノ出來シト云

第十　數學方唯天文方

天保年間ニハ一瀬大藏其師範ナリ永

この書は文化六年の編纂なり、當時より六世その一世を平均三十年とせば、百八十年即ち文祿、慶長の間にありて諏方社にはその以前より傳はりしと見ゆ。

醫學寮は西塾の北端にあり、師範一人ありて諸科を統轄し、師範補勤ありてこれを輔く、その師範は多く侍醫の內學術優等なる者、その補勤は平人より採用ありたり、その外に五科（後に詳にせり）に一人づゝ誦師あり、その次に一人づゝ締方勤ありて教授を掌れり。（友人の說話）

醫家の子弟は合力（ガウリヨク）醫師（當時合力米と稱ひし扶持米あり即ち合力米を賜はる醫師にして臣視ぜられざる町在醫の尤も下等なるなり）より以上十二歲なれば皆入寮すべき定規なり。

令條

一醫は仁の術にして刀圭の下不測の凶を藏す素靈の蘊を窮め古人主方の意を洞察するにあらずんば手を下し難かるべし凡て同社歲月を空ふすることなく博く醫籍に涉り是を治療に施し煙花に耽ることなく聖儒中の醫たらんことを勵むべきこと同社講習の第一義なり

一同社講習の日九皷の下刻（原本一字を欠く）學致し日晡に下て退くべし若晝漏八皷半を下て猶會せざるものは闕席の趣記錄致し會學の節後期の事由を糺し是亦記錄致し勤怠を改むべし

按ずるに九皷八皷半は時刻にして當時時を報ずる大皷を用ひし故かくしるしたるならん、九皷は九ツ時（今の正午）八皷半は八ツ半時（今の三時）なり。

一醫家の子とも十歲より入學し素讀の科に入り三十歲まで懈怠なく參會すべし不參の者は學校の令

條に準じ其趣申斷るべし若又病用にて出席なり兼ぬるものは翌朝誦師へ右の趣申斷り是亦記錄致し怠りなく勵むべし

但遠方或は虛弱のもの往來難儀に候はゞ其趣醫學校へ相屆け十一歲より入學すべし

一醫師一等、次醫師（ツギイシ）並廩米を賜りたるもの、子供一等、帶刀の者（家中分限社寺の子弟）一等、其他官籍なきもの又一等に歯列し凡て四等に著坐すべし

按ずるに本條は後世改正せられしも判明ならず後考に讓りぬ。

一草木蟲魚其外海外の產物彙知るものあらば持參いたし本草と引合考窮すべし

一會集の中多葉粉（タバコ）は無用たるべし

但放學の中はこれを許す

一考窮の暇、時ありて談笑するも不可なることなし只談笑を好て力を不竭者は嚴にいましむべし

一凡て休會は學校の例に準ずべし

享和元年辛酉十月

少年子弟には儒者の素讀をも教へしが、醫學には本道科、外科、小兒科、痘瘡科、本草科あり各科各第四等より大一等まで五級にして、教科書は傷寒論、仲景全書、素問靈樞、本草綱目、千金方、準繩、千金翼劑、外臺秘要等數十部ありき。（友人の說話）

毎級の考試も次第ありしことならん、（讀日記類寄續編に弘化元年鈴木玄圖悴長瑞は本道科第一等、外科は逸等、小兒科と痘瘡科とは最上等、本草科は中の上等に進み云々と見ゆ、然れば各科ともその等級の名稱を異にせしが如きも判知し難し）その小兒科、本草科の如きは暗記にて第一等に至れば方付（ハウヅケ）とて方劑のことを問はるゝに答ひ、大一等には醫按とて病の起因變化等のことを問はるゝに答ひし例規あり。同上

按ずるに儒學の如く昇級の次第年齡に因て書籍を賜はるが如きことなかりしが、寛政五年大河原臣君玉（雲琳）が考試の代りに自著の傷寒論發蒙と題せし一書を出し及第せりと、各家の系譜に見えたりこれは特典なりしなるべし。

蘭學科あり、原書に就て醫術を講究し、舍密科ありて製藥方を研究し、假に河原町に製藥所を設けて製藥に從事しぬ。（學史門安政六年九月の條に詳なり）

大成殿の後背に藥草園ありて草木百餘種を培養せり。

市正の醫師の高等に進みしものは苗氏を許され、又目見（メヒエ）等を許され（法度書）それ〳〵奬勵あり、また君公の臨席し給ひし時には合力醫師の子弟より以上の子弟講義することを得るの例なり。（讀日記類寄續編）

按するに市在の醫師は入寮せざるべからざるの定規ありしにあらずと推考す、古の制農商には苗字を許されざることなりし故その免許を榮譽となしたるなり。

師範等時候を測り子弟を率ゐ山溪に行き藥草を採る等のことありこの時には學校奉行も行くことあり

しとぞ。石井氏覺書

按するに醫道の開けし源淵は知るべからず土津神君曾て長田徳本を招き給ひしに奉仕の念なしとて門人なる日向徳遠を薦めしかば會津古人傳三百石を賜はりしといふ、家世實記果して然らば醫道に功ありしは徳遠その人なるべし。

また舊證類聚にも日向徳遠五百石　中村芳庵三百石　關三宅二百五十石　田中玄與二百石　佐瀬甚九郎二百石　田中春佐百石　服部丹齋百石　藤田了甫岩田權左衛門二人外科　澁谷香賑百五十石　も見えまた會津古人傳に丸山一雲といふ醫師も見えまた當時達人の聞えありし岩田意慶は市井より擢てられ寛文二年二十口俸を賜はり召抱へられしよしなればこれ等につき推考せばその源淵を究むるに可ならんか。

さて昔は漢方家のみにてその遊學は多くは江戸にして中には和歌山紀州の花岡家に遊學せしもありしが如き平井良伯　洋方家は絶てなきことなれど中古には縞に講究せしものありしよし文化年の頃横山周仙なるもの自費を以て長崎に赴き蘭人に就て學びしと聞きしがこは洋方の嚆矢ならん、爾後弘化の頃吉村二洲初めて命を受けて長崎に赴きたることありこれ洋方にて官遊せし第一ならんまた嘉永の末ならん、古川春英が緒方浩菴大阪に學びこの頃より漸く流行して安政年に至りては命を奉て總州佐倉に赴き佐藤舜海の門に遊ぶもあり、また長崎に赴くも數人ありしがこれ等の學資は醫員醵金の加息金學史門天保七年十一月の條に詳なりにあらず本途より給せられしならん。

岩田知足トイフ名醫アリシコト古人傳ニ出テシト覺ユ意慶ハ同人ナリヤ安

二洲ハ教授トナリテ出席セシヲ覺エタリ安余亦コレヲ知レリ綱

第十二　雅樂方

按するに雅樂の開けしはいつの頃なりしか、見禰山神廟の神樂は城州八幡の神官紀齋院が會津に下向して曲節を傳授し、歌は吉川惟足と桃澤惟一彦五郎の詠作なりしに、寛政の頃に至てはそれさへ絶ゆる計りになり、浦上孝弼を招かれしことなれば家世實記この間には雅樂師と仰ぐべき程の人なかりしと推測するなり、然れども寛政四年には日向忠、片峯勝興、雅樂指南主役など命せられしことあり、片峯家系譜之を以て考ふれば古來傳はりし道統ありしや否、孝弼を以て中興となさゞるを得ず、學史門寛政七年の條を併觀すべし。

師範は舞樂、音樂を分て數人あり、其一部を教授せり。譬へば箏師範篳篥師範の類、舞樂には右方、左方の別ありき

等級あり又考試ありしよしなれど、聞知せざれば記し得ず。

按ずるに文化四年十月浦上宗敏雅樂最上等の試學を經て昇級し、同六年築瀬眞道第一等の試學に昇級して一口半俸を賜はりしよし、各家の系譜に見ゆまた一證なり。

舞樂の教場は禮式方、音樂は講釋所にて皆會日いづれも午後を定て稽古し時には大成殿の庭中に舞臺を設け裝束して堂を降りて舞臺に渉りて舞ひ堂上にて音樂を奏することなどありき。

雅樂の書は體源抄といふありと聞きしが、他に何書ありしや聞知せず、裝束、樂器はみな常に大成殿の東房または禮式方神厨の傍に納めおかれき。

後世は雅樂の稽古衰へ出席する者も少く、多くは老人のみにて壯者は甚だ稀なりき。

按ずるに享和元年樋口光朗（十太夫）日光に赴き舞樂を學び、また文化元年裝束調儀の爲め日光に赴き又同二年生駒直乾が家にて裁縫したる旨同家の系譜に見え、又鈴木氏の手翰に據れば、享和年の前後は大に奬勵せられ、傾（カタムキ）修業を命せられ費金を賜はりし者數人ありし旨古館簿にて見たりとあり、同年の頃には松本佐賢（與太夫）は舞曲指南、細川馨（忠蔵）は雅樂師範にて後に光朗も指南せしに、漸々衰頽委靡せしを忠恭神君また奬勵し給ひ、此時舞臺も新に設けられ、（館内には拜臺二棟あり、一は能樂一は舞樂の舞臺なり　その能樂の舞臺は古く壞れしが、舞樂のは新しければ、文政、天保の間に設けられしものなるや疑ひあらじ。）一柳直宰（四郎左衛門）笹原源兵衛、在竹隆定（五郎左衛門）等主立（ヒユルヒ）世話方を命せられ、この頃には城内小書院に於て舞樂を催されしこと時々にして、月夜には不時に講釋所の椽頬などにて音樂を奏せしことありしと聞きしが、續日記類寄續編に嘉永二年六月近來雅樂會相立ち附人の御用相增し云々と見ゆ、即神君の奬勵し給ひしも此頃のことにやあらん。

天保ノ初頃迄ハ細川忠八、一柳源太郎、武井寛平等十餘輩ニテ舞臺ニ上リタリ依テ少壯ノ輩モ多ク修行アリト聞クニ作ル如何　永

神君ト許リニテハ明瞭ヲ欠タ　永

第十三　武講並土圭場

按ずるに土津神君封に會津に就き給ひしは寛永二十年にして元和偃武の後を距る三十年當時大藩は皆幕府の嫌疑を避けんがため多く武事を演せず、自ら彊て娯樂を事とせしかど神君は專ら武事に心を用ひ給ひ、親ら指揮して演習し給ひしことありしが、兵法は何を以て主とし給ひしや考ふべからず、伊南芳通は河陽傳、向井吉重は山神流、望月安光は太子流の軍學を以て神君の親問に答ひしこと時々なりしかば、神君親ら折衷して一定の法を假に設け給ひしことなるべし、明暦三年に至り甲州流に據られしは何人を師とせられしや（明暦以下家政實記）毛利家の臣にして軍學に達せし遠藤逸作を召して時々講究し給ひしよしなりしが、逸作は何流の軍學士なりしや考ふべからずと雖もこれ等に因緣せしにはあらぬか、神君嘗て密に友松氏興に命じ給ふ別に正當の軍制を編成するに足るべきの法あらば乘て以て取るべしと、氏興身を終ふるまで念頭にかけ搜索せしも良法なきを以て後の君子を待つと神廟に密告せし事ありき。（友松以下家世實記）その甲州流の後は專ら芳通が河陽傳に據られ、元祿年に至り大導寺重祐を師とし給ひ又甲州流に改められ後十餘年にして重祐を放逐せられ再び河陽流を用ひられ天明八年に至り遂に長沼流佐枝派に改正し給ひしなり。

武講は兵學を講究する所の敎場にして長沼流佐枝派の法なりその學の淵源をこゝに抄錄せん。

長沼流は長沼宗敬（信州松本の人初津田傳十郎後外記と稱し又澹齋と號す）に出づ、その門人に室田甚左衛門、佐枝尹重（政之進碎玉軒と號す尾州の人なり）

親ラ指揮ノコト千萬忽ニアリ其處名安モ擧ゲタシ

あり、各岐れて一派をなす、謂ゆる宝田派、佐枝派是なり、宗敬初め信州加納にあり、一僧に從て小學を讀み洛閩の說を信じ傍ら甲州流の兵法を修む、既にして以爲く多くは他人の彌縫する所眞傳にあらずと即ち古今の軺鈐を研窮して、上は孫吳七子に參じ下は愈戚が法を稽ひ、時宜を量り實効を驗し、射御刀は本邦に原し節制規律は漢土に取り火器は西洋を參用す、嘗て門生に謂て曰吾が法三分は書なり、二分は口訣にあり、五分は學者の自得にあり、善くこれを用ふるものは吾が法を墨守すべからずと、握奇八陣集解を述て風后武侯の意を祖述す、兵要錄二十二卷はその自著なり、元祿三年城州伏見に於て歿す、傳小文久年に至り勅あり神式を以て追祭す、稜威千別武押分可賞眞心御魂と追諡を賜はりぬ、友人の說話尹重は握奇八陣或問二卷、再辨一卷、孫子管蠡七卷を著す。人名辭書

學政は軍事奉行の統轄する所にして、學校奉行の管せざる所、分規金後の學資門に詳なり　も本途より下付ありたゞ師範の費金束修のみ學料より下付ありたり。

師範一人即ち軍事奉行これに當れり。

按するに師範は軍事奉行の專任にして、軍事奉行は許可に進まざるものは其任に當ることを得ざりしなり、然るに文化二年軍事奉行黑河内揮死したる後、丹羽能敎に後任を命せられしが、能敎は許可に進まざるを以て固辭したれど許されず、遂に其任に當り、生駒直乾は許可たりしを以て師範の事を任じ、篠澤秀雅仁右衞門　山寺應齋　貢　も許可なりしを以て武講頭取となり師範手傳を命せられ

能敎が蝦夷出陣中は二人とも師範たりし旨家政實記及び各家の家系に見えしが後世この例ありしを聞かず、蓋し當時の特命なりしならん。

武講頭取兼母衣役あり、定員なきも大抵五人不等にして、その頭取は一切の庶務を辨理し、母衣役は操練のことを擔當す、格役以上のもの之に當れり。

武講懸勤あり、定員なきも大抵五人不等にして平士の戰格以上のものこれに當り、敎授を掌れり。

敎場懸勤あり、定員六人重に三百石以上の嫡子戰格以上の者之に當れり、斯は物頭役の見習の如きものにて、その三百石未滿の者之に當るは特撰なりき。

軍事奉行物書二人あり、雜務を辨ず軍事奉行附屬の與力これに當り、外に附人二人あり給仕することを司る。　以上友人の說話

按するに武講敎場の規則は、文化九年に制定せられし旨法度書に見えしも、その書は得べからざれば載せ得ず。

花色紐以上の諸士の嫡子は十八歲に至れば必ず入門せざるを得ず、十八歲未滿の者は請願免許の上ならでは入門することを得ざりき。

入門せば頭取若くは懸勤の內を撰び己の敎授を囑託するを例とせり。

講讀の書は專ら兵要錄にあり、故に階級も兵要錄中の編名を以て級名となす、その修業の順序次第左

の如し。

練兵

兵要錄中練心膽編を授けそれより兵談、將略、選士、編伍、懸令、賞格、錬銃頭、教旗旒、檢從馬、を講習し熟練の上山神流の築城法の內平山城、平城、山城の三法を講習したるものは師範これを試み練兵卒業とせり。

出師

練兵卒業の後誓詞（後の弓術門に詳なり）を出し出師編および陣法營法を講習し山神流堺目許（サカヒメユルシ）を得しものは師範これを試み出師卒業とせり。

戰格

出師卒業の後誓詞を出し戰格編を講習す熟練の上はその人樞要の任に當るべき器材あれば許可の奥秘を許す（軍事來行の外至て少し）

許可

三百石以上高士の嫡子は毎月一回出席して、練心膽、練銃頭、教旗旒三編の內講義を聽聞し、花色紐以上三百石以下の嫡子は練心膽の講義を聽聞するの定規にして、その講師は頭取若くは懸勤の內これに當れり。

旗奉行以上にして戰格に進みしものは毎月一回出席して孫子を講習し、出師以上の武役は出師編を講習し、物頭は練銃頭、その戰格に至らざる旗奉行は教旗旒の內旗手長練法を講習し、目付役は懸令を講習し、格役以上の武役も相當の編を講習するの定規ありき。

教場懸勤は城內三之丸操練場に出て弓組足輕の持滿（ヂマン）法（物頭號令し、金旒役大旒を打ち、足輕弓を構ひながら三十間許進み敵間（テキマ）十間にて放つ、甲士槍を入れんとする時槍間を助け發射するものにて、常の稽古には三尺に六尺の厚紙に鬼形を畫きしを的とし、七十矢射て鬼の腰より上に八分以上の中りなれば賞書ありき。）および城南小田村の遠丁場六十間に行き鐵砲組の足輕が立發（立ちしまゝ頗につけ發つ）腰發（行き止り砲を右腰につけ發つ）跪き頗につけ發つ）坐發の稽古するに二人づゝ立會ひ監視し又春秋二回猪苗代に赴き半坂（ハンサカ）地名同心が持滿遠丁の稽古を監視し又大野原追鳥（オヒトリカリ）狩操練の庶務は悉皆これを擔當せり。（以上友人の說話）

旗手金旒の稽古は常に三之丸に於てせしことあり、又寒稽古と稱し十二月十五日納會の後槍術場に於て數十の大旒を駢列して坐撰の稽古をなしたり。

十一月二十一日は長沼宗敬の忌祥日なるを以て、午前四ツ時（今の十時）より午後八ツ時（今の二時）迄の內、麻上下にて畫像を拜し神酒を頂くを例とせり、（彭齋隨筆）これを先師祭（マツリ）といひき。

按ずるに學史門天明八年の條に載するが如く、長沼流我藩の祖は木本春山にして、當時軍事奉行の撰に當りしは黑河內揮、續て丹羽能敎、田中玄俊、片峯勝興、高津忠懿、弘化嘉永の間に至て黑河內高定江戶に在て最も顯れ、諸藩侯も其法を欽慕し贊を執りて弟子たる村上（越後）福山（備後）の如き數

藩にして追鳥狩には來觀する者多かりき。

さて武講は兵書を講ずる所と雖も、軍政軍事の基礎は實にこゝにありしなり、此書は專ら教育を主とするを以てたゞ講習の次第を叙つるのみ、其軍事軍政に係ることは別に編述する所あらんと欲しこゝに載せず觀る者訝る勿れ。

因に曰追鳥狩は講習の結果として操練の大なるものなり、これを擧行するの日鄰封二本松藩にては封境に兵を出して防禦に備へしといふ、彼の嘉永年駒場の原に於て愼徳公（徳川十二代將軍家慶公）の台覽、文久年　孝明天皇の叡覽の如きは小操練と雖も、三百諸侯中古來なき所即ち講習の結果にあらざるなきなり、今より之を想ふ實に華法にして取るに足らずと雖も、本朝古來の法を墨守する甲冑時代昇平安逸に狃れて、武事を忘れたるの時に於て、獨り我藩が講習怠らざりしは誇るべくして、其方法次第は今日聞くだも得べからざることゝなりたれば煩を憚らず狀況の梗概を記す左の如し。（初め戰格生にして教場に掛たりし高木重固に求めしに、五變の方法次第その一を記し他は兵要錄によらざれば記し得ずとのことなれば、これを棄ておきしに神津醇が記文を撰述し予に示したり、こは其方法次第にあらず、已れ實演にあつかりて實況を記したるものにて、後人に示さんには却て惑すべきことあらんと思ひ、問に予が記臆する一二を加ふるなり。）

追鳥狩に宿陣と尋常行軍との二樣あり、宿陣とは前日大野原に行き野營を敷き一宿するの謂にして、其時には輜重隊その炊具陣桐油に至る一切のものを持ち行きしなり、尋常行軍は前夜列伍を整ひ行くの謂にして、中軍を合せて十二隊、（外一隊は城中に宿直するを以て加はらず）城外追手（オフテ）、搦手（カラメテ）に先鋒、左右軍、後殿隊、輜重隊を分て整列し、中軍吹螺の號令にて先鋒より順次發行す、甲士（組士は騎馬にて提灯を腰に挿し、徒士以下は徒歩（雨なれば各簔を纏ふ。）にて瀧澤の峻坂を踰え、一隊原中に達すれば烽火を擧ぐ、瀧澤坂上の船石にて之を受け又烽火を擧げて城中に報ず、號令嚴肅にして軍士喧闘ならず、偶軍馬の嘶くあるのみ、原の西北に一丘あり前面に石を疊み土を均らして君公の見所となす、俗に之を御立場（オタテバ）といふ、こゝには終宵篝火を焚き曙に徹す、黎明喝道の聲聞ゆるは君公中軍を率ゐ來り給ひるなり。君公は丘上に休憩し給ひ天漸く明るも秋間曉霧濛々原を覆ふて咫尺を辨せず、そのやゝ霽れんとし霧隙を生ずるに至て旗幟その間に隱見する實に書圖の如きなり、陣中號令を傳ふる螺と旒とあり、螺を吹く數曲あり旒に五采あり、之を揮るに定式ありて動止す、その進退には必ず金皷によるなり、少焉ありて中軍螺を吹き赤旒を揮れば先鋒之に應じ螺を吹き隊長（陣將若くは番頭）令して徐々皷進す、中軍また青白旒を揮れば左右軍も又之に應ずるに螺を以てして皷進する各數百歩にして止る、爰に於て軍隊の布列全く成りしなり、少焉ありて中軍螺を吹く一聲、衆軍一齊に鬨聲を發する三聲山鳴り地震ひ殺氣原頭に滿るが如し、やがて行人（使番）丘を下り原を駈て先鋒隊に向ひ陣將に公命を傳ふれば陣將拜して部下の隊長に傳ふ、隊長之を銃長（物頭）に傳ふれば銃長、銃手（足輕）を率ゐ隊を離れて分て二列となし、交互銃を發して進む、（前列銃を發すれば後列その間を進み、銃長の號令にて坐止して銃を發す、かくすること數回俗に之を鉄砲ぜり合といふ。）左右軍も亦之を援け銃を發しながら進む前鋒の如くすれど敵猶辟易せず、先鋒の隊長機を見て扇を擧げて甲士を麾け

ば甲士槍を揮て進み縦横撞突す、銃手も亦其間を進み齊發交互相進み相發する三四回、甲士なほ進て撞突すれば敵軍やゝ辟易す、此に於て追撃すべきの機とし仝して螺を吹かしむる三聲俗に之を馬(ウマ)喚貝(コビカイ)といふ、馬これを聞き踊躍し從僕に牽かれ來れば甲士槍を棄て馬に騎て駢列す、陣將一麾すれば衆馬競馳し相逐ふ數丁、鳥丁が先に收る所の禽數十羽を匿しおきこの時一齊に縦てば甲士爭うて之を捕獲し、急に騎て纔ち丘下に來り馬を繋ぎ手綱を一方に引きしめ鳥首を後に向はしめ向ひ行くことならざるの法なり、俗に之を芝繋(シバツナギ)といひき。目付所に於て捕獲と姓名とを自書して自ら進で公に獻す、公その一番なるを賞するに銀錢五枚を手づから賜ふ實戦一番首級に擬し給ふなり、これ壯者が全能を叩て競爭し數月の前よりする狂者の如くなりき、此時日既に午に近ければ皆踞坐して午餐を傳ふ、午餐了るや丘上にある所日輪の小馬標(コウマジルシ)の徐々丘を下るは君公自ら出でゝ各軍を稿ひ給ふなり、將長の敬禮みな軍禮によるといふ、君公中軍に止り胡床に倚り前軍をして進撃せしめ給ふ、銃長これを承り銃手をして敵に近づき交撃數回勝敗未だ決せずして交綏す、此時君公は丘に還り給ふ、中軍忽ち螺を吹き赤旒を揮れば前軍又進んで銃を發す、相戦ふ數分時我軍遂に潰走す、旗長(旗奉行)扇を擧げ旗手(旗の者)をして五大旗を伏起し勢を援けて其走るを止るも支え得ず旗手も亦旗を倒して走る、中軍之を見て螺を吹き黄白旒を揮ひ葵章の大旗を飄し鼓噪して進み、後軍は左右の翼となり進行する數百歩、走る所の旗長聲を厲し扇を擧げて旗手を勵し止りて旗を立て伏起して前軍を援く、爰に於て前軍氣を得て皆合して一となり、銃手一齊に

進發する數回、時に我が伏兵左右に起り右軍は弓を彎いて亂射する雨の注ぐが如し、左軍は大銃を發す電光霹靂煙烟原を覆ひ甲士三千槍を揮ひ煙を侵して進み鏖戰す、君公又驪馬に跨り丘を下り給ふ、軍監(軍事奉行)陣笠を脱し鞍に拜伏して追討を奏すれば、君公腰にし給ふ軍麾を抜き一揮し給ふと齊しく騎士齊馳し禽を捕ふ、君公も亦この間に馳せ捕ひ給ふ、群鴉の林樹を離れしに同じ、騎士の捕獲を献ずる初陣の如く、中軍黒旗を揮ひ鉦を打て退く、前軍皆之に從ひ營に還り晡時に及んで振旅す、初め捕獲者が公に献せしものは實見に供するに擬する所、こゝに至て下賜を辱うし馬鞭に結び腰に挿し騎て還る、沿道の觀る者堵の如し、さて操練の節制は嚴肅にして勇者も獨り進むこと能はず怯者も獨り退くこと能はず、金皷旒螺によりて進退動止す、其指揮に從て運動するの神速自在なる臂の指を遣ふが如し、第二回の操練潰走して支ゆべからざるが如きに際し、旗長が旗手を遣ひ中軍の大旗を進むに於ては、全軍の勢舊に倍蓰し機に投じて運動する、觀る者をして手を握り呼吸に堪へざらしむることありき。(時に君公はさらなり、將長より甲士に至るまで陣笠、陣羽織に臂手(コテ)、小袴を穿ち、旗手銃手に至ては股引に筒袖の半衣を着したりき 髄當(スキアテ))

安政の末年より諸生を江川英龍(砲術門にあり)の門に入れ蘭式歩法を學ばしめ、文久の末年には京都在陣中林安定軍事奉行を以て自ら率先して歩法を演習して怠らず、慶應年に至て終に幕府に習ひ佛式に改め、隊伍も更に編成して朱雀、青龍、玄武、白虎等の名を付せられき。

○

第十三 武藏亜土圖場

土圖場は築城法を學ぶ所にして山神流の法なり、始祖は山神政光（城を築くその跡今尚存しぬ。）にして政光は甲利清信に傳ひ、清信は松本吉政に傳ひ、吉政は向井吉重に傳ふ、我藩の祖は吉重なり、（友人の說話）長沼流兵法には築城法なきを以てこれを取られしなり。

師範一人、締方勤一人あり、教授を掌れり。

これを學ぶには方五尺高さ一尺許りの箱に砂を盛り水を灌ぎ鐵鋒（カナベラ）（大小圓方數十種あり）を以て土堤、湟塹、戍樓の形を造るなり、その要は地脈を審かにし歩足の高卑を考へ、攻守の法を胸中に會得するにありて、その法は方□圓○曲」「直—銳∧の五法より、平城、平山城、山城の三法にして、極秘大星金烏に止れりとぞ。

階級は左の如し。

境目許（サカヒノユルシ）

五法三方の概略を得て城郭の繩張り一ト通り爲し得るものを本位に進め境目繫（ソナギ）の法を敎ふ

印可

境目繫の法を得れば本位に進め六花棟兵奥秘の傳を許す

その書は古陣圖辨（五冊）軍要實鑑抄（五百六十四條）當劒雌雄之卷等なり。（以上友人の說話）

弓術は三流あり、一は日置流道雪派、一は日置豐秀流、一は日置流道雪派にして君公には多く道雪派を學び給へり。（德翁神君道雪派は樋口光俊、豐秀流は伊東祐眞に學び給ひ、恭定神君は印西派を小出諸庸に學び給ひき）

日置流道雪派は吉田重勝（六左衛門と稱し雪荷と號す）雪荷派の祖の門人伴一安（喜左衛門と稱し道雪と號す）の開きし流岐にして、我藩の祖は加須屋武成なり、

日置豐秀流は我藩の圓城寺豐貞を開祖となす、（此の獨見）專ら武田、小笠原の二流を折衷せし禮射法にして、見禰山神廟及び一箕山八幡社の流鏑馬（ヤブサメ）式は當流の師範これを掌れり。

按ずるに陋の獨見豐貞が傳に云、土津神君加須屋武成、圓城寺豐貞をして弓書を檢閱せしめ給ふ、武成、豐貞即ち內田重政、（紀伊家の臣十太夫といふ）葛西園右衛門（同家の臣）等と謀り、雪荷、道雪、竹森、印西、壽德、大內藏派等の諸書を取捨して一書を編し神君に呈す、神君もこれに因り指南方、射手方を發明し給ひ、豐貞遂に一家をなし豐秀流と稱すと、これ豐貞の開祖たるの一證なり、然るに同書に雪荷、道雪の如き武射流のみを擧げて禮射流を擧げざるは著作者の知らざるに出でしものか怪むに足らずと雖も、豐秀を以て流名とせしは何等の因緣ぞや、或はいふ豐秀は日置彈正の名なりと、彈正は初め正次といひ後剃髮して瑠璃光坊威德と稱せしことは諸書の著者の疑はざる所なり、只足利季世記に豐秀と書せり、果して正次のことか甚だ訝し、稱名は姑く之を措かん、その流と稱せしは何ぞ、藝

の何たるを問はず正統の嫡流は流と稱し、支流は派と稱するは古往よりの習慣法律として爭ふべからざるなり、即ち雪荷、道雪、竹林、印西、壽德、大内藏の如き皆日置流の嫡流吉田家の門人にして日置流を冠し何派と稱せり、又一證なり、然るに彼是を折衷して流を稱せしは何事ぞ、家世實記に天明八年圓城寺派の師範無之により中野義都被召出云々と、又吉川家系譜に種成（織部）文化六年五月圓城寺派弓術縮方被仰付と載せたり、或古老の說話に初は圓城寺派と稱ひしを、義都師範となりてより豐秀流と稱ひしなりと聞けりといふ、啞の獨見も義都以後の撰述なればかくは書せしにや、果して然らば義都の杜撰も亦甚し。

日置流は初め印西派と稱せり、吉田重氏（初名葛巻源八郎、剃髮して一水軒印西と稱す、吉田重賢の後裔。）を開祖とす、我藩の祖は重氏の高足弟子なる小原光俊なり、天保の末年當流の師範小川常有江戸に赴き、重氏の後裔吉田重矩（條太郎上野守と稱し道寶と號す）の後裔にして即ち彈正の嫡傳なり、重氏を訪ひしに、同家は日置彈正の高足弟子吉田重賢もこれを繼ぎその道統二ならず、常有も又其統を受しかば重矩と謀り、安政元年日置流と改稱して上裁を得しなり。

三流皆師範一人、縮方勤一人なり。（師範若し（オギナヒ）補勤をおかる、他の藝術皆然り）

武學寮令條（弓槍刀術の令條みな同じければこゝに掲げて他は皆略しぬ。）

一此度武學寮被設武藝稽古被仰付候儀に候間面々諸事相愼實用に相成候樣修行可致事

一著座の次第は稽古の席順を以て可致著座事

一武學寮稽古の則は一體の事に候得共流々之掟作法（オキナサハウ）は格別の事に候間他の稽古場の掟へ混雜不致流儀々々之作法可相守事

一稽古之善惡業の優劣は決して批判致間敷事

一心得違之者不敬等有之候共自己處置せず師範並縮方の者へ申斷り可任取計事

一同門之者は勿論他流の門弟往來の節互に道を讓り別して稽古の善惡雜談等堅不可致事

一日々稽古の儀は八ツ時より可致會集尤會日の儀は五ツ半時より九ツ時迄之內稽古可致事

右之條々堅相守諸事師範縮方上札（カミフダ）之者差配に可任者也

天明八年申十二月

按ずるに日新館創立以前の令條なれど、後世諸稽古場に掲示しおかれしものに天明の年號ありしと覺ゆ、然れば改正せられざりしものならん。

三流の階級左の如し

初心入門の初級以下みな同し

書傳（豐秀流のみこれあり他の二流はなし）

許

印可

道雪派のみ試業あり、合格ならざれば本位に進むことを得ず、その法四寸引の弓（石衛を弦にかけて弓の強弱を量る即ち四寸を引くなり、石衛に定量ありしかこれを忘る）にて垂的（曲尺の裏尺にて一尺徑なり即ち曲尺一尺四寸一分四厘余。）に中箭八分（百箭につき八十矢なり）を以て合格とし、百矢を試みしなり。

この試業を受くるは師範が諸生の進歩を見て指定する所にして、諸生自ら進んで受くるにあらず、この時には學校奉行、目付、監視せり、他の二流も本位に進めんとする諸生ある時は一回の監視を經て後師範これを進めしなり。

十七歳にして許席に進みし者には、的箭一手或は二手を賜はるの例ありしが稀有のことなりき。

的場は三流とも二區に分ち、其分界には低き土堤を築き、芝草の間に小松など植えて修飾し、式ある時にはその上に竹矢來を結びたり、梁は一區に一或は二なるあり、距離は皆十二間なりき。（十五間なるは普通なるに殖り我藩のみ十二間なりしは何によられしや、或は弓十二長を誤つて曲尺十二間とせられしにや。）

三流の諸生大に競爭せしことあり、堅物、遠箭（トホヤ）これなり、堅物とは甲匠の鍛ひし鐵板或は兜など射貫くの術なり、即ち射手と甲匠と鏃工の競爭ともいふべきなり、その射貫きたるもの、一番二番三番と優劣を檢してその一番には三寸鏃七本、二番には五本、三番には三本を學校奉行より賞與せり。

遠箭とは指箭弓（京江戸の堂にて試むる弓の稱）の短弓にて細き箭を射て遠丁を試みしなり、其遠丁を射たるの一番には

繰矢（クリヤ）（即ち細き矢）二十本、二番には十五本、三番には十本を賞與せられき。

その射手は何れも師範の撰定する所にして業の進歩によりしなり堅物はおよそ隔年なりしが遠箭は毎年春夏の間にて大野原若くは追廻馬場にて試みこの日には學校奉行目付監視したりき。

因に云古の遠矢帳なるものあり之を閲せしに、文政年間までは二百間に達せしは至て稀なりしに、小川常有が二百三十七間の遠きを射しは古今未曾有のことゝなしゝが、此頃よりやゝ進歩し後には二百二十間内外に達し得るもの少なからず、常有が門人本多行忠四郎は二百三十七間三尺を射、その後これを射越したるものなかりき。

堅物も後世大に進歩し、古來射貫きしものなかりし堅兜をも容易く貫くに至り、後には甲匠が老眼鏡形分餘の厚きに鍛ひしをも射貫きゝ、こは鏃工が鍛錬に熟し、射手が強弓を射ると、鏃形を改めしに因りしなり。

また寄的（ヨセマト）と稱ひ他流の者打集ひ射ることありたり、その法箭代（ヤダイ）とて箭に己が名刺を付したるに、おもひ〳〵の標章を付したるを箭代主（譬へば日置流に於てせば日置流は主人なり。）に渡せば、細き塚に竹杭を打ちたる箭代塚の間に矢代二本づゝ掉りて甲（ハヤ）と乙（オト）を分け、一的（六寸的より一尺的まで）ごとに甲乙交替し、その的に對し甲たる者射て中り、二矢なれば後に乙なる者も射、勝負の矢を中れば塚畔に列する主人高聲にやんやと賞揚して品物を贈與す、こゝに加はる者は錢三十文を出し、一流ことに纏ひて主人に送れば、主人扇子、懐中紙或は弦

の類を購ひおき、その的ごとに出すなり、俗にこれを勝負といひき、この法式には消矢（ケシヤ）、中分等入り組みたることありて容易に盡すべきにあらねばこゝには略しぬ、こは遠矢の後七月迄の間に催ふせり。寄的は宅稽古場にもあり、學校の三流にもありしが、三流より宅稽古場に行て加はることを得しも、宅稽古場より三流へ來ることはならざりしが、たゞ諏方社の的場に於てする時は道雪派（學校内の）これが主たりしも、館外なるを以て宅稽古場より集ひ來しなり、その大祭日（七月廿六日より廿八日まで三日間の寄的は廿五日より四日間なり。）の寄的には集ひ射る者無慮四百人、この時に限り弓組足輕も來て矢代の補助たりしかば加はり射ることを得き、祭日三日間朝六ツ半時（今の七時）よりはじめ徹宵に至りしこと珍しからぬなり。

因に云諏訪社は若松の總鎭守神とし崇敬せしかば、祭日には參詣する者いと多く雜沓を極めき、新編會津風土記にも諏方の的場は社の東端にあり、祭祀の時人多く此に集りて射技の優劣を競ふとあり、夜更るに隨ひ參詣人も去り、神樂の音も絶え、茶菓玩具を商ふ賈人も店を閉ぢ、的場には各流にて連點せし提燈と篝火とは的場にかゞやき、射手の放つ弦の音と取矢（トリ）者が申りを報ずるの聲は身にしむ計りなりき、西鄕近思の詠歌そのさまを想ふに足れり。

射手人のとよみも絶えてふけにけり諏訪の宮ゐの弓張の月

二十八日には君公も諏訪社に參拜し給ひしかば、歸途必ず的場に臨み給ひ、胡床に倚て諸流の諸生が競ひ射る所を覽給ふを例とせられき、さて其寄的は暑間少壯諸生が樂み競ひし所と雖も實益を得しこと寡なからざりき。

騎射はもと廣原に於て稽古せしが、角場ありて狹隘なれば、追廻馬場にて稽古したりき。

火箭は鏃に燒藥（鐵砲に用る藥の弱きもの）をくゝりて口火をつけ射るの法にて、柴又は藁など試む、西郊新原又は鴨河原に於てせり。

因に曰嘉永年忠恭神君新原に於て火箭射るを覽給ひ、畢りて舟帆を燒くのさまとて特命して莚を的とせられしかば、皆畏て射しに多くは莚を洞して芝草を燒き野火となりしに、獨り印西派の諸生が射しは莚に止りてみごとに燒きければ大に賞し給ひしことありたり。（古人事歷門小川常有が傳に委し。）

秋末よりは舍内に於て卷藁（マキワラ）と稱ひ箱或は桶に藁を入れたるを射、冬夏とも數射（カズヤ）とておよそ三十日間朝より出席して稽古せり、それには眞射（シンシヤ）、草射（ソウシヤ）、矢注（ツ）ぎ（はや）の別ありて益用多かりき、その數射にかゝりし諸生のため、師範より諸藝の師範に通牒して勝手次第たらしめ、一方に傾き稽古せしめしなり。

また大箭（オホヤ）數（カズ）とて朝六ツ時（今の六時）より翌朝六ツ時まで十二時（トキ）（今の二十四時間）の間に一萬矢を射、また三十日間に十萬矢を射ることあり、その一萬矢を射る者は五六年間に一人位の比例にて、十萬矢を射る者は至て稀なりき、その一萬矢を無事に射畢て命中尋常なれば、的矢一手（ヒトテ）或は二手三手を賜はるの例ありたり（的は垂的なり）

因に云豊秀流の師範一瀨直由（甚五左衛門）の嗣子直箭（彦之進）は天資巧絶にして妙手と呼ばれしが、安政

の初年一晝夜を通じ一萬矢を射て垂的に命中したる九千九百八十八矢、その虚矢(ハヅレヤ)纔に十二矢古今無比にして一藩の稱揚する所たりき。

指射といふ射法あり、こは京都大佛 江戸 初淺草 後深川 の三十三間堂 實は六十六間なれど二間間故かく稱ひき の椽頬を射通すの稽古にて寬坐(アグラ)して草射 前に註す せしなり。

因に曰兩堂は天下の名士が試むる所、我藩往古加須屋武成、圓城寺豐貞はみな京堂にて試み、武成は四回に及びき、江戸堂に於てせしは寶曆年間樋口直光、鐵 馬 寬政年に至て山家美言 萬右衛門 後には築瀨八十八、小川常有等數人にして堂帳に歷々たり。

毎年八月十五日は城內三之丸八幡社の例祭にて遠的を射たりき、遠的とは徑曲尺五尺二寸の的を三十間の距離より射しなり、宅稽古場よりも出て一流十人不等にて、君公禮拜し給ふの序には胡床(トホヾト)により て暫く覽給ふを例とせられ、射終れば皆禮拜して神酒と赤飯とを賜はりき。

按ずるにこの日射る所の的と芝箭(シバヤ) 一手に組まぬ 組矢の稱なり 二十本許は、毎年用人所より下付ありしなり。平日稽古に用ひし弓具は一切自費なりしが、卷藁稽古のために弓四五張づゝ二年或は三年毎に下附ありたり。

り、又骨鏃(フノギノ) 卷藏を射る矢にて羽なきもの は毎年下附ありたり。

諸生初めて入門するの正式は、師弟ともに麻上下にて先師 流岐の開祖 の靈前にて誓詞に血判したるものなりしが、後世多くは略式を用ひたり。 他の藝術みな誓詞あらざることなければこゝにしるして他は略しつ

按するに諸藝みな傳書あらざるなくまた口訣あらざるなくその學ぶもの、進歩と其操行とにより傳書口訣を傳へ教へたるものにて古昔の風、道は秘を貴びたるなり、誓詞は一に起請文(キシヨウモン)ともいひその門に入るやその道を他に洩さざるを誓ひしなり、その文初は各異なりしが、奥には此文に違背せば梵天帝釋四大天王惣日本國中六十餘州大小神祇の神罰を蒙るものなりといふ文を載せたり。一の起請文を見しに大小神祇までは同文にて、後に殊に伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷族神罰冥罰各可罷蒙者也仍起請如件とありたり、これによれば樣式一ならざりしか。

花押(カキハン)を自書し、左手無名指の爪根に針して出たる血を付するなり、蓋し血を以て誓ふの意ならん。

因に曰古昔は韝(ユガケ) 俗に押手といふ はさらなり韝を用ひし者も至て稀にして、文化の末年の頃武川小四郎大矢數を射しに韝を用ひずして、只妻手の大指に輪をなしたる革をかけ一萬矢を射しかば、指腹破れて韝口 弦をかけ引く處 の出來たることありしと古老の語るを聞きたりしが、古來より韝師ありしにかくありしは、質樸の風と稱贊せんよりは技術の進歩せしならん。

矢師もありしが矢竹に乏しかりければ、野州黑羽邊に行き購ひ來て製したりき、また弓師ありしが木と竹とに乏しければ製する能はず、毎年諸生の希望を學料役所にて取束ね、京都にいひ遣りて購入し、弓師又は他の巧達者に刮削を托したりき。

第十五　馬術場

馬術は大坪流にて大坪慶秀（式部大輔と稱す應永年の人）の流派なり、（流祖）我藩には本流、古流、新流、の別ありしが皆大坪を冠せり、その古流の祖は守能長明、新流は小原俊周、（五郎右衛門と稱し柏翠と號す）本流は荒井安春（吉右衛門）なり

次人の說話

師範五人（後に詳にす）縮方勤五人あり、師範の內官馬を管理するもの三人あり、その職名を厩別當といひ官馬を乘り責むるの職任なりしが、勤務の繁多なる時は門弟の秀でたる者をして補助せしめき。厩別當は用人の支配を受け、厩中のことはまた厩別當の支配にて學校奉行は只諸生稽古上のことのみ差配せしがその稽古上のことにつき厩中の一二記臆のまゝ併錄せん。

馬醫及び御下乘（シタノリ）と稱ひしもの七八人ありたり、下乘とは君公の召し給ふの前乘責むるのいひにして、皆年割席なれど進んで獨禮席に至るもあり、常の稽古は諸生と共にせしが坐は異にしき。

厩小頭三人あり、馬の飼料及び營繕等のことを掌れり。厩之者七十人（俗に厩師といふ）あり、その內御口（オクチ）と平（ヒラ）との別あり、御口とは君公の乘り給ひし時口を取る者、皆小頭の差圖を受け馬を飼ひ或は口を取る者にて、御口の頭より觸口番（フレクチバン）（俗に上段番といふ）二人を置き、厩師に對し觸かたをなさしむ、以上は別當三人の分管支配する所にして、放任の權を掌握しるしなり。（御口の給は六石二口俸平は七石一口俸なり、）

飼料に二途あり、御手許（オモト）（君公の召し給ふ所の馬）は本途勘定所の支出にて、稽古馬は學料の支出なり、その秣草は

土津君ノ召抱ナル順序ヲ加ヘタシ　安

戰任中ニ家中子弟ヲ（ママ）練セシムルコトモアル筈ナリ　安

郡一般より納むべき規定なりしが、近郊麻生村にて受負ひ納めたりき、青草は五月五日より九月九日迄給するの例にて、他は乾草と大豆、米糠とを給しき。

放別當の說話

厩馬場と櫻馬場とも時々沙を入れしが、斯は幕內村の負擔にて、これがため夫役（ブヤク）を免じおかれき。（以上）

馬場は二所あり何れも館外にして一は本二之丁大町通と桂林寺町通の間の南頰にありこゝに厩舍あるにより俗に御厩といふ一は本一之丁追手の東濠畔にありこれを櫻馬場といふ厩馬場の長さは百間櫻馬場は百二十八間なり厩舍には馬五十頭不等ありその內に御手許（オモト）と貸馬（即ち稽古馬）との別あり馬數を三分して三別當にて分管しその外に增扶持（ゾウフチ）馬と稱ひ諸士の邸宅に飼置き別段なる馬扶持を下付せられしもの三百石以下の諸士には馬扶持を給せられしその額より增し厩馬の飼料と同じことに給せられしなり御貸馬以下は諸生出席の順序によりその手際に應じ締方勤これを貸し御手許は師範にあらざれば貸すことを得ざるの定規なりき。

厩馬場には古流二、新流一あり、櫻馬場には本流一、新流一あり、二所とも三日目毎に出席して稽古せり、その時刻は五月朔日より八月盡日迄は朝飯以前、その他は午前のみなり。

馬は一頭四鞍づつ乘るを程度とし、諸生の出席數多ければ乘ることを得ざる者あり、その時には抽籤して當りしもの乘るの慣例ありたり。

因に曰馬術は獨禮席以下は御下乘の外稽古するを得ず、花色紐以上の諸士の稽古する技術にして所

三百石以上ハ必ズ馬ヲ置カサルヲ得ズ、以下ハ石ニ應ジテ給アリ此增扶持ハ更ニ特別ノ給アリテ諸士ノ稽古ニ宛テシモノナリ　安

謂騎馬士なり、三百石以上の者は常に馬を飼ひおかざるを得ず、その以下に至て飼ふ者官の檢視を經ば、馬扶持（一ケ月大豆一俵）を給せらるゝの制度なりき。

この外に小荷駄（コニダ）と稱ひし官馬あり、平常は民間に貸おきこれを使用せしめ、非常の事あるに際してはこれを引揚て軍馬に充つるなり、故に追鳥狩の時騎馬士の馬なきものにはこれを貸して乘らしめたり、これがため年一回諸士の馬術に達せしものと駒役人と廻村して、その場に就き乘試み檢視して用をなさゞるものは馬籍を除き、更に新馬を編入するの制度なりしを以て、一旦事あり騎馬を要する時は、數千頭の馬は一號令の下に集ひ來しなり。（友人の說話）

江戸道中悉ク然ルニ非ラズ蓋シ原方廻米街道斗ニアラズヤ　永

余ハ江戸道中皆然リト聞ケリ但シ往時其通ニテ後ニハ驛々ノ負債金トナリシヤモ知ルベカラズ　安

一ニハ會津ヨリ江戸ニ米ヲ廻送スルノ用ニ充テ等ノコトヲモ記スル如何　綱

小荷駄は多く地子（デコ）と稱し會津地方の產にして、その內耶麻郡よりは時々駿逸馬を產出せりといふ、飼馬は遠くは南部、近くは三春邊より購入するもの多かりき。

櫻馬場には厩舍なく、常に諸士が手馬（ウマ）（飼馬の俗稱）を乘責むる所なりしが、こゝにも御厩と同じく增扶持馬六七頭をおかれ稽古せしめらる。

因に曰櫻馬場の北塘には櫻樹數十株を並植しおき又東南の埋門（ウヅミモン）（三之丸凶門の名）の前堤には古櫻樹數株あり古往士津神君の靈柩に散りかゝりし時、吉川惟足が和歌（古人事歷門吉川の傳にのせり）を詠せしめしある處にして、春間花候には殊に目覺ましく馬場の名も空しからず、野村直臣（左兵衛）が詠歌は實を寫したるものなり。

のりならす駒のひづめのかほるまで並樹の櫻はる風のふく

厩馬場には厩師ありて稽古の時水火の用を辨ずれども櫻馬場には是等のものなく馬見所のみなれば飲料水は諸士自ら湟畔の淸水を汲み來り火は日新館內にあり、木にて造りたる馬に跨り稽古する所にして、木馬六七臺ありて容姿筋合の正しからんことを稽古し、時には梁上より麻繩もて木馬を釣りたるに跨り、木馬の前後に繩を付け他人之を操縱して動搖上下せしめて鞍上の堅固ならんこと抔稽古し、又傍の池水には暑間手馬を牽き來て水馬を稽古しき。

馬場ニハ櫻ヲ植シ例アルヤ幕府ニモ此名アリシト覺ユ但シ誤シタルコトモアラン歟　安

御厩令條（文化九年改定せられしがその新令を得ざるを以て舊令を載す）

一御厩の儀は專ら御馬にて修行有之儀に候得ば一同難有相愼稽古可致儀に候就ては此度格別取計被仰付候儀に候間已來飼度相愼み先達而一統へ被仰付候通木馬會並御厩櫻馬場へ罷出候節は其場所は勿論往來共に不愼の儀無之諸事嚴重に相守り尤も師範之者は不及申此度被仰付候人別之者共判斷可應取計方（原書のまゝ）事

一右三ヶ所より退候儀は師範之者差配に從ひ込合はざる様退出可致事
一木馬會の節は席順に不拘參集の順を以て可爲致稽古候事
一御馬貸渡し爲乘候儀は藝の善惡に從ひ師範之者目鑑を以て取計候儀に候間彼是誹謗致間敷事
一木馬稽古の儀は專ら生得の姿を以て鞍上の一體の酌合を修業可爲致事
一生馬一ト通りにても相應に鞍付候事に候得ば本根より節合不亂候ては修行の道踈に相成候儀に候得ば會日を定め木馬修行被仰付候事
　但會日は追て可相究候
右之條々稽古に罷出候子弟中へ可申聞旨田中三郎兵衛殿被仰聞候事
　天明八年申七月
　　櫻馬場令條　同　上
一御家中馬術爲修行此度御馬とも被差出馬場御普請をも被仰付候儀に候得ば一同難有一己々々之持馬不絕差出專ら修業可致儀に候間勘度相愼み殊には御場所柄之儀に候得ば猶以て心を付往來共に不愼の儀無之様可相守もの也
　天明八年申七月
一馬見所衝當り西之方大目付大組物頭以上著座之事

按ずるに西の方に敷居ありて一ト間となしたり御敷居内目見の者の著座する所なるを以て隔てありしならん、櫻馬場は手馬乘責の場所にして正德二年二月家中の馬を點檢するを大目付の任となすと會津外史に見え他の稽古所とは異なるを以てかく設けられしものならん。

一手馬差出候節締方之者へ可申斷候事
　但馬亭不罷出節口取之者直に馬見所へ可屆事
一朝乘之節は刻限六ツ半時（今の午前七時）より五ツ半時（今の午前九時）迄
一晝乘之節は刻限五ツ半時より九ツ時（今の十二時）迄
一稽古に罷出候面々何流なりとも入門無之候ては罷出候儀不相成候事
一稽古に罷出候面々は前廣（ヘヒロ）圖書方へ及對談取計に隨ひ可罷出事
按ずるに圖書は伊與田爲長圖書なるべし、同家の系譜に爲長は天明八年三月馬術指南司を命せられ御厩櫻馬場兩所へ出づべし云々享和元年五月文武の學寮一纏に相成學校奉行の差配に屬したる時免せらる云々と見ゆ。
一稽古に出候面々主役幷締方の者共に挨拶可致候手馬差出候とも馬より下り右に準じ挨拶致候上乘馬可致事
　但馬取扱候儀稽古の一事に候間口取之者無之候共不苦候尤も口取無之節は馬上にて敬禮可致事

一馬共は士手外へ建可置事

一御厩にて稽古致候者は罷出申間敷候乍然業宜く駒取廻候程の者は格別に候事

一手馬所持の者御厩へ罷出稽古致候共馬場へ罷出乗替馬等專ら修業可致候退出之儀も勝手次第之事

一手馬無之稽古に罷出候面々罷歸候儀は御厩通り可心得事

一乗立馬其外乗手に不應事相見候はゞ主役目鑑を以て相應之者へ爲乗何れにも乗立果敢行に相成候様取計候儀に候乍然馬亭賴置候乗手取替候と申儀には無之當座爲乗試候儀に候間右之通可相心得事

一家中所持之馬不絶馬場へ差出乗責等致候儀は申聞候迄も無之候得共武備第一の儀に候得ば平日乗責不致差置候ては不時之御用にも難立儀に候間無間斷差出乗責可致事

一馬場之儀は此以後不奇麗に不相成様一ケ年一度位夫丸四五人づつ差出候筈に候間馬所持之面々へも申聞家來差出掃除可申付尤も人割等凡て大場喜右衞門任し取計候様申聞候事

右之通心得之廉々令知置候事

月　日

階級は五流とも左の如し

初心

書傳

許

本位に進むの前學校奉行一見の時には慢行（ダミチ）、緊行（ハリ）、駈行（カケミチ）の三様を乗りたり。

印可

十七歳にて許位に進めば轡一口を賜はるの例ありたり。

遠馳（エンチ）と稱ひしことあり、熱鹽村（耶麻郡）に温泉あり、若松を距ること七里程、朝六ツ時（今の六時）七日町四ツ谷の木戸を乗出し、熱鹽に赴き四ツ時（今の午前十時）までに歸り來るなり、此時には沿道二三ケ所に於て待受け、馬に息氣合など與へしが、人秀で馬駿ならざれば乗り得ず、これを無事に終ふれば轡杯賜はり賞せられき。

櫻馬場にて秋間打毬を演せり、その法紅白二個の毬門を設け、柱に紅白の旗一竿づつを建て、騎士も亦おの〳〵紅白の小旗を腰に挿して標記とし、二列に分れ皆一の打毬竿を持ち毬門を乗出て初めちら し置く數顆の紅白毬を爭て互にこれを抛ち我毬先ちて毬門に容れ了るを以てその一列の勝となすゆゑ我毬を急ぎ敵の毬を妨ぐるの爭ひなり、檢毬者あり譽へば紅毬早く容れ了れば毬門白旗を倒して鉦を打つ、之を號（フィヅ）とし紅者は馬上列をなし我が門に歸り來り、白者は徒歩馬を牽き紅者と並び歸るの法にして、進退すべて金鼓を用ひき。（幕府の騎士が打毬竿に撐持て門前に至てこれを容るゝが如きことにはあらざりき）

官馬飼馬とも軍陣に馴れしめんがため甲冑を擐て乘りならし或は砲車を牽き砲を放ち又立傘（タテカサ）、纒（マトヒ）、馬標等（シルシ）馬の驚くべきものを見習はしめ、暑間には河水に乘行き激流を渉りて人馬相慣るゝの稽古などなしたり。

また馬場にて絹を引くことありたり、その法風なきの日に乘じ一反の絹を桜（ワク）に卷きたるを負ひ乘りて馬の走るに隨ひ漸々之を解き延ばして地につかざるを貴びたるなり、人と馬と倶に優なる者は一疋の絹をひきしことありしがこは甚だ稀なることなりき。

因に曰嘉永の末馬術に巧なる和田忠義（太兵衛）が七十の齡にて忠恭神君の鍾愛し給ひし駿馬石森號にて一匹の絹をひき、又この頃萱野長裕（權兵衛）の飼馬飛龍號にて自ら一匹をひきしは珍らしとて人皆稱し合へりき。

又曰鞍師、鐙師、轡師、障泥師ありて馬具一切のものみな他に仰ぐを要せざりき。恭定靈神年譜に安永九年八月家人伊勢淨齋が造れる鞍と鐙とを幕府に獻ぜらる、淨齋は伊勢因幡が門人にてその道の傳を得しものなるに因てなりと載せられき。

第十六　槍術場

槍術は大内流、寶藏院流、高田派一旨流の三流なり、君公には大内流を學び給ひしが、鳳翔院君のみは一旨流を學び給へり。

因に曰德翁神君は殊に達し給ひ、禰津親泰が印可傳を進獻せし後、終に絶傳せんとし神君躬ら教授し給ひ、吉田忠明（又右衛門）が妙處に達せしを以て神君印可を授與し給へり。

各流みな師範一人、締方勤一人もしくは二人なり。

大内流は大内無邊（出羽の人）に出づ、我藩の祖は戸田一吉（無邊の高弟椎名靱負介の門人）なり。

按ずるに幼きとき古老の說に椎名勒負介は我藩の祖なりと聞けり、會津古人傳は一吉を以て祖となし勒負介は越後國魚沼郡に移され、終に配所に死すとせり、會津郡青木村善龍寺の山門に入らんとする左側の生籬の内に勒負介の墓石ありしと覺ゆ、若くは遙拜石なりしや予が記臆の謬れるにや、勒負介を祖となすとの先入消し得ざるを以て一言する爾り。

槍法は二間柄の直槍（スヤリ）を用ふ、陰（カゲ）と稱ひし法は切組（キリクミ）五十本と覺ゆ、陰位に進で初めてこれを教ふ、許位に至て初めて教ふるの法系渡（イトワタリ）、虎渡（トラワタリ）等の秘傳あり陰の内に滿字（卍）法あり、その用法を習ひ得し者は初めて自巳の槍に滿字を付することを得、その滿字は兩鈎（乚）なり（滿字法は大内無邊の貽法なりしが椎名靱負介死して後絶傳せしを戸田一吉焦慮して發明したるものなりといふ、一說に滿字はみつるといふ意味を取り又說に萬事にてよろづに應すべきの意にて槍に鈎を付するは師意ならずと）

槍法妥ナラス槍はニ改メタシ　永

直槍ハ素槍ニアラズヤ　永

同意　安

階級は左の如し

初心

これを別けて三級となす一は四番仕合（シアヒ）即ち入門の初級なり二は三番仕合三は二番仕合なり

中位一に一番仕合と云ふ

陰

許

印可

常に稽古する所の槍に大柄（ヱ）、中柄、小柄の三種あり、大柄の圓徑本口徑一寸（曲尺）中と小とは漸く細くして、陰に進まんとする頃より仕合には必ず大柄を用ひ、中位以下はその級と年齡とによりて中小を分けて遣ひたりき。

仕掛（シカケ）下級のもの上級のものに試みらるゝの稱、刀術も亦同じ　に切の法あり、突出す槍を槍柄にて切倒すのいひにして之を數回重ぬるなり、仕合（シアヒ）同級相試むるの稱　刀術も亦同じ　には互に胴皮を著したり、其製表は牛馬皮にして裏に布をつけ中に獸毛をいれ、細き革にて縅たるなり、その四端に緒を付け上は肩より頸にかけ下は腰に結ぶ、即ち鎧甲の胴左半身に擬したるなり。

槍場には上段と下段とあり、刀術も亦同じ　その上段は師範より諸生の坐し居る所、下段は仕合場にして土間

に筵を敷きし處なり、筵の破れ屑もて柄を握り滑かにせり、當流は管を用ひざれば軍用の柄は十二角或は十六角に削りて、手中に粘著するを防ぎしもありき。

○

寶藏院流は禪覺房法印胤榮を開祖となす、南都興福寺に往す、始め劍術を修め後に素槍（スヤリ）の法を大勝太夫盛忠に學び、稽習熟し春日神寳火の用心鎌を以て素槍を防ぐの法を發明し、一家をなし寶藏院流十文字鎌槍といふ、胤榮慶安二年死す、高足弟子中村尚政（市右衛門）あり、是中村派の祖となす、別に高田派あり。

究め高田派といふ、吉次のちに大勝太夫小笠原侯に仕ひ千五百石を食む　にして、原田政信を祖となす、吉次の五傳なりといふ。家世實記に據る

按ずるに家世實記に堀尾政勝十文字槍の妙手を以て、慶安三年二百五十石を賜はり召抱らるゝと見ゆ、十文字槍とあれば他流にあらず、寶藏院流派なるべし、然れば政勝を祖となすべきが如し、政勝は天和三年死し長子權太夫嗣ぎ、子幼きに死して家絕ゆと滅知廢家錄に見えたれば、政勝死して傳統絕えしなるべし、然れば政勝を祖となし政信を中興となすべきか、古人事歷門政信が傳と併觀すべし。

印可の傳絕えたるを以て志賀重方文政中南都に行きその傳を得歸りしとぞ。　友人の說話

槍法は十文字槍にて常の稽古には九尺柄に橫（カマ）又（竹なり即ち十文字）を附す、入身（イリミ）なり、その突身（ツヽミ）は二間柄にして管を用ふ。

階級は左の如し

初心　大内流に同じ

仕掛

目錄

許

印可

仕掛に進むの前切組三十本、仕掛に至てまた三十本、目錄に又四十本あり、外に陰舜流といふ切組數本ありしと。（友人の說話）

平常の稽古に下級の者は入身にて上級の者は突身なり、初心の仕掛は上級の者素面にて下級の者を突かんとするを、下級の者は之を防ぎながら突入るの法なり、同級のもの互に試むるには突身たり入身たり相替るを常とし之を相面（アヒメン）といへり。

腋下に著する胴は昔は細き平竹（ヒラタケ）を革にて縅したるを用ひたれど後には鍛革（キタヘガワ）を漆にて塗りたるを著なし左手には厚き籌（カズノカヒ）をかけて肩より喉に及ぼし面にも裝束をつけ横及を防ぎしなり。

寒中數遣をなし（朝より就業する弓術の數射の知きなり）また大數とて一晝夜を徹し（弓術の大矢數の時刻に同じ）稽古することあり、（他流は袷法異にし）て且つ槍柄大なれば徹宵は耐へざらん、他流にはこのことなかりき。無事に遣ひし者には槍尖（ヤリ）一穗を賜はるの例ありき。

裝束ノ二字程カナラザルニ似タリ最少シ精シク記スル如何

因に曰當流の師範志賀重方及び子の重則が、武者修行として槍具を擔ぎ門人を率ゐ、中國九州を繞り各藩の名士と試み、後には重則毛利侯（長州萩の城主）に聘せられ、彼地に行き年餘間教授せしこともあり、門人も近藩江戸はさらなり中國九州を廻りしは安藤市藏、宗川茂（熊四郎、耶時は宗川）長崎尙志（熊五郎當）平尾悌次が如きあり、また他藩士の指し來りしも當流のみにして、遠きは長州、肥前近きは宇都宮、野州上山（羽州）等より來り入門して長く學びゐしもありて、その長州の岡部半藏が如き最も傑出たり、古人事歷門重方が傳を併觀すべし。

○

一旨流の始祖は松本利直（理左衛門と稱す。流祖錄。一說に長門守定好一旨と號す鳥居忠好の臣なりと。）我藩の祖は森惣兵衛なり（古老の口碑）

按ずるに會津古人傳鈴木重爲が傳に、重爲は利直の高足弟子にして嫡傳なりとなすも、森惣兵衛與へし許狀を見し人の說話に、宮本四郎左衛門、木本九郎左衛門、鈴木小左衛門、樋口與左衛門の四人連名なりしと、その小左衛門は重爲の通稱なり、然れば重爲は惣兵衛の門人なりしを證すべし、以て古人傳を採らずしてかくは錄しぬ、疑を存しおく爾り。

人こそ利直に學びしにはあらぬか、疑を存しおく爾り。

槍法は二間柄の管槍（クダヤリ）を用ふ。管は鐵或は革にして管に鍔あり、圓徑凡そ三寸五分拳をば十分に蔽ひ得るなり、鍔に小き鉤（カギ）四顆あり、これを活用するに妙法あり、その用法を得し者は自己の槍に管を付する

大内流の滿字に於けるが如くにして、管は常に太刀打(タチウチ)に揚げて渦旋機(センマイ)にて留置き、石衝を地に强く衝けば管は自然に下り來るを握り遣ふなり、薙刀の用法あり、また陰(カゲ)と稱ひ老功に進まざれば敎へざるの法數本ありたり（大内流に陰ありしは前項の如し、すべて入門の第一に敎へる切組を表といふ、乃ちその流の極意の存する所、陰はその裏にて即ち表の變化なるなり）當流にも入身、突身あり、入身はすべて薙刀を用ひ突身は素面にてかの薙刀にて入り來るを突き止むるなり、同級の者相試むるには薙刀を用ひず、槍を用ふこれを槍合(ヤリアヒ)といへり、槍具はほゞ大内流の如くにして、胴皮には肩より頸にかくる糸なくたゞ腰に結びしまゝなりき。

階級は左の如し

初心　大内流に同じ
仲位
老功
許
印可

槍刀何れの流岐も大むね同じことなりしは掛仕合(カケシアイ)なり、掛仕合とは上級に進めんとするに當り、師範は何級に掛くるぞといひ渡せばその日より上級の者と仕合するのいひなり、その最も甚しかりしは大内流の仲位より陰に進むの掛仕合なり、其概略をいはんに師範のいひ渡しあれば掛りし者は上級に告げて倚頼し、その日より上段に上らず下段の片隅に坐して沍寒の候と雖も火鉢を擁するを得ず、僅に喫煙の火を上段よりつけ來るのみ、師範出場するに及んでや胴皮を素肌（汗染みおる故寒中は氷の如きも煖むるを得ず）に著て假に衣を纏ひ、下段に坐して上級の者と仕合するのいひなり、その最も甚しかりしは大段にとりて負意を表するに、上級者之に乘じて五六本連突するを案山子の如く動かずして受けしなり これを措槍(オキヤリ)といふ、貰て下段に取るを措くといふ　仲位以下の掛仕合は日數僅かなれど陰位に進まんとするに當ては滿一ケ年にしてその内六ケ月を經れば廻仕合となり、陰位以上の者即ち許位の者とも對等に仕合ふこと尋常の稽古に異ならざれど只上段には坐せざるなり、故にその苦楚の甚しきは三四ケ月間にしてその間は朋友親疎の別なきなり、其三四ケ月間は左手の拇指は腫れて常に倍し、肩或は腰を突かるゝありて自ら帶を結ぶに自由を缺くことあり、家に歸れば湯に暖め或は藥を貼するも、明朝學校に出づるに當ては少しも色に顯さず又その辛慘を受けしなり、本來下級の者は謹愼を表するに出でしを、上級の者は故らに傲慢にしたる其弊かくの如きに至りしものか、一は暴悍一は卑屈の極と謂はんも因襲自然の風となり人々之を怪まず、その辛慘苦楚の間に於て意氣の强弱自ら顯るゝを以て勉强耐忍心神を鍛錬するも亦實に曾ならざるものありき。（この事は槍刀みな同じければこゝに記して他には省きぬ。）

香物ハ普通ナリヤ安否　堅キモノトスルイカン　綱

因に曰古人事歴門田村忠長が傳を一讀せば思ひ半に過ることあるべし、然れどもまた特例あり、大内流の師範上遠野秀門が樋口大助を陰位に掛けたるの初日僅に一試を閲て上級し、又その後西郷近潔（勇左衛門 磐州と號す）は半年にして上級したりと聞く、これ等は稀に見る所、大助がことは秀門が傳に就て詳知すべし。

槍術は十九歳にして許位に進めば、槍尖一穂を賜はるの例なりと聞きしが近世は絶えてなかりき。他の藝術はすべて許に進まざれば小普請料を免せられざるの制度なりしが、獨り槍術は陰、目錄、老功に至れば免せらるゝの定規たり、その業大なるを以てなり。

三流とも春夏の間にはおり〳〵廣原に於て馬上槍を試みき、その法鎧を著て稽古面を冠り、馬上にて互に仕合ひ戰陣の實を演せしなり。

寶藏院流にはありしや否他の二流には大仕合なることありき、斯は中位以上の者數十人紅白の小旗を腰に挿し東西相分れ整列して互に関の聲をかけながら大鼓に應じて進み紅白相試み雌雄を決するなりしが長きに渉れば相亂れて暴突する者なきにあらねば機を見て鉦を打ち之を止むるを常とせり、その鉦聲を聞くやみな鉦を地につけ整列して退くなり。

因に曰中澤家系譜に寛政五年七月これ迄大試合致さざりしが上覽御好（その日君公即席望み給ふの意）により大試合を演せし旨を載せたり、（中澤高令大内流の師範たりしなり）この時のことにや雙方互に進み、槍相合はんとし突出すべき

寶藏院ニモ正ニ此事アリ　安

此ハ刑罪人アル時槍ハ其首級ヲ三流輪番ニ諸生ニ許シ衝試セシメタルナリ衝クニハ寶藏院流ハ上ヨリ釣リ置テツキ外ニ流ハ地上ニ埋メ額ヲ出レ置テ衝キタリ　安

大仕合ノ註ナケレハ分明ナラス　安

槍刀ノ身ハ其利鈍ヲ試ミシコトアリ

間合なりしに、數十人の内誰一人突出す者なく互に足を止め搆ひしまゝ睨み合ひ數刻を移したれば師範は其殺氣の立ちしを見て急に號令して鉦を撃たしめたれば、雙方鉦を地につけ一人一槍を試みし者なく退きしことありしと口碑に存しぬ。

成敗の刑（斬罪なり）を行はるゝ時は、三流輪番に藥師堂河原の刑場に出て首を突きき、これ刑法に據る所にして額面三所を突くなり、其法首を地に埋め額のみ出して上に板を揚げ、二人にて板の兩端を押て動かざらしめしなり。こは老功、陰以上の者各自の槍尖もて鋭鈍を試みしなり。

何れの流岐も槍具はみな學料役所より下附ありしが、寶藏院流の槍具はその製造も密にして且つ多かりければ、出精勉強する者は自費にて調ひ、又は自ら製して用ふる者多かりき、すべて各自の持槍を製せんとするには必ず先づ其槍の柄とする櫹材を購入し、槍術場にて遣ひならして後製するを常とせり。

按ずるに槍具の沿革はいま考ふべからずと雖も、大内、一旨の二流は古昔よりのまゝなりと思はる、面は大同小異なれど寶藏院流のは大内流と同く縦子（タテコ）一本なれど横子は密にして、其上兩頬には鍛革の幅一寸許りなるを縅付して横刃（カマ）を防ぎ、一旨流のは縦子三本横子三本にて額と頤とにづこ（小き蒲團の稱）をあて冠りき、畢竟面子の疎密は鉦の大小によりしなり。

もと三流の諸生の内陰、目錄、老功以上の者相會して一年二回づつ仕合せしを、弘化元年より一年一回とせられし旨續日記類寄續篇に見えしが、いつの頃よりか絶えて後には只その親友の間に於て

私に延壽寺（雜事門に詳にす）等にて試みし迄のことなりき。

因に曰會津は槍材檮に乏き地方なれば稽古に用ふる檮は多くは水戸より購入し、自己の槍を製せんとせば上國よりし、土佐或は天草より購入せしも多かりき。

刀術は一刀流溝口派と眞天流、安光派、太子流、神道精武流の五派あり、君公には溝口派を學び給へき。（土津神君鳳翔院君はこれを知らず）

各流皆師範一人締方勤一人なり。

一刀流は伊藤景久（一刀齋と號す）を始祖となす、景久は小野忠明（次郎右衛門）に傳ふこれより小野派といふ、忠明は溝口正則に傳ふこれより溝口派といふ、皆一刀流を冠せり、正則は伊藤政盛に傳ふ、政盛曾て會津に來りて枝松公忠に傳ひ半ばにして歸る、故に其傳全からず、公忠は池上安通に授るも其奥を盡すこと能はず、是に於て安通命を受けて江戸に出て、水島玄益に就て學ぶ所あれども其術溝口派の眞傳にあらず、是より安通研究する數年大に闡明する所あり、（一刀流系圖）溝口派を以て稱すと雖も他の溝口派とは大に異なるものありしといふ、故に我藩は安通を以て祖となす。

因に曰延寶天和の間家老たりし保科正興（民部）は、小山田盛信に從ひ眞天流の劒術を學び、至妙の域に至り我に敵する者なしと自負する甚しかりき、さて伊藤政盛は正興の伯父にして幕府に仕へ、故ありて會津に來り正興の家に寓せしに、正興の自負談を聞きて、顯位にありて技藝に誇るは凶德なりと、政盛切諫したりしその口氣劒道に達せしものゝ如くなれば、自負心を制し得ず一劒を試み給ひとて、長刀を持ち來りしを政盛固く謝絶せしを強ひられ、さらばとて太刀取て互に立上らんとす

る機會に、正興はたやすく擊倒され慚愧に堪へず、又一劒を求めしにまた初の如くなりければ、正興も低頭して門弟となり、正興が老臣枝松公明も倶に學びしが、貞享二年正興は流罪に處せられ、政盛は鄰境長沼に赴きければ、公明時々長沼に赴き修めし內、政盛は遂に江戸に歸り公明も其奧を究め得ざりしなりと、古老に聞けりと相馬素哉語りき、以て本文を補ふに足るをもて附記しぬ。

當流の稽古は秘して他見を許さず、（敎場の窓も高くし覗ひ見るを得ざらしむ）唯五點といふ五本の切組を遣ふのみ他見を許したり、故に君公の覽給ひし時役義を以て其席に臨む者と雖も他流の者は退席せしめしなり、今一二の洩れ聞えし所を擧るのみ。

稽古に面胴を用ひず、平衣のまゝ袴を摘みしのみ、木刀を用ひ時には韜（シナイ）或は刄引（ハヒキ）（眞劍の刄を削て鈍ならしめしもの）を用ふ、その韜を遣ふには至て薄き掩膊（コテ）或は大小莫を用ふ、韜も尋常のものにあらず細き竹數本を革嚢にいれしものにて、即ち互相撞擊の器なり、刄引は目錄に進まざれば遣ふことを許さゞりしとなり。

階級は左の如し

順（ジユン）　或は太刀捌（サバキ）といふ

切紙（キリカミ）

外物（トノモノ）

小目錄（コ）

目錄

手形目錄（テガタ）　一名印形（インギヨウ）

許

大小共直身ニシテ反（ソリ）ナキコトモ加ヘタシ　綱

毎級傳書あり、（他流は目錄或は許より傳書を授く）その書を講窮し實理を實業に施すことを學び、たゞ空々に打合ふが如きにはあらず、其一例を擧げんに切紙に十八條の傳授あり左に、

一戸口出入（トグチデイリ）　二扉切合（トビラキリアイ）　三道行先立（ミチユキサキタ）つ事　四馬上切合　五夜の切合　六滑道（スベリミチ）の口傳　七旅館　八枕の大事　九寢屋（ネヤ）の大事　十下緒（サゲオ）の事　十一詰坐貫刀（ツメザヌキカタナ）の事　十二走掛（ハシリカ）るを止る事　十三電火拔勝（イナヅマヌキカチ）の事　十四二人一刀　十五二刀崩（ニトウクヅシ）　十六上著（ウハギ）の事　十七細道（ホソミチ）切合の事　十八萬物味方の事。

毎級にこれ等のことあらざるはなしとなり。

大小刀の造作は毎流一定の方則あらざることなしと雖も、當流の如く嚴密なるはあらざりき、其法大刀の身の本幅（モトハバ）九分重（カサネ）三分長（タケ）は二尺三寸、中心（ナカゴ）は鋏頭（ツカガシラ）まで突通し、鎺（ハバキ）は八分の入道掘貫（ニウダウホリヌキ）（鎺は銅を用ふ、その製法宗にて折り刄にて合せ、其上に蓋金（フタガネ）を付し合目の離れざるやう作るを通例となし、中には二段にかけ合せたるもありしが、入道とはかけ合せざるものにて、掘貫とは刄にて合せず刀の入るべき穴を鑿りしものなり。）鍔は圓徑三寸一分、圓形の無地鋼（ハガネ）にて耳洗（ミミアラヒ）、（耳を燒きたるの稱）鋏（ツカ）糸の幅五分にて十二菱に卷き、小刀も重ねは大刀と同じく、長さは一尺五分、鍔は圓徑二寸八分鋏糸は同じく五分にて八菱に卷き、大小刀とも頭（カシラ）は緣（フチ）より細きこと二分五厘、木圍口（コキグチ）より鞘尾（コジリ）の細きことまた二分五厘、平釘（メクギ）は二本、鞘の合目には四五所に細袵（チキリ）を入れて塗る

等にて、鋏と鞘は丸く細く鍔のみ大きく見え異様なる作方なりき。

一級を違ひは下級の者は上級なる者に對し劣等なるは當然にして何れの流岐も同じことなりしが殊に當流の諸生は其隔絶甚しく如何しても相對することを得ずその學ぶ所の道は歴然見るが如くなるを以てこれを學ぶに秩序ありて毫も亂れずその人の體骼はおの〳〵異にして良否ありと雖も學て勉むれば必然その極度に達し得ざることなく師範はこれを以て教授せし故諸生の志を立る堅固にして且つ勉めしものは體骼の良否に拘らず皆その極に達し得しなり。（諸術みな學ぶに道あり教るに法あらざるなしと雖も諸生の勉めざるものは上達する能はず諸生勉ると雖も教るものその法を執ること能はざれは上達せしむること能はざりしなり。）

五點は當流の骨子にして幾多の術皆五點に歸著せしことならん、五點の一は妙劍　二は絶妙劍　三は眞劍　四は金翅鳥王劍　五は獨妙劍の名ありしとぞ、又常に眼目とする所の一二を擧れば、己れ死して人を殺す（已れ活るの念なく敵に入て然して敵を殺すの意ならん）　また後れ先たゝず（機に臨み先後ならずして投ずるの意ならん）　また彼れ理なりとて己れ負くべからず（吾はその上に出づるの意ならん）　といふが如きの類なりしとぞ。

當流の許は他流に比せば皆傳印可なり、これに進めば師範より流岐の傳授これにてつきたり、若し不足ならばとならば何くへなりとも赴き心次第に修行あれよといひ渡すの例にして、こゝに至り初めて他流のものと相試むことを得るなり、即ち二尺三寸の太刀にて己を護り、敵に勝つことを得るの理と實とに達せし者にあらざれば本位に進むことを得ざりしとぞ。

因に曰町野家は世襲の師範家にして、重祥以來數代の後秀虎（忠左衛門）弟忠五郎、子重治、（忠之進）皆妙手と仰がれ、中にも重治は太刀執りては鬼神といはれし程なり、父秀虎が江戸に役するの前一日、稽古場に出て弟を呼び別離の一劍を試みんとて、壯者をして韜を用意せしめしに、弟は兄の年老いたるを危ふみ止めしが、秀虎聽かずして袴をつまみ出でしかば、門人等皆手液を握りこれぞ龍虎の戰ひと目を注ぎ物いふ者もなかりき、やがて二人太刀とり立ちあがらんとする一刹那、弟は擊倒されたりき、互に韜を措き坐に復し、秀虎壯者に對し勝負は初劍に在て當流の尤も重んずる所なり、宜しく心を注がれよといひしが、初め太刀取て立ち上りしと見えしが、その太刀をば如何せしや電光も管ならざりきと門人等語りき、抑々他流の儀式は互に太刀取りて共に立ち、太刀を合せてこも〳〵引て太刀を搆ふを通式とすれど、當流にては然ることにはあらず、太刀取りてははや咏方と敵にて立ち上る時に於て勝負を爭ひしなりとぞ。

○

眞天流の始祖は小山田貞重にして我藩の祖は貞重の子盛信なり、（山彦傳記）蜘蛛足（クモアシ）、滿字劍（マンジケン）を以て極意となす、常日の稽古には通常の面、胴、掩脾（コテ）を用ひき、（友人の說話に往古は一刀流と同じく面胴をば用ひざりしが、大野重休が師範たりし時より改革して面胴を用ひしなりといふ如何にや、果して然らば切組も他流に比せば多かるべきに其多きは聞かざる所也。）太子流、精武流の諸生とは時々往來して相試み互に競爭したりき。按ずるに他流の諸生相試みしは、往古は春秋兩度づつの定度ありしを、弘化元年より許以上の者一

年一度づつとせられし旨續日記類寄續篇に見えしが、近世に至ては他藩の遊歷生多く入り來り、或は滯止して修行する者もあり、また我藩の諸生も江戸他藩に出て修行するもの多きを加へしかば、自然他流との競爭も往古と違ひ、老功以上の者は時々相試みしかば、その手振りもまた新たなりしこと多かりき。

階級は左の如し

初心　槍術大内流に同じ
仲位
老功
許
印可

○

安光流の始祖は望月安光となす、安光の子安勝これを續き安光流といふ、太子流の本源なり、會津古人傳
來半上劍無上應劍の極意あり、階級は眞天流と同じく、面掩膊のみにて胴を用ひず、たゞ祖きしまゝにて遣ひ、他流の諸生とは一切試むることなく、往古の師風を墨守して遷らざりしことゝ思はる。

○

太子流はもと安光流に出づ、安光流の劍術は聖德太子の兵法より出でし故流名も斯く唱ひしなり、大子流の始祖は望月安勝の門人中林尙堅なり。　會津古人傳　中林家系譜

階級は眞天流と同くして、その老功に進めば心清流といふ切組を教ふ、こは尙堅が小荒田吉兵衞に學びし術にして、尙堅以下會津干城傳　外に小太刀の術あり、下段留を法となす、その法右半身を敵に向け、跨りて膝を半ば折りて太刀を右膝の上に平らに搆へて刀鋒（キッサキ）を敵に向け、敵の擊ちかゝるを留るなり、外に車又は流（ナガシ）等の搆へありき。

按ずるに心清流の切組は七本にして、小大刀は五本なりしが、聞く所に據れば徒之町宅稽古場には小太刀十本、心清流四十八本を傳へしと、小太刀の五本多きは變（カハリ）と稱する裡（ウラ）の形を合せたる數ならん、心清流のは七本の外は秘して容易く教へざりしに據るか、はた當流に傳統絕えて却て宅稽古場に存せしもの歟甚だいぶかし。

○

神道精武流の始祖は小笠原長政なり、長政は飯篠直可に學ぶと、然れば神道流と同祖ならん、宅稽古場神道流の下を參看すべし　その法兩手に太刀を持ち頭上に構ふなり、その術拳（ケン）上段を法となす、階級は左の如し

初心

寄合（ヨリアヒ）
切紙下（キリカミシタ）
切紙
目錄
許可

表形（オモテカタ）といふ切組五本あり、初心より教へ韜にて遣ふ、他流の切組は必ず木刀にて遣ふ。寄合に進みまた十本の切組を教へ、目錄に進みまた五本の切組より木刀を用ひしと。友人の說話

すべて劒術は十七歲にして、目錄若くは許に進めば鍔二枚を賜はるの例あり、また一晝夜の大數通常の數遣（カズツカヒ）は弓術の數射の例に同じかりき。

稽古具はみな學料より下附ありしが、太子、眞天、精武三流の出精者は多くは自費にて製造し用ひたり。按ずるに眞天、太子、精武三流の韜は鍔先き凡そ二尺四五寸不等のものを用ひしが、他藩より修行者頻繁入り來り長劒流行せしより、三流とも長短相交へ用ふるの風となり、手振りも自然變じしなり、韜の製造は今用ふる所、四本の竹を集めて四角になしたるものゝ始まりは古きことにはあるまじと思はる、今を距る三十四五年の前は既に今のものに改まりしが、以前のものとて屯韜（カタメシナイ）といふものありき、その製山竹の丸きを中心となし細き割竹數本をその周圍に膠もて粘し、本末とも同じ

徑りに丸く削りたるに麻を卷き革囊に入れたるものなり、この頃はづこ面と稱ひ裝束なくして額より頭上に小さき蒲團をあてゝ面を冠りたるなり、即ち安光流終始用ひしはこれなりき、これを以て推考せば各流ともに一變せしをしらるべし。

第十八　砲術場幷大砲方

砲術は稻留流、種子島流、夢想流、自由齋流、荻野流、一味流、永田流、新格流、諸葛流、高島流等なり。（他の流岐は學校に出てしや否や判明せざるを以て略しぬ）

各流みな師範一人、締方勤一人なり。

稻留流は稻留一夢（伊賀入道と稱す丹後田邊の人文祿征韓の役に大功あり）荻野流は荻野安重（六兵衛と稱す、十二流の奥を極め一家を大成す、寛文年間の人。）自由齋流は津田算長（監物、紀州の人）を始祖となす（流祖錄、）稻富流我藩の祖は明石重貞と江尻吉次との二人なり、夢想流は横田清眞、種子島流は小平諸算（伊右衛門）荻野流は金子豐安、自由齋流は町田宗勝、石橋流は中田光信（善次右衛門）一味流は中野重良（藤太夫）永田流は永田武治にして、高島流の始祖は高島敦（四郎太夫と稱し秋帆と號す長崎の人）我が藩の祖は山本良重（佐兵衛）となす、他はこれを知る能はず。

（山本ハ高島流ナルヤ吟味安）

按ずるに人皆謂へり、種子島流の祖は明石重貞なりと、然るに家世實記慶安四年十月の條に、鐵砲藥これ迄は御兵器方明石作左衛門（重貞の通稱）稻留流の傳來にて合調云々とあり、種子島流師範の世襲家小平氏の先祖諸俊（伊左衛門）は、元祿二年七月十石二口俸にて稻留流鐵砲藝者に召出され、其子諸算（伊左衛門）享保六年種子島統一流の傳授を得べき旨を命ぜられしと同家の系譜に載す、之に依て推考せば種子島の上流は稻留流なるが如し、然るを後世稻留流をば稱ひずして統一流に冠せる種子島を以て稱ひしは何故ぞや、他の稻留流に混せんことを恐れしにや、又稻留流の師範世襲家酒井氏の系譜に、先祖江尻吉次（子孫酒井氏なり）寛永十四年羽州最上にて稻留流藤澤監物傳仕掛鐵砲を以て召出されし旨を載す前記の如く明石も同流にて同年に召出されたるなれば、この時既に二流ありしや明けし、委くは流岐の系譜によらざれば判し難きなり。

夢想流の師範横田家は清眞より世襲し、尤も高祿（三百石）にて用役を兼勤し、同心三人を附けおかれ、持筒組普請奉行預の十匁彈の足輕は、同家にて教授するの例なりき。（友人の說話）

砲術家は多くは大小砲を兼ねざるはなしと雖も、夢想流には清眞が發明にかゝりし長筒（ナガツヽ）また槍筒（ヤリツヽ）とて槍柄に仕掛けし三匁彈の砲又三張機（カラクリ）といふ五十匁彈の仕掛筒（シカケヅヽ）また三匁彈の廻筒（マハシヅヽ）あり、荻野流には狼烟（ノロシ）あり、新格流に棒火箭（ボウビヤ）（飛火箭なり）亂火（ランクワ）、狼烟あり、諸葛流に箭鐵砲あり、また種子島流には統一流の短筒（タンツヽ）あり、稻留永田の二流には輕筒（カルツヽ）といふあり、尙ほよく探りなば他にもこの類なきも知るべからず、今聞きしまゝ概略を附記すべし。

棒火箭は木を矢形にして篦を一尺許の間少し細くし、その細き所に紙袋の長きに燒藥（ヤキクスリ）（火藥の弱きもの）を入れたるを四五囊貼付し、その上を麻にて卷き固め、その燒藥の端に火を點じて射るものにて、羽の形を木にて造るゆゑ銃に入ること能はざれば、その筈なる方を長くし尙ほ足らざれば七八寸不等の圓木をこめて、この圓木のために箭を送り出すなり、依てその圓木を俗に送（オク）りといひき。

亂火は空虛なる鐵彈の中に燒藥を入れ道火をつけ發射し、その著したる處にて火を噴出し物を焚く

の法なり。

箭鐵砲は木造の細き矢數本を銃にこめ、圓木の厚さ一二寸なるを初めにこめてこれにて送り射しなり。

短筒は一尺不等の短銃にて、百匁彈を射るものにて其距離二十町餘に達せしとぞ。

輕筒は五十匁彈を射るべく、藩鐵にて一尺許なる銃身を革にて包み、臺は桐にて造り名に背かぬ輕銃にて馬上砲なり。

角場は日新館内にある所僅に五區（初は四區）なれば、各流會日を定めて出席しその他は師範の宅地内其他にある所の角場にて修行せり。宅地内の角場はさらなり、官地、借地に設けしものも皆地税は免除せられしなり。

按ずるに新設せんとし地代金等を要する時は、一時學料より貸與せられしことありし旨續日記類寄纂篇に見えたれば、何等につき稽古上のことは便宜を與へられしことゝ推考せらる。

各流とも鉛は現品にて下付せられ、火藥は分規金（學資門に詳なり）の内より各流にて調儀し、諸生互にいひ合せ製するの習ひなりしが、古來立臼（タチウス）にて舂きたりしを、後世は水車を用ひ勞費を省きぬ。

春夏の間には本郷原（大沼郡本郷村）御館（會津郡御山村）にて遠丁射的の稽古ありその時には距離二丁半にして抱射（カヽヘウチ）仕掛打に論なく烏珠（マトノホシ）（角の大さは忘れき）に中れば扇子數本を與へたり二丁半餘を射るに當ては西郊鴨河原より一ノ堰河原に放ちしがその距離二十丁餘を射べくその間には道路も數線ありしかば當日には人馬の往來を停めたりき又西郊柳原大壇（オホダン）に於ては堅物試（カタモンタメシ）と稱ひ大材數本を積累ねたるを鐵彈にて射、また夏秋の候には猪苗代湖上に船を浮べ大砲發射を稽古せり俗にこれを船打（フナウチ）といへりまた秋候稻を獲り終りし時には南郊午橋の田野にて晝夜狼煙の稽古ありこの時には各流各所に散居し各幕を廻して屯し豫め順次を定め打揚げんとするや先づ幟を揮てこれをしらしめ（夜は提灯たふりき）たり此時には君公も臺は觀稼亭（午橋の堅名）に臨みて觀給ひ夜は城中の觀月櫓（ツキミヤグラ）にて觀給ひき。

各流ともに階級および試業の次第左の如し。

初心

許　流岐により大筒許、小筒許の別あり。

小筒許の試業は二匁三分彈十五間の距離にて八寸角に九分、（十發の内九發）十匁彈は八分（十發の内八發）の中りにて合格、（菊地武成の説話）

大筒許の試業は五十匁彈抱打十七丁の距離にして業を試み、十五丁の距離にて玉著（タマツキ）（何間四方の定區ありしかこれを忘る）を試み、又百匁彈抱打十八丁の距離にて業を試み、二十丁の距離にて玉著を試む。（大筒以下石井氏覺書によるも、玉の員數合格の度を記載せざれば再考に付しぬ。）

按ずるに石井氏覺書には小筒許の試業百發、（十匁以下の彈ならん）六寸角に八分、十匁彈五十發同角に六

分中りとあり、武成の說話と齟齬せり、石井氏は學校役人、武成は種子島流の達士なれば根底なきことにはあるまじ、孰れにか謬語あらん尙ほ再考に附しぬ。

印可

按ずるに當時の銃砲は雷管なく火繩を用ひしものにて謂ゆる和銃なり、ゲベル銃を會津に持ち來りしは一瀨豐彥にて安政の初年と覺ゆ、その以前一瀨忠移等江戸の額川英龍（太郎左衛門と稱し坦庵と號す）に學びしなり、安政の頃稻留、（酒井傳內）種子島、（小平左隅）自由齋、（町田傳右衛門）夢想、（橫田勝之助）諸流の師範は更に洋砲研究の命を受けて伊豆韮山に赴き英龍の門に入りて修行し、歸りて敎授せしも全く和銃を廢するに至らず、此頃より諸生も江戸長崎に出て修行するもの陸續絕えず、一般雷管に歸し火繩銃を廢せられしは文久二年のことなりき、その後は試業の方程も改りしことと推察すれどもその詳なることを知る能はず。

○

大砲方は高島流に起因せり、天保十三年山本良重江戸に出て高島敦の門人市川熊雄（何れの人なるや知らず）に學び得、歸りて自ら經營指揮して二尺強の短銃ボンベンといふを鑄て、（費金は學料より支出）彈徑七寸五分なる鐵彈を燒きて之を射けり、此頃より高島流と稱ひて他にも修め來りし事共を敎授しおり、後和蘭學の敎場を設けられゲベル銃の術をも同所にて研究せしが、安政四年山本覺馬、南摩綱紀、（當時三郎後八之亟）蘭學の敎授たりしが、木村文祐（江戶の人といふもの隣封白川にありしを聘して敎授を託せられ、暫くありて

火銃ヲ廢セシハ操練上ノ事ナルカ射タ射的上ナルカ文久三年ニ町門ニハ兵卒未タ火銃ヲ持テリ安

按ズルニ此事ハ泰平年表ニ出ツ但シ當時西洋トイフコトヲ忌ミテ高島流二名ヲ許サレタルモノト見ユ安

安政元ニノ際南摩綱紀高橋宗彰ニ蘭學修業ヲ命ズ實ニ江戶學校奉行林櫻助ノ擇擧ニ出ツ之ヲ士人洋學ノ初トス

綱紀カ命ヲ受クルハ昌平學ニアルノ日ナリ後チ神田孝平ヲ聘シ扶持ヲ與ヘテ洋學校師トス孝平芝邸ニアリテ敎授スレヲ師ノ始トス

川崎尙齋來りて文祐は去り尙齋をして專ら敎授を任せしめられ漸々奬勵せらるゝに隨ひ旺盛に赴き、萬延元年遂に學校奉行の管理を解きて一の主役を置かれ、野村監物この撰に當り外に屬僚をもおかれ一局の體を備へ、尙ほ奬勵せられしかば大に振興し、新說は日に月に江戶より輸入し進步せしが、慶應の初年に至り器械方と改稱して軍事奉行の管理に屬せられ、又大砲方と改稱せられ、彈藥諸器械の製作一にこれに歸しぬ、その役員左の如し。、

主役　一人
大砲方勤　一人
大砲方金錢請拂役　二人
大砲方金錢請拂勤　四人

外に敎授者ありて敎授を掌り、學資は本途より下付せられ、支用のまゝにて定度なく、奬勵も至りし結果遂には喇叭および銅バトロン等を製造するに至れり。（友人の說話）

因に曰古往橫田淸眞が發明にかゝる、一貫匁彈銃に錐をたてしは（古人事歷門淸眞か傳に委し）卓識なり、後世洋式の製藥法傳はりしに淸眞が遺法に異ならずとなり、舊證類聚に承應三年五月中野藤太夫百匁筒（百匁彈を射べき銃）にて石火矢を射て、堤澤村（會津郡）より新井寺（今の飯寺）村（同郡）まで二十町を射、木村太左衛門が棒火矢にて同村より十町を射、寬文三年九月酒井才兵衛が百匁筒長さ九寸なるを以て十五町を

射ると見え、又諸士系譜に散見する所を見るに、明暦元年七月町田宗勝が二百四十匁弾にて二十丁を射て銀子十枚を賜はり、享保十七年酒井隆重（治左衛門）が三百匁弾を射て、國目付（幕府の巡國使）高木酒之丞赤羽五郎作の一覧に供ひしに、珍らしき銃砲なりとてその中りし角を江戸に持ち歸りしことあり、又寶永三年野村俊胤（善太夫後柏葉）永田流輕筒を射て國目付某の一覧に供ひしに、幕府になき所の銃砲なりと賞せられ、降て享和三年河原政心が江戸にありて子母砲（宅稽古場門堅見流の下に委し）を學び、文化七年飯田重珍が江戸にて船打を學び、金子豊安外數人が東志津馬（遠江掛川藩の人）に學びし等皆進歩上裨益たる尠からざるべし。

又曰文化の初年江戸箕田邸に於て浦川親長（郡右衛門）主任となり、大銃を鑄しがその何砲なりしやを詳にせず、後弘化年一瀬忠移が主任となり、富津（安房國）の陣營にて彈量十八貫匁なる大銃を鑄て百幾撒西砲（キログラム）と號し、諸士をして修練せしめ、又此頃小平左隅、柴由忠（佐門）等大砲ホーイッチル數門を鑄たりしが、彼地にある者實修するを得れども會津にある者は實修を得ざれば、その形を摹し木にて造り廣原に据置き發射の順序を習練せしめき、その銃砲皆車臺にて百幾撒西は銃長八尺餘口徑七寸餘、車臺は左右に自由を得るの機關にてホーイッチル野戰砲なりき。

又曰砲術は後世軍事必用の業となりしが、古往の兵制甲士は劒槍を揮て手詰の勝負を主とし、鐵砲はたゝ遠きより猛威を示すの一器具たるが如きさまなりしは、甲士の學ぶ者は多からず、足輕の專業たりし勢なりしが、開國以來かく奬勵せられ學ばざる者なきに至りしなり。

第十九　柔術幷居合術場

柔術（拳術或は打拳或は把勢に作るべきも今俗に從ふ）は歸化人陳元贇（字は義都既白山人と號す明國虎林の人亂を避けて歸化し江戸にありし時術を傳へしなり）が傳へし所と雖も相岐れて我藩には神道精武流、神妙流、稻上心妙流、水野新當流、夢想流等あり、神道精武流は小笠原長政、水野新當流は小林歳程を始祖となす、他の祖は之を知る能はず。

元寶ノ沒セシハ寛文十一年ニシテ小林歳程ノ沒ハ元祿十五年也相去ル三十二年トス安

各流皆師範一人、締方勤一人なり、

柔術居合術とも稽古場は一にして會日を以て出席し、その他は各師範の邸宅の稽古場にて修行せり、宅稽古は多くは夜會なり。

獨り神道精武流の稽古場は殊別なりき、こは文久の初年の頃師範伊東何衞死去したりし時、邸内の稽古場は諸生の出金にて建築せしものなれば、私有すべきにあらず學校内に移し長く同門の諸生に便宜を得せしめたしとの請を許されき、即ち廣原の入口にありし教場これなり。

各流の階級は各異なりしかと推測するも、今一々探る能はず、神道精武流の階級を聞きゝしまゝこゝに錄しぬ。

初心
琢（ミガキ）

二の段
切紙下
切紙
目錄
許
印可

甲冑は各流に一領づつ貸付しおかれしにはあらねど、かねて學校には備ひありて時々これを著て稽古し、その許位に進めんとする時、學校奉行の閲見には必ず甲冑にても拠りしといふ。友人の說話

○

居合術（拔刀術なり 今俗に從ふ）林崎重信（其助と稱す 奥州の人）が發明せし所、之を林崎新夢想流といふ、他に無樂流あり、これは重信の孫弟長野權露（十郎左衛門と稱し、無常齋と號す、江州彦根の藩士。）を始祖となす、又一ノ宮流あり、こは權露の門弟一宮照信を始祖となす、他に今井景流、荒木當流等あり景流は明石重貞にして當流は之を知らず。會津干城傳。友人の說話。

按ずるに家世實記文化二年三月の條に、萱野右源太の門人高木小四郎、一宮流居合術修行の爲に三春藩に赴き、今泉繁八に學びたることを載せ、また續日記類寄績篇に弘化元年御流岐林崎一宮の二流は絶傳同樣の姿なるを以て、追々再興の儀學校奉行へ達せられし旨を載せたり、御流岐の尊稱は君公の學び給ひしものゝ外は稱ひられざれば、この二流もそれよりの尊稱ならん。（繁八は準右衛門某の二子、管槍及び一宮流の居合を善くし、又財理にさとく、天寧寺町に別居し、明和の初めに獻金して召出されんことを請ひ、許されざれば暇を請うて三春に趣き、秋田侯に獻金して祿三百石を賜はり物頭たりと、佐野氏雜記に見ゆ。）

各流皆師範一人、締方勤一人なり。

會日ありて柔術場或は刀術場へ午前出席して稽古し、他は柔術の如く師範の宅にて稽古せり。

階級は一々これを知る能はず、無樂流の階級を聞きしまゝ之を記す。

初心
仲位
小切紙
許
印可

昔は柔術の許位に進めば、小普請料を免せられし定規ありしが、後世は免せられざることゝなり、且つ敎場も會日の出席なれば、他の藝術に比し盛ならざりき。

御流岐トハ君公ノ御稽古ナサレシヲ云フコトナルベシ余幼年ノ時聞キタリシコトアリキ 綱

第二十　水練場

按するに水練の淵源は井上直信（金右衛門）に發し、（後に記す）その遺法後世に傳はりしならん、安永九年千里祐行（富吉）藥園にて水業の指南せし旨同家の系譜に見えしがその以前のことは知るべからず、文化二年江戸詰の徒士に從つて修業せしに、會津にて學びしとは異なるものありし旨家世實記に見え、又文化七年相州浦賀港の守衛に當り、宿陣の諸士高津忠懿、赤塚志賀之助、片峯勝與、石塚清英、（市郎右衛門）生田勝政（繁八）等陸續江戸に出て、向井將監（幕府の指南家）の門に入り學び得て、（五家の系譜）勝與後に師範一人、締方勤一人なり。向井流にして師範となり連綿相傳へしなり。

夏期暑候に際すれば、池の西畔に粗末なる遮陽（ヒサシ）をかけられ、こゝに出席して稽古せり。

階級は左の如し。

初心
仲位
老功
許
印可

（志賀之助モ徒士水練ノ師範タリシナリ）綱

遮陽をかけらるれば左の制札を池畔に建てられき。（石井氏覺書によれば、天保八九年の頃より建てられしものにて、他藝の怠りを防がれしものなりと、後世も建てられしと確記せず。）

定

一學校内水あび刻限は九ツ時より八ツ時迄（今の十二時より午後二時迄）其餘は不相成七ツ時午後四時より不苦候事

遠丁を泳ぐには東郊小田原の堤に行き、又猪苗代湖水に行くことありき、昔は十八丁を泳ぎ得ぬものをば許位に進められざりしと聞けり後世は如何にや。

因に曰井上直信は水練達者にして信州高遠（保科家の領土）にあり、朝夕天龍川の上流にて河狩し、土津神君に陪し水游を事となせり、（千載の松）文化年藩士等向井將監の門に入りし時、その游ぐさまを見て天龍川の泳法なりといはれしとぞ、その急流と海水とおのづから異なるなり。

暑問には年少輩相携ひ、大川の流線、岩崎淵、小松村の傍及び蟹川村の渡場、または東山温泉の下、またその上流腹ヶ瀧などいふ所に赴き、誰に習ふともなく浮ぶことを覺え激流に慣れしなり、その東山温泉の下は夏期土用中水門を立て水を湛え、徒士の稽古場となせり、徒士は皆こゝにて稽古し、その術拔手鴨泳（スキテカモオヨギ）などより、膳を蔦むるものあればこれを食するものあり、筆紙硯を出すものあれば書畫をかくものあり、又甲冑を著て泳ぐ等種々の術あり、その節に臨めば徒頭も日々出張し、君公も覽給ふことありき。

徒士にて松本辰次は人のなし得ぬことをなす者なり、泳場に臨める三層樓 玉の屋 あり、その上樓の欄干より躍て水に入りしものありしが、辰次は君公臨場の一日、裸體にて三層樓の屋上に上り、甍より繩をひき軒端に下り來て、その繩をはなし躍り入りし時は、人みな腋汗を生せりとぞ、委しくは本傳に載せり。

居寮は寄宿寮なり、享和以降天保の末迄は、講釋所の優等生もしくは、武藝の達者を撰び、既廩を賜ひ、入寮を命ぜられき、一室四疊半にして六室あり。

令條

一晝夜引越居り修行すべし
一講釋所刻限は講釋所にて修行可致事
一寮中物靜にいたし高話高笑等禁制の事
一寮中客を迎候儀不相成候事
　但同志のもの講習のため罷越候儀は格別に候事
一用事有之罷越候ものは寮外にて用事可相達事

天保十三年六月

後には既廩を廢せられ、入寮は請願人にのみ許可せらるゝことゝなりたれば、滿寮殘りなく入ることはなかりき。

第二十二　開版方

開版方は書籍を印行調整する所にして、學校奉行の管理に屬すと雖も、會計は學料役所に關せず獨立なり、

按ずるに創立の際には、其資本金は印行の書につき本途より一時引替へ下附せられ、大抵五年賦にて返償し了り、後には本途によらず書籍の賣却純益を以て一切の事を辨理せりと、その當時の吏員語りき。

役員左の如し。

開版方任役（ニンヤク）　二人
開版方勤　二人
摺仕立方（スリシタテカタ）　四人

摺仕立方は日課なり、課外の事は別に手當を支給せり。石井氏覺書。その課程料金は知ることを能はず。

印行の書目左の如し　天保創立後の彫刻書目のみを載す其以前の書は學史門に於て通看すべし

補養編	一冊	
二程治教錄	二冊	
伊洛三子傳心錄	三冊	

日新館童子訓	二冊	
皇朝二十四孝	一冊	
孝經刊誤	一冊	安部井帥訓點
小學	二冊	同
四書集註	十冊	同
近思錄	二冊	同
四書訓蒙輯疏	二十九冊	同編述
白鹿洞書院揭示	一葉	横六尺縱三尺〇古賀精里眞蹟白字摺
和漢年代歌	一冊	伊南芳通撰
本事史	一冊	
草書格	二冊	星獻訓著

すべて何書によらず國中に賣却するは薄利にして、中には毫も利なきものありしと、また四書輯疏は江戸に出る最も多く、書肆は幾百部にても多きを辭せずして引受け、純益も多かりしといふ、またその童子訓、二十四孝の二部は、發賣を許されざりき。

因に曰何書によらず出版の初には、その一部を幕府に進獻せらるゝの定例にして、その他諸藩侯また儒家へ贈らるゝもあり、これ等の調製は殊に雅美にせられき、特に聞く慶應の初年外國より所望ありて四書輯疏を贈られしことありといふ、その國名を聞かざりしは口惜し。

彫刻の職人は家人給士の內より撰拔せられ、料紙漉立も學校奉行の支配に屬せしと。石井氏覺書

按ずるに楮は天保十四年初めて栽培し生長の後紙を漉立てしものにて、この年九月武藝指南役（精武流刀術の師範）井深光重 歲人 紙漉立、楮栽立とも主立（シユダチ）世話すべき旨を命せられしよし續日記類寄續編に見えしが栽漉とも創立の當時より開版方の管理に屬せしものと見ゆ、また石井氏覺書に後世の彫刻は安達恒太郎、漉立は澁川平左衞門これを司任すと見えたり。

會津藩教育考卷四　終

第二十三　南北素讀所

その花畑丁にあるものを南素讀所、その甲賀町にあるものを北素讀所といふ、もとこれを學館といひしにより後世も俗間これを襲稱しぬ、その北なる學舍は東西十五間南北五間、南もこれに準せりとぞ。

獨禮以下次番格（フキバンカク）月割（ツキワリ）に至る子弟が、學問書學を修業せし所にして、禁制（ユリセイ）以下の子弟は入學を許されざりしが、その業の優等なるものをば特撰を以て入學を許されたり。

南素讀所は素讀所預（アヅカリヤク）役（即ち素讀所勤なり）一人、手傳勤二人あり、北は預役一人手傳勤三人なり。

書學は兩所とも和樣華樣あり、師範は和樣一人づつ、華樣は一人にて兩所を兼ね、締方勤は各一人づつなり。

學問書學とも教場は一にして、諸生の組合は南は三組、北は四組に分ち、階級、學課、什長の設けよりすべての作法みな學校の素讀所、書學寮に異ならざりしも、大復（オホブク）考試と一等昇級の後の賞譽考試の前に內試なることありて、豫め預役これを試み合格なれば本試に出して儒者の考試を受けしむ、その內試の法孝經、四書、小學、五經すべて一冊一葉づつ、即ち二十四葉を讀ましめしなり、一等もこれに準しゝがその點數はこれをしらず。

一等は小普請料免許の定級なれば、考試の時には學校奉行および添役監臨せり。（友人の說話）

令條

一學問所被相設候儀は專ら風俗正しく御家人の子弟父兄に事へ子弟を導く上より御奉公可致筋道不取失往々御用にも相立候樣敎育可致爲めに候條幼年より此段相心得士津樣以來御代々御尊信の朱子學一向致講習童子訓之趣相守忠孝を本とし內外の言行相愼惰弱に不流樣師長の敎に隨ひ文武之藝不怠可致修行事

一月割以上の子弟十二歲より入門致し定之通候行可致事　但書算專ら修行可致事

一素讀刻限は三月節より十月節迄は朝六ツ半時より出席五ツ半時退席十月節より三月節迄は朝五ツ時より出席四ツ時退席會讀は四ツ時より九ツ時迄に候事

但晝後も故障無之節は無油斷罷出讀書可致事

一於會業之席無用之雜話を以て講習を妨候儀不可致萬一不敬無禮之者有之候はゞ役付之者へ可相屆若誹謗爭論致候輩は可爲同科事

一十五歲より刀槍鐵砲之術專ら相嗜其餘の藝術は望次第可致修業事

一役付之者出席退席之節は諸生の內にて可致送迎事

一着坐は可爲年齡次第事

一組合の者は平日什長の敎に隨ひ違犯不可致素讀所往來之節は必ず什長に隨ひ不行儀無之樣可致於會業之席用事有之罷出候節は什長へ可相屆事

一月割以上の嫡子嫡孫は二十五歲迄獨禮之二三男は二十一歲まで日々可致出席事

但勝手次第の年齡に至候ても素讀不相濟一藝之極無之ものは勝手次第に不相成若し文武之藝內定の格に入り書算相成候ものは右年齡以前にても勝手次第に被成置候尤も勝手次第の年齡に至候者迚も孝養之餘暇可致出精儀は勿論に候事

一先祖之祭事父母之看病幷親戚之吉凶其外病氣不得止儀は其趣斷りの上可致闕席事

一師長の敎に違背いたし不愼之所行有之者は其程に寄夫々咎可申付事

但年長は少年の儀表に候條格別に人柄相嗜み若如何之筋有之候はゞ其咎別して可重事

一正月十九日會始十二月十五日可爲會納事

但會納には師範々々へ束修之式可整事　井關氏叢書

按するに原書に年月日を載せず、蓋し文政三年獨禮の子弟學校に出ること能はざるの制度に改正せられし時改定せられしものなるべし、即ち近來まで揭示しおかれしものこれなり。

書算相成ノ間ニ落字ナキヤ吟味スベシ安

書學寮令條

一書學は六藝の一平常要用の急務たり諸事欽愼を本とし行儀散亂せず心を精一にして習學すべし

一會業刻限は四ッ時より九ッ時迄　但中休之節(ナカヤスミ)煙草は用捨之

右之外は凡而學館令條の趣に準ふべし

文化十年酉六月

學問一等生にして考試を經て合格なれば、學校の講釋所に出るを得るの定規なりしが、内試本試の別は學校の如くにして、その點數は父兄の格式によりて差等ありしなり、譬へば歷史を解き經書の内一解誤讀五點にて可なるあり、或は全解誤讀三點にて可なるあり、格式の下等なるに至ては全解してもまた誤讀一點あれば不可なるありき、その全解完讀を俗に無疵(ムキズ)全解(ゼンカイ)といへり。

諸生一等生の輪講また儒者の講義等すべて學校の素讀所に異ならざりき。

會始には學校奉行儒者臨席して白鹿洞書院掲示文の講讀式を行ひ、會納には學校奉行臨席して東修料下賜の演述および謝禮式等、その他すべての作法みな學校に異ならざりき。

第二十四　宅稽古場

宅稽古場は獨禮以下襟制に至るまでの子弟が武藝を稽古せし所にして、官立にあらず皆私立にかゝり、師範の邸宅内或は間地等に就き、その門弟の出金にて設けたるものなり。

稽古上にかゝることは渾て學校奉行の差配にあらざることなく、その作法は武學寮に異なることなしと雖も、その費用に至りては各流みなその門弟の常に稽古し居るもの丶出金にして、一流に當り一人大凡一ヶ月錢十五文づつを出し、締方勤これを取纏め、師範に對する謝儀および小破の修繕、または稽古道具の新製修覆より筆紙墨の費用に充て、春末暖なる時候に際すれば喫煙の用には火繩を用ひ、手指の凍ゆる頃に至ては交番して小笊に炭を入れ提げ行くの例あり、また屋壁等の修繕に至ては、諸生自ら山に行き萱を負ひ來るあり、または近所より藁を負ひ來るあり、自ら綯ひ屋に上るあり、土を攪て壁を塗り梁(アッチ)を築くに萊(シバ)くれを負ふ等の勞役、みな諸生のなす所なりしが、徒之町表丁の大内流槍術場の前に小渠あり、三尺不等の橋を架し置きたり、この架橋費のみは本途より下付せらるゝの例なりしといふ。　徒之町以下友人の說話

按ずるに表丁の槍術場はもと輿力のために設けられしなり、此の涯隈は徒士、輿力の賜邸多くみな武邊の役なれば武術を勵まされしなり、石井氏覺書に同流の締方勤にかぎり年々費金を給與せられし例規なる旨見えたり、學史門寛政二年八月七日の條と併觀すべし。

續日記類寄續編に嘉永元年學校の資金を增されし時、宅稽古場へは槍柄、稽古弓、面掩胸一ト通りづつ下付ありし旨見え、また石井氏覺書に嘉永の度と覺ゆ、一流につき金一分づつ屋根葺料として下付ありしことありたりと載せしが、一時の奬勵に出でしことなるべし。

また同氏覺書に槻木町にある所寶藏院流の槍術のみは官費修繕なり、こは他藩士の來りし時相試むる所なるを以てなりと載せたり、他藩士と相試むるに、こゝに於てせしは他藩主より公然懸合なく來りしもののみにてその懸合ありて來りしものは必ず學校に於てせしなり。

砲術は學校は會日の稽古ゆゑ、花色紐以上の諸士も宅稽古場にて稽古し、獨禮以下のもの入り交り火藥鉛等も下付のものにて稽古せしなり。

何藝にかゝはらず上達して尙ほ懈らず勉めしものは師範の執達によりその藝術に限り學校內の稽古場に出て稽古することを許されたりこれ特撰にして多からざりき。

諸藝みな每月三回づつ定日ありて學校の稽古場に出て稽古するの例ありしが、皆午前のみのことなり、また許位に進むるの前學校奉行の一見する等この日に於てしたりき。

學校內の師範締方勤の內時々その諸生を率ゐ宅稽古場に行き相試みしむることあり、かの大道古天二流の如き學校內にあらざれど師範の許允を得て行くは隨意なりき。

學校奉行はをり〳〵宅稽古場を巡視し諸生の勤怠を視且つ師範が教授の良否を察し奬勵する等のことありたり。

宅稽古場には馬場こそなけれその他の稽古場は學校より多く、その師範は學校の師範の兼ねたるもあり、渾て學校の規矩に異ならざれば今こゝに贅せず、その藝術を分て流名を左に列記す、雜事門の師範の姓名と併觀してその虛ならざるを知れ。

弓術

日置流道雪派	二所	小田垣通。徒ノ町堀端丁	
日置豐秀流	一所	馬場町	
日置流印西派	一所	花畑丁	
日置吉田流	一所	手明町	
日置流雪荷派	二所	八角丁。中六日町	

我藩にては後世開けし流岐にて上田篤五郎祖たり。

槍術

大內流	二所	手明町。徒ノ町表丁	
寶藏院流高田派	二所	花畑丁。槻木町	

刀術

太子流　七所　御旗町。徒ノ町下長丁。小田町。漆原町。手明町。同。甲賀町

神道精武流　二所　天寧寺町。南町二十軒丁

北辰一刀流　一所　八角丁

古天流　一所　手明町

眞天流　一所　花畑丁

新天流　一所　徒ノ町表丁

按ずるに後世日新館内にありしは眞天流にして、新眞の違ひこそあれその祖は同じく小山田貞重に出でしにはあらぬかと推考せらるれど、また全くその元を異にせしものかとも思はるれば、その疑團を錄して識者を俟つ。

古人事歴門小山田盛信の傳に載せし如く、盛信の父貞重は蜘蛛足滿字劒を發明し眞天流と稱し、松平侯忠直（一伯と號す）に仕へて云々と山彦傳記にあり、また家世實記享和二年正月の條綱に云、松平越後守様（忠直の後裔）御家來信澤與左衛門儀千里富吉方新天流劒術修行に被遣御貽被下その目に云御先祖一伯様新天流劒術御信仰被成候得共斷絶致候に付會津にあるを聞傳へ云々とありしが、新天流は蜘蛛足滿字劒を以て極意とせしやこれを詳にせざれど、眞天流はこれを以て極意とせしなり、また世俗の説に眞天流は新天流より岐れしなりと、然るに新天流は一刀流溝口派の如く他見を禁じ、面胴を用ひずして重もに切組を學びしとなり、眞天流は然らず常には面胴を著て他流とも試みるしなり、これ等を以てせば半信半疑眞正の系譜に據らざれば判じ難し。

世説の如く眞天流を岐流とせんか、寶永元年七月入江兼秀（久左衛門）人を率ゐ、眞天流の劒術を上覽に供せし旨を入江家の系譜にのす、これを檢するにその師範となりし年月を載せず、兼秀は享保十年七十八歳にて死したれば慶安元年の生なり、盛信の死年延寶三年は兼秀二十八歳にして親炙し得しが如し、果して親炙せしものならば正統たるべきに岐流とはいかに。

天流　二所　南町弓丁。諏方四ッ谷

一刀流　一所　南町鐵砲丁

神道流　一所　花畑丁

始祖は飯篠直家（初山城守、後伊賀守、長威齋と號す。）なり、直定槍刀の兩術に長じ刀術を神道流と稱す、六世の孫盛貞（初七郎太夫後枝、後弓田讃岐守と稱す。）家に傳ふ所の皇太神宮及ひ八幡宮の神體を奉じ、廻國して會津に來りしに、葦名盛詮（下總守）これを尊信して勸請し、（後世南町堅町にありし社なり）盛貞その神職となり、そなれば、これより傳はりしならん、同流には大太刀、中太刀、小太刀の別ありて、その大太刀は近世の長劒の如くなりしと聞く。

大道流　二所　諏訪四ツ谷。馬場町

後藤忠榮（玉右衛門）を祖とす。（墓碑）

安光流　一所　糖塚財槌町

破東流　一所　水主丁

一刀流小野派　一所　米代三ノ丁

伊藤景久の門弟小野忠明（次郎右衛門と稱す、幕府の臣。）を祖となす、德翁神君は初め柴由春（彥太郎）に學び給ひ、後小野次郎左衛門（これ忠明にあらず、忠明の子なるべし再考に付す）を招き給ひ、奥秘を受けられしよし積慶錄に見ゆ、因て惟ふ由春は初め次郎左衛門に學びしならん、されば由春は我藩の祖ならんか、佐野氏雜記に一刀流の柴平左衛門は伊東源左衛門より傳りしか、池上丈左衛門か盛なるにしかずと見えたり、こは見ぬ世の栞より抄略したるならん、平左衛門は由春の子なるべし、後柴調藏師範となり、これより大竹學兵衛に傳へしと聞く。

因に曰岡田素伯（淡路守と稱す、大猷公の近侍たり。）罪ありて慶安三年土津神君に預けられ、會津に來り市街を徘徊しおり、寛文三年に歸住を命ぜられぬ、この人若きとき小野次郎右衛門（忠明か）に一刀流の劍術を學び至域に達し、ある日大猷公の命により當時勢焔盛なりし柳生刑部と相試み、刑部に勝ちし人なれば我藩にありし時藩士の親炙せるものなかりしとも斷じ難し、錄して參考となしぬ。

新景流　一所　烏橋通

上泉伊勢守秀綱を開祖となす。

砲術

稻留流　二所　新町新丁。千石町

種子島流　一所　米代四之丁

夢想流　二所　諏方通。水主丁長源寺裏

自由齋流　一所　米代三之丁

荻野流　一所　本三之丁

石橋流（矢鐵砲 奉火矢）　一所　新町新丁

新格流（棒火矢）　一所　晒屋町

承應三年五月火矢打木村太左衛門棒火矢を仕立て、新井寺村より十町を射、無類の上手につき二百石を賜はり召出されし旨舊證類聚に見ゆ、流名を載せざれど棒火矢とありしかば新格流の祖ならずや、錄して識者に問ひつ。

諸葛流　一所　手明町極樂寺裏

智徹流　一所

堅昆流　子母砲　一所

文祿年朝鮮の役に加藤嘉明（左馬頭）の抄掠し來りし子母砲といふあり、その銃匹製（イレコ）にてその匹製を子生砲と稱す、即ち子砲なり、この子砲に彈藥をこめこれを母砲の本なる穴に藏て射るなり、もし母砲破れたる時には子砲のみにて射るを得べしとなり、母砲の長およそ六尺餘、子砲は二尺許即ち野戰砲なり、加藤家の遺物にて天主樓下の兵器庫に數十張あり、中には萬曆の年號を刻したるもありき、享和年河原政心江戸に於て伊豫里順（その何人なるをしらず。）に學び、傳授を得て指南せしよし系譜に載す、我藩これを祖となすべし。

北條流　一所

始祖をしらず最上長筒（モガミナガヅヽ）あり、長さは臺を合せおよそ六尺餘、先端を木臺にあげ振れぬやうにし膝臺にて射るものなりときく、その彈量をば聞かざりき。

一味流　一所

永田流　一所

高島流　一所

算術

吉田流　一所　寺町

吉田光由（士兵衛と稱す山城嵯峨に住す和漢合運塵劫記を著す中興也）を始祖となすならん。

關流　一所　南町竪町

關新助（常憲公の臣塵劫記によりて大に發明す）を始祖となす

手塚流　一所　鷹匠町

柔術

神道精武流　二所　學校內。徒之丁下堀端丁

神妙流　一所千石町

按ずるに神妙流はもと江戸邸のみにて會津になき流岐なりしが、忠恭神君の尊慮に出て會津に開かれき、その當時江戸の師範は倉澤重英（傳之進）會津にては黑河內八十郎なりしと。

石井氏覺書

稻上心妙流　一所　新町一番丁

眞妙流　二所　鷹匠町。新町二番丁

水野新當流　九所　本一之町。徒之町法林寺前。南町二十軒町。漆原町行人町、徒之町中丁。烏橋通。新町二番丁。横丁袋丁

居合術

小笠原丈之助ヨリ伊東何衛ニ傳タル稽古場米代四之丁伊東宅ニアリ安

林崎新夢想流　一所　甲賀町通

一ノ宮流　一所　本一之丁

樊噲流　二所　徒之町中丁。同藥師前

今井陰流　一所　米代二之丁

荒木當流　一所　本一之丁

新夢想無樂流　九所　新町一番丁。同心町。馬場町。横丁袋丁。花畑丁　小田町。徒之町表丁。行人町。手明町

水練術

向井流

薙刀術

穴澤流　一所　新町二番丁

神道無螫流　一所　南町二十軒丁

町見術

算術を借らずして一の磁石と昆發とを以て里程の遠近、山谷の高低等を測り國郡城郭の圖を製するの術にして、即ち神速を要する時用ふべくしてその釐毛を爭ふに至ては算術によらざるを得ず、この術は初め和蘭人「カスハル」といふもの長崎に來て開きしにより流名も斯くは稱ひしなりとぞ。

加須波留流　一所　新町新丁

壇（ダン）術

一に居物（スエモノ）術といふ、刀劍の利鈍を試る術なり、死刑の內に誅伐或は成敗（セイバイ）と稱ひ體軀を寸斷（斬るに定所あり）する刑あり、これを行ふ時三流輪番に斬處を分ち、公家の新刀または諸氏の刀劍を試みたるなり、平日の稽古には卑き土壇（刑人を斬る時も土壇に据るなり）を設けて刄引（ハヒキ）刀にて稽古せり、その術は山野勘十郎（江戸の人）これを傳ひ我藩は大沼俊矩なり。

山野流　三所　大町通。米代四之丁。材木町住吉前

刑事に用ふる斬鋏（キリツク）（木の大なる鋏）鉛（鍔に當てしものにて重くして斬るに便にせしなり）は學料役所より下付あり刑事執行の時記したる斬帳（キリチヤウ）（個所を分ち刀の利鈍を記したるもの）は學校奉行を經て出したりと聞く。

手棒（テボウ）術

一尺八寸の樫棒に鐵線四本を張て末に鎖の先に五六寸の劍を付したるを遣ふ術なり。

白井流　一所　新町一番丁

以下の六術は流名を知る能はず、その實のみを掲ぐ

手裏劍（シユリケン）術（銑鋭なれども俗に從ふ）　一所　新町一番丁

七八寸の鐵釘の如きものを右手に持ち肩に搆ひ踏込みながら擲つ術なり。

本棒術　二所　南町鐵砲丁。瀧澤町

長さ六尺の樫棒を左右の手にて彈き遣ふ術なり。

捕手術　白打或は手搏なれども今俗に從ふ　二所　瀧澤町。中長丁

青柳流　二所　瀧澤町。中長丁

鎖鎌術　一所　新町一番丁

手棒と同じものにて先に鎌を付けたるなり、その遣方も少く異なりしと。

體挫術　二所　小田町。五之町

人の侵し來りし時彼を挫くの術にて柔術とは反せりといふ、その稽古には甲冑組打あるひは陣中忍の術等のことありしと。

三ッ道具術　一所　新町一番丁

留主住、長脚鑓、木扒の三器にて城郭塹闕等の門番所の前に建ておき惡徒を制逮するの器にて、柄はみな二間なり、木扒は丁字形にてこれを股肱の間に挾み引倒すべきもの、その長脚鑓は鍬形にて頸または他所に當て壓すべきものなり、留主住は三四の鈎上下して衣服を衝きからむべきものにてこれ等を使用するの術なり。

學校の諸生は前に列記する算術以下の諸藝に至ては學ぶもの多からざりしが、獨禮以下のものに至ては弓槍刀術と同じく學びしなり、獨禮以下は相續の時減知降格の例規ありしに父の勤功若くは嗣子の藝術品行によりて父の格式に召出さるゝを得るの特例ありしを以て子弟も頗る勉勵し砲術居合術の如き數流の門に入り十餘藝の許位に昇りしもありき。

弓槍刀の術にかぎり十七歳にして許位に進めば金二百疋を賜はり賞譽せらるゝの例規ありしが古來この賞譽を賜はりしもの至て稀なりしとぞ。

第二十五　江戸邸并猪苗代學校

江戸邸の學校は芝新錢座の邸内にありて、すべてのことみな會津の學校より仕出したるものにて、學校奉行並に添役は番頭以下にて兼ぬるを恒とせり。

儒者見習勤一人、素讀所勤一人、書學は和樣、華樣の二流、卜部神道武講あり、弓術は道雪派、印西派、馬術は大坪古流、槍術は大内流、實藏院流、一旨流にして實藏院、一旨の二流は同場なりき、刀術は太子流、神道精武流、砲術は種子島、自由齋、荻野の三流、柔術は神妙流、居合術は新景流あり、その他水練、櫓手（ロテ）（船をなすの術）の稽古あり、みな師範一人、締方勤一人ありき。

○

猪苗代の學校には儒者見習勤一人、素讀所勤一人、書學師範一人、卜部神道師範一人、武講は役付一人あり、弓術は道雪派、馬術は大坪古流、槍術は實藏院流、刀術は安光流、砲術は夢想流、柔術、居合術（流名をしらず）あり、外に三尺棒術（これ若松になき術にして山本惣二郎師範たりしと）あり、すべて武藝は締方勤のみにして、師範は日新館の師範これを兼ね、毎年四五回づつ諸生を率ゐ出張して教授せり、學校奉行も春秋二回出張して奬勵し、その出張中は師範諸生とも皆小賄（コマカヒ）を給與せられき、猪苗代より若松に來り稽古することありしが、その時にも小賄を給與せられき。

按ずるに儒者見習勤は多くは常住にて、文化の頃澁谷源藏この任にあたり、降て弘化の頃は河村源藏（兵藏と稱し松庵と號す）等一時常住して教授し、神道は見禰山の社司これに當りき。

小賄とは一人一日白米一升と外に宿料錢六十文なり、これは其地の代官宛の手形にて本途勘定所より受けて、その宿主に渡し置けば宿主これを代官所に出し、年末の貢米と差引になり、遂には學料より本途へ返償して學料支出となりしなりと。（猪苗代は紺紐）以上の子弟の出る處を學校と稱ひ、獨禮以下の子弟の出る所を別間（ベツマ）と稱ひ襖にて隔ておきしが、武學寮は皆同じ所なりき。

江戸猪苗代とも日新館の制に倣ひ、文學は尊卑を區別し、花色紐（友人の說話）

兩所とも學資は日新館學料役所より送付しおりしと。

因に曰若松の子弟が日新館、學館に通學する、その遠きは二十丁餘なるありしが、こは稀にして多からず、江戸邸は近きは箕田綱坂邸、また和田倉門内の二邸、何れも二十丁餘を隔て、深川高橋の邸内よりは二里餘を隔てしが、十歳の幼年生が晴雨に拘らず、毎日通學して時間を誤らざりしは、慣れしとはいふものゝ勉めしにあらずや。

第二十六　市村學事

足輕に弓組と鐵砲組とあり、その組屋敷の近傍には的場及び角場ありき、その町名おほよそ左の如し

的場　七所　南町弓丁。漆原組町。小田垣二番丁。半兵衛町五番丁　縣塚財穂町　瀧澤町養蠶社内。御旗町四番丁

角場　九所　東名子屋組町。八十人町長丁。八十人町四番丁。千石町二番丁。御旗町四番丁。縣塚外裏町。縣塚新町。漆原組町。南町鍛冶丁。

砲術は多く稻留流、弓術はすべて道雪派にして、諸流の寄的には出ることを得ず、また學校および宅稽古場の諸生も行くことを禁じおかれしが、諏方社大祭日の寄的には大勢の人集るゆゑ矢代目と稱し弓組足輕をして矢代を世話せしめ、それがため加はることを許せしが、毎的學校宅稽古場のもの射終りし後に射ることを例とせり、弓砲は職藝學ばざるを得ざれど、その他槍刀、柔、居合、手棒、本棒體挫等の諸藝もおもひ〳〵に學びしなり。

○弓砲の足輕に一年一二回試驗あり、弓は五寸引（弓術門に詳なり）にて八分以上の中りに賞與あり、砲術は十匁彈二十五發五寸角に八分以上の中りに賞與あり、此時には物頭よりその部下の足輕に彈藥を與へ、奬勵して他の組と大に競爭し妻女は家に在て神佛に祈誓し勝たんことを祈りき、これを足輕だちは唱ひて御役といへき。

○松窪上荒井（會津郡）小荒井（耶麻郡）坂下、濱崎（河沼郡）の五ヶ村に地方御家人（チカタゴケニン）と稱へし在住の家人ありて、槍刀および砲術を稽古せり、槍術は大内流にて上遠野保學校の師範澤野久之丞宅稽古場師範これを教へ、刀術は渡邊直左衛門（同上）之を教へ、砲術は山本權八これを教へしが、火術は重もに野戰砲なり、各村落に教場を設けおきしその入費は悉皆自辨なり、近村は毎月一回、遠村は隔月に一回、師範役付の内諸生を率ゐ出張して教授するの例ありたり。

按ずるに享保三年梵唵流居合術の師範吉田忠恒（新右衛門）が濱崎村郡役所（コホリ）内にて役所詰のもの及び地方（チカタ）のものに居合術を指南すべき旨を命ぜられしより同家の系譜に見えたれば居合術も學び居しものと見えしが後世はいかにや

○上荒井村（會津郡）に御弓新田と稱へし所あり、こゝにも世襲の地方御家人三十二家ありて印西派の弓術を稽古せり、師範は小川定八とて世襲師範たりしが地方にて師範たりしは他にあらざるなり。

按ずるに正保元年南山（伊南伊北兩鄕の總稱）横田の舊主山内家の類葉栗城太郎左衛門といふもの、保科正近（民部と稱す土津神君の城代なり）の命により、地方（チカタ）取の足輕百人地所を見立て屯田せしめんとせしに纔に三十人を募りしかば、一人草高六石づつの地所を給し、太郎左衛門を小頭となし上荒井新田（會津郡）に置きて南山に變あれば關山の嶮を守るべき旨を命じ、それがため砲術を修行せしめ、承應二年に至り各一人に一口俸を增給せし旨家世家記に見えたれば、この頃砲術を修め後弓術に變せしものか、然し地名を御弓新田といひしかば始より弓術を修めしものと推考せらる、新編會津風土記に寛永二十年弓足輕三十人を置き田園を闢かしめ給田となす、其子孫相續て此に居る故に俗御弓新田と稱すとのせて砲術の

ことをのせず、下項に於て後世砲術を奬勵せしを知るべし。

有賀家系譜に文化三年十二月滿摠が小司成たりし時、御弓新田の三十二家を支配して鐵砲をも兼ね學ばしめよと命せられし旨を載せ、また天保年間には田中玄純、和田義次（八兵衛）等交る〳〵郡奉行となり、地方家人の稽古上のことは大に奬勵せりといひ傳ふ、また嘉永二年に弓銃兩業とも稽古するを以て一口俸を增給せられし旨續日記類寄續編に見え、安政の頃廣川勝介軍事奉行たるに及て稟議する所あり、隊伍に編入して追鳥狩にも出せしとぞ。

○四郡に郡役所（コホリ）四所あり、その構内に角場ありて地方家人ども砲術を修めき。

按するに文化元年石橋流の師範中田元苗（鐵右衛門）諸鄕村の地方家人の所望により、角場を設けて指南せしよし同家の系譜に見ゆ、この時創設したることを知るべし。

○猪苗代に半坂といふ所あり、玆に世襲の同心五十家あり、俗に半坂同心といふ、專ら砲術を稽古せり。

因に曰安政年の頃ならん槍刀に達せし松本勇、一時居を猪苗代に卜したることあり、この時同心等に古天流の劍術および神妙流の柔術を教へ大に振起せりと鈴木爲輔語りぬ。

○市村の諸稽古、諸道具はすべて宅稽古場と同じく自辨なりしが、嘉永元年槍場には槍柄、弓場には卷藁弓を下付せられき、（續日記類寄續編）これ一時の奬勵に出でしことならん。

○郭外には一町或は二三町ごとに書學算術學問を教授するものあり、皆平士以下の二三男にして常職なきものこれを以て業となし炭席の料少し許りと他に幾分の謝儀を受けて生業とせしなり、こゝに行き習ふものは近傍に住せる平士以下の兒女或は陪臣商家の兒女にしていはゆる家塾なり。

○家塾ある近傍に住せし花色紐以上の女子も家塾に入りて習ひしが、廊內に住せしものゝ女子は會日を定め自宅に師を廷き習はしめ、また手本のみ受て自宅にて獨習せしめしあり一樣ならず、女子にして學問に從事せしは至て稀少なりしが、薙刀術を修めしは少なからず、慶山村の廣原に於て女子が野試合（ノシアヒ）（雜事門に詳なり）などせしことありき。

因に曰中野平內の女つや子は、戊申の役に薙刀を持ち敵に赴き討死せし目覺しき女なりしが、初め黑河內彙規に就て穴澤流の薙刀術を學ぶ、ある時彙規一首の和歌をかきてみせける。

いぬる間もなくてうつ業怠らす君かやすゐの枕ともなれ

その他山本八重子（後新島襄に配す）がはたらき、また自害して敵の手にかゝらじと思ひ定めしも多かりき。

○內師と稱ひしものあり、勤務あるものその餘暇他の囑托に應じ教授せしなり、近世に至て學問は杉原外之助、三橋作之進、書學は藤澤內藏丞、山本常治が如きこれにして、また部屋（ヘヤズミ）住にて教授せし米澤淳八、宗川儀八郎の如き徒弟最も多くその功績もまた偉大なるものなりき。

○代官所ある村落（代官所十五所）にては代官所の長屋に教場を設け代官の周旋にて師を聘し教へしむるあり、これを鄕校といひき、また市街の體裁をなせし村落（坂下、高田、小荒井、小田付、田島、鹽川の類）はさらなり、其他と雖も大村

には平士以下の二三男若くは隱居等居をトし書算を教授せしものあらざるなく、また神官、修驗、僧侶等にて教授せしものも少なからず、堀左衛門が小荒井にありて教授せしが如き、その隆盛人口に膾炙し今に至て衰へず、また若松の市街にて修驗の類書算を教へしものありしが、寺院にて僧侶が教授せしものはこれを聞かず。

○市村とも教授には別に法制もなく、市は檢斷、村落は代官に屆けしのみにて學校奉行の支配せしにはあらねど、教授法に至てはその事により儒者これを喚び口達することありき、若し他邦人が會津地方に留まりて教場を開かんとする、先づ學校奉行の許可を得るに非ざれば開くべからざるの定規ありしと聞けり。

○市村とも商農の兒女の尋常の教科書は大抵古狀揃、庭訓往來、農商往來等なれど、中には高尚なる科程を修め和漢の書に渉獵して身を立てしもの寡からず、中に添川栗（耶麻郡舞臺田の人、通稱寛平、字は寛夫、或は仲顯、廉齋と號す）が如き、遂に板倉侯（上州安中の太守）に資遇せられ、子に至て（奉仕せり）また土屋朗（猪苗代領下の人、七郎と稱し蟹關と號す）は古賀精里の門に遊び學業大に進みしあり、その他市街の舊家（坂内、倉田、梁田、早山の如きの類數家）若くは豪商と呼ばるゝものは、小笠原流の禮式など修めしもあり、また和歌茶道に入りて自ら卑うせざらんことを勉めき。

○教授者にして教授上大なる功績あるものは賞譽せらるゝあり、即ち米澤淳八が二口俸を賜はりしが如きなり、またその受業者にして學業秀逸、品行善良なるものはその奉行（御藏入郡奉行、町奉行）の手許より書籍硯等を與へ奬勵せしとぞ（石井氏覺書）

○若松の郭内天神口の傍に天輝山延壽寺あり、この寺院に槍刀場ありて名士ども相會して試合ひ、他藩士來りて日新館内に於てせざる時にはこゝに於てせしことありき、こは公然たる教場にはあらねど當時の住僧篠月（もと武家（幕府または加賀侯の臣ともいふ）にて武術を好み、その槍刀場も彼が經營せし處、また和歌をよくし歌人も多く集ひ吟詠するを常とせり。（篠月老て隱退し羽黒山に移りき）

因に曰會津先封葦名、蒲生、上杉、加藤の四氏は皆その終りを全くせざれば、遺士の農商に歸し留まりしもの多く、士津神君入封の當時は武氣なほ消し去らず、百姓等が武技を演ずるを禁せられしことあり、學史門正德二年の條に詳なり）漸々消却し後世は地方家人の外農商には演武のことゝて聞かざりしが、演射は尚ほ止まず、沼澤、本名、田子倉の諸村（大沼郡）の如き最も流行し他の諸村も行はれしとなり。

土津神君は武氣を消却せられしが、文事に於ては奬勵し給ひ、横田俊益が商家にありしを擧げ給ひ、商賈が岡田如默を師として學を講じ居りしその地稅を免除し、稽古堂と名けて講習所となし米穀を寄附し給ひ、その後德翁神君が町講所を建て給ひしも專ら商賈のためにて、廣瀬惟勤（小源太）が張附師の子なりしを拔擢せられ、講所の指南たるが如きありて、中世に至ても講習せしものありしや疑ふべからず。

村落にも講習者あり、小田付、小荒井（耶麻郡）よりその近鄕は古來より王氏學流行せし處なり、その